

平成30年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年12月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 東郷 克己 2番 山崎 敦志
 4番 橋 俊明 5番 坂口 重良
 6番 岩井智恵子 7番 津村 俊二
 8番 矢野 隆行 9番 田中 陽介
 10番 稲垣 誠亮 11番 山本 剛
 12番 鈴木 市朗 13番 工藤 義明
 14番 野並 享子 15番 東郷 正明
 16番 北村五十鈴 17番 荒川 泰宏
 18番 立入三千男

不応招議員 3番 長谷川崇朗

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長 選挙管理委員会書記長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人、欠席議員1人。欠席議員は3番、長谷川崇朗議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第1番、東郷克己議員、第2番、山崎敦志議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

それでは、通告第6号、第9番、田中陽介議員。

○9番(田中陽介君) 皆さん、おはようございます。第9番、田中陽介です。それでは、一般質問の方を始めさせていただきます。

今回、質問させていただくことは、過徴収した固定資産税の還付及び市の対応についてということで、質問させていただきます。

昨今、自治体の固定資産税の算定方法やその取り扱いをめぐり、納税者が行政を相手に訴えを起こすという事例が見られましたり、また当市においても、課税業務における納税

者の信頼確保というのは非常に重要なことで、適正な課税体制に真摯に取り組む必要があると考えております。

去る10月25日、全員協議会にて報告された固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例適用についてという議題において、減免の未適用が4件報告されており、先日既に予算の範囲内で還付を済ませているという報告がありました。

そこで、この過徴収した固定資産税の還付の取り扱い、または市の対応についての質問をさせていただきたいと思っております。

また、はじめに、なぜこの質問をするのかという説明をちょっとしておきますと、やはりこれから課税業務、都市計画税等の議論とかも始まっていく中で、やはりこの信頼性、しっかり担保されないといけないということ。そして、何か税金についてのミスがあった、ないしミスがあるかもしれないというときは、しっかりとその分を、取り過ぎた分はしっかり返すという、これは人道的に当たり前のことだと思いますので、それをやっぱり市としてしっかりやっていただきたいということで、質問をさせていただきます。

まず1つ目、まず前提条件として固定資産税、これは納税者が申告する申告課税方式なのか、国や地方公共団体が納めるべき金額を計算し納税者に通知する賦課課税方式かということをお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。田中議員のご質問、税に関するご質問の1問目にお答えをいたします。あえて、私に聞いていただかなくてもいい質問かなと思うんですけども、当然賦課課税方式です。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 賦課課税方式ということで、これは市がしっかり計算して納税者に通知するものということであります。ただし、この減免につきましては、野洲市の市税、野洲市税条例におきまして、申告をして下さいというふうになっていることも確認しております。

そこで2番目ですね。今回確認された適用漏れは、相当年数が経過しているとありまして、これはそれぞれ何年経過しているのか。また、当時の経緯は確認できないというふうにあるんですけれども、市は従来から新築家屋評価の訪問時に、制度の説明と適用申請書の提出を勧奨しているということであります。では、減免申請していなかったその理由は、何かあるのか。また、経緯が確認できない理由はどういうことなのかということをお伺い

します。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 適正に課税されていなかった4つのケースのなぜなのかとかですが、これはもう既にお示しをしているんですけども、余りにも昔のことでわからないというので、具体的に申し上げますと、1件は昭和54年建築の方で、もう39年経っています。次に古いのは昭和59年、34年経っています。次のが平成9年で21年、一番新しいのでも平成11年で19年経っていて、当時の状況を解明する資料が残っていないということですので、最大限確認をしましたが、経緯がわからない。基本的には減免がされているんですが、当時担当者も同じことをしているはずなんですが、たまたま提出されなかったのか、そのあたりは現時点では解明できていません。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） そのあたりを納税者の方に確認というか、そういうのは直接されたんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 議員の皆さん、おはようございます。

その点についての納税者への確認ということで、お問い合わせでございますが、後ほどのご質問の中でも、関連した内容でご質問されているんですが、そういった部分も含めまして相当の年数が経過しているということで、納税者の方にはご説明申し上げたところでございますが、そういった手続を踏まえまして、今回の還付というような手続をさせていただいたというようなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） それは、対話の中で向こうさんも昔のことだしわからないわということだったのか、わからないであろうというこちらの想定なのか、それはどうなんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） その辺の詳細につきましては、一応納税者の方の個人的な部分になりますので、ちょっとこの場でお答えすることはできませんが、いずれにしても、こういった案件につきましては、納税者の方には丁寧にご説明申し上げて、手続をさせていただいたというような状況です。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） では、次に行きます。今回の還付では、職権により特例を適用し、地方税法第17条の5に基づき、還付時点の平成30年度から平成26年度までの5年間を遡及して課税更正し、減額分を還付、各納税者には個別に説明というふうにあるんですけども、今、先ほど説明されたということなんですけれども、納税者の方はどのような反応であったのかをお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど納税者に確認されたかということなので、そういう質問だったので、総務部長に答えてもらいましたが、要するに結果としてここまで来ているのは、納税者の方も5年の還付で了承をいただいているということです。1名の方は、5年を超える還付について尋ねられたということですが、担当職員が答えたのは、地方税法に基づいてこちらは対応するという事ですので、地方税法の規定を超えるので、国家賠償法による司法の判断に委ねられるものであると説明したということです。

ですから、今回5年をお返ししますということで了承を受けていますから、制度上はそれでよしとおっしゃっているということは、もしか減免申請を出した写しが存在するとか何かだったら、その場で言うておられるので、基本的には了承されたということで、地方税法に基づく還付、これは通常の地方税法というのは5年さかのぼると、最大5年さかのぼるということですから、それで対応したということです。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） そういった説明を受けたということは、私も納税者の方からも少しお話を伺いまして、必ずしも了承というか、わかりましたということはあったんですけども、皆さん、詳しくこういった案件についてご存知である方ばかりではもちろんないと思いますし、どういった他の事例とかも含めて対応があるのかということもわからないと思うんですね。そんな中で、やっぱり実際提出したのがあるかないのかもわからないという個別の案件にはなるんですけど、もしかしたら、わからないということは、何かしら行政側のミスである可能性も捨て切れないわけですね。その中で、個別にどうやってそういったものをいかに真摯にというか、ちゃんと返していこうというために、よその市町では、いろいろ要綱なんかを定めて、あれはいかに返すかという、取り過ぎていた分をいかに返すかのための要綱をつくっておられると思うんですね。やっぱりそういう姿勢という

ものがちょっと欠けるのかなと思うんですけれども、そういったところ、どうお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まずこれを報告を受けたのが、初めて受けたのが今年の10月です。通知は26年に来ていたらしいんですが、事務的に処理をしていたのと、ちょうどそのときに固定資産税の見直しでシステムをさわっていましたから、その中で最大限拾い上げようということで拾って、4件が出てきたと。いろんな文書があるかないかも全部庁内で調べて、4名の方に還付をしますということで、協議が10月の、日を覚えていませんけれども、かなり後半だったと思います。適正にやろうということで、徹底的に議論して、弁護士さんとも相談して、よそにもあるよということなので、まちによっては、20年さかのぼったり、15年だとか10年だとかやっています。

でも、これは地方税法に基づいていただいている税金であるし、冒頭、自らわかっているながら質問されたように、賦課課税ですけども、減免については申告ということですよ。それと、毎年のお知らせには減免制度がありますから、申告下さいということも印刷して、お渡ししているということ。抜けていた分については、もちろん当時の町役場の事務の問題がゼロとは言えませんが、納税者が何らかの手續を怠っておられた可能性もあると。どちらもあり得るので、要綱で税の減免をするというのは、地方税法の権限を越えます。これは法律的に私、おかしいと思うし、弁護士にも相談したらそういうことです。あえてよそのことを報告しなかったのは、10年とか15年とか恣意的に税の還付を行うことは、これは許されていません。それなら議決をしないとだめですから、補償と一緒にですから。個別案件で。

ですから、個々に権利の通告をしているわけです。国家賠償法で訴訟を起こしていただければ、これはこちらとしては、起こして下さいという意味じゃないですけども、受けますよということですので、要綱でというご提案というのは、これは私はおかしいと思います。議会で議決しない限り、損害賠償と一緒にですから。ですからその手はとっていないということです。他のまちのがいいという、田中議員は思っておられるか知らないですけども、本来はそれなら条例を定めないとだめで、要綱でできるということ、議員自らおっしゃることは、これは本末転倒じゃないかなと思うんですけど。要綱というのはこちらの権限ですね、執行部の。でも、税の、本来地方税法、法律を超える税の還付ということになると、賠償になるんです。他のまちは国家賠償法の最大限をとってみたい、中間をとって

みたり、かなり恣意的なことをしています。野洲市の場合は、きちっと。今回発見されたけども、適正にやっています。

さっき税は恣意的とおっしゃったけども、私になったときに、一等地の固定資産税を3分の1にしてあって、適正にやったら1年か2年かかりました。操作をしていたんです。だから、絶対やったらいかんというので。もちろん、事務的なミスは存在しますが、クレームがあったら、ひそかに固定資産税を減免していたんです。本当です。変な理屈で。それをきちっと説明してやったんですけども、そして向こうにも権利を申し立てて、不服申し立ても申し上げました。でも、されませんでした。でも実際、1年か2年、職員には徹底的に話に加えたし、私も市長室で出会いました。でも、これも過去の負の資産です。負の遺産です。遺産というのじゃないな。負の。遺というのはどういいますね。マイナス。でも、最大限、今は税は公平に、透明にやっていますが、たまたま調べたらこの4件が出てきたので、地方税法に基づく適正な判断をしたわけであって、改めて申し上げますけども、要綱でやっているまちがありますけども、要綱よりはやはりやるのであれば条例を定めないとだめですが、条例を定めるようなものではないので、個々に国家賠償法で求めていただくのであれば、これはこちらは対応せざるを得ないと、そういうことですので、何かお知り合いから相談を受けてられるんだったら、ぜひお伝え、改めて田中議員からお伝えいただいたら結構かなと思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 野洲でもともとそういう過去にいろいろあったということをしっかり整理されたと、整理していくというのはもちろん大事なことですし、それはもちろんやっていたかかないといけないことなんですけれども、他の市町がいろいろ要綱をつくっているというのは、確かに僕もいろいろ今回調べさせてもらうと、法律家の中でもこんな要綱はおかしいとか、いろんなことは言われているんですけども、そもそものスタートは、取り過ぎたものをちゃんと返すという、そこが根本になっている分、法律的ないろんなあれはあるんですけども、そこは僕は評価できるのかなというふうに思っていて、その中で、先ほど裁判にするのがいいんだろうということをおっしゃって、いいんだろうというか、せざるを得ないというふうにおっしゃっているんですけども、やっぱり裁判になると係争案件になりますし、当然戦うことになるわけですね。そういうのをできる限り、不毛な戦いになりますので、そういうのを防ぐために、おそらく要綱というものをつけて、例えば彦根なんかは、そういった執行部の判断、それと納税者の言い分、いろんな

ことプラス、固定資産税の評価審査委員会かな。そういうのの案件もちゃんと審議、協議をへた上で最終的な判断をすとか、そういうふうに決めているわけですけども、やっぱり市長の考えとしては、法廷でやる以外はないというお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 法廷以外ではなくて、こちらとしては本当にどういう原因でこうなったのかがわからないわけですから、それを要綱で一方的に全て減免するというのはふさわしくない。要綱はとれないということです。他のまちは要綱でしているかもわかりませんが、要綱でやっていいんだったら、いろんなことは全部要綱でできますよね、他のことも。だから、税の還付については要綱でやるべきでないという制度の一番重要なところを尊重して対応しているということです。田中議員は要綱でやれという主張なのか、そこは意味がわからないんですよ。何を質問の趣旨なのか。こちらは、顧問弁護士にも相談した上でこれですし、議会にもお示しした上で、これでやっているということです。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） こうして議会に示していただいたので、僕もこうして質問しているということなんですけども、趣旨としては、やっぱり僕は普通に考えて、多分市長も逆の立場になったらそう思うと思うんですけど、払い過ぎていたことに関して、やっぱり返していただけるなら、当然ちゃんと返していただきたいし、やっぱりそれは人として当たり前のことやし、返すのも、僕は当たり前のことやと思うので、それに基づいて動くというのが大事なことかなと思うんです。その上で、今回質問させていただいております。

では、次、行きますね。資料によると、今回の経緯、26年に総務省から他県で住宅用地に対する課税標準額の特例申請漏れ、適用漏れがあったということから、検証を行うようにと通知があったから調査を行ったということなんですけれども、僕は、いろいろ当時の担当課の方とか、いろんな方にヒアリングもさせていただいたんですけども、実際にはこの通知が来る前から、ちょっともしかしたらいろんな漏れがあるんじゃないかということも原課では考えていらっしやって、それと同時に、こういう通知が来たので、実際にそれが動き始めたということだったんですけども、その適用漏れが判明した時点と、この措置が執行されるまでに4年間、実際には5年ですか。30年に還付されているわけですから、5年間かかっているんですね。これはちょっと長過ぎるんじゃないかというふうに思っています、市長が聞かれたのが今年、全く聞いておられなかったということなのか、ちょっと後でお伺いしたいんですけども、やはり優先順位としては、かなり高い案

件になるのかなと思うんですけれども、ちょっと時間がかかり過ぎかなと、そういうことも思いまして、この案件について、実際の段階的な調査から執行までの経緯の時系列をちょっとお示ししていただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっきも申し上げましたように、私が税務課から。総務部長も来ましたが、協議を受けたのは平成30年10月で全く初めてです、こういう問題があるというのは。固定資産税の課税の正確さというのは、さっき申し上げたように、なつてすぐに適正にやってくれとやってやったら問題があったので、基本的に不公平のないように、適正にということは徹底をしています。多分、だからそういうことから、今初めて担当職員がそこに疑問を持っていた、固定資産税の課税の適正さの疑問を持っていたというのは、そういうことがあったからかもわかりませんが、いずれにしても、私が報告を受けたのは10月です。その時点で過去の経緯として確認したら、平成26年9月に固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保とした総務省からの通知がありまして、当時、発注中でありました固定資産評価替調査業務の中でデータを活用して、住宅用地の特例の適正確認を行ったとのこととあります。その結果、平成27年1月、これ27年1月の時点で、翌年度の4月に課税ですから、その1月の時点でのデータでは、非住宅で住宅用地特例が適用されている疑いがあるものが306件、住宅用途の建物で特例が非適用の疑いがあるものが76件リストアップされています。

ただし、このデータ抽出では不確定要素が多々含まれていたことから、年度ごとのスケジュールを定めて、平成27年度から本来業務を遂行しながら、並行して航空写真や地番図、家屋図などの机上調査、法務局にて公図確認、また現況調査を行うなど、複雑多岐にわたる確認作業が実施されております。住宅用地の特例適用を受けるためには条件があり、条件に合致しているかの調査を、丁寧かつ慎重に行った結果が4件の適用漏れが判明したということでありまして、この4件について対応を協議した結果、当時の経緯が確認できないこと、本来は、納税通知書の記載に疑義が生じる場合は申し出をする等、本人の申告により特例適用をするところとありますが、職権により特例を遡及適用することとして、地方税法第17条の5に基づき5年間の課税更正を行ったものでありますというのが経緯であります。

ですから、本来はご本人に通知して還付の手続きをとっていただくんですけども、地方税法でこちらが最大限できるのは5年ということで、行ったということです。私も協議の中

で作業は聞きまして、今、こういう答弁になっていますけども、確かに通知が来てからは遅いかなと思いますが、いろんな作業をしていたと。結果、ここに至ったんだろうというふうに思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 平成28年の段階で、この4件という絞り込みはおおよそ、おおよそというか、ほぼ確定していたという話をご存知かどうかちょっとわからないんですけども、その時点で、原課でも国家賠償法を適用していくのか、税法だけで行くのかというところで議論されていたということで、弁護士の意見も聞くということで、市長にはおそらく弁護士案件は何か市長に決裁が要るみたいな話なので、そのときは市長は、その内容までは知らされていなかったということでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 途中で思い出しました。話があったんですけど、本来弁護士相談は全て私の決裁が通るんですけども、決裁を通さないで弁護士相談していたのを確認しました。だから、弁護士相談していたことも、私は知りませんでした。つけ加えますと、9月に知って、すぐに速やかに、まさにその日に判断をして、そしてその考え方で弁護士相談を改めてかけて、これでよしということでしたから、だから10月に私が聞いてからは、ほとんど時を置かずに全協にお示しをして、対応したと思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 私も、市長と1年おつき合いして、性格もわかりますので、こういう案件あったら、すぐ対応されるものだという印象もありましたので、その辺も何か不思議だなと思っていたわけで、だから、例えば28年の時点で、ちゃんとその案件が上がってれば、そこから5年間返せたわけですね。税法の範囲においてだけでも。その28年から30年の今までというのは、極端な話をいえば、わかっていたのに通知もせず、不当に税金をいただいていたという考え方ができなくはないと思うんですけども、その辺は市長、どういうふうにお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 28年にわかっていたというのは、私、本当に知らなかったんですよ。だから、いつからじゃなしに、4件がこれこれあるので、返さないといけないということから来ました。弁護士相談をもう1回かけるとなったときに、いや、既に弁護士相談をしていましたよと。じゃ、いつなのかということで、過去の弁護士相談がわかったんで

すね。だから、もしか、田中議員が議会の議場でご意見というのか、当事者である納税者の方が万が一、今、私、報告を受けているのは、丁寧に納税者にはお話をして、ご了解した上で対応しなさいと。それから動いているわけですけども、もしかご不満があるのであれば、もちろんお聞きをします。ですから、私が把握しているその作業、26年から作業を続けてきて、それなりの妥当性がありましたよと報告を受けているわけですが、今、田中議員が2年間にもっと適正な対応ができるということであれば、ご本人から提案いただければ、こちらは確認をいたしますけど。田中議員が調べて、今言っておられるのか、ちょっとそこがわからない。私が今持っている情報と完全に合っていない。田中議員の方が情報が多い、残念ながら。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 私も、その辺の、特定の誰かの責任やというわけではないんですけども、やはり体制として、そういう報告がちゃんと上がっていなかったこと自体も、これからの課題でもあると思いますし、そこら辺の審議は、もう1回しっかり市長の方でも確認していただいて、何かやはりそこに市としての、非といえはおかしいですけど、何かやっぱり過失の部分が認められようということがあるのなら、その辺はやはり例えば固定資産税の徴収の場合、これが判明して通知をしたときからは時効が基本的にとまりますよね。執行までの間というのは。逆にいえば、通知さえしておけば、執行、時効もとめられたと思うんです、逆にその還付のところにおいても。そういうところで、これは姿勢とこっち側の都合、行政側の都合の問題だと思うので、そこはしっかりそれを見ていただいて、それにしかるべき対応をしていただきたいなというふうに思うわけですけども、それは今、答えを出すということでもないと思いますので、では、次に行かせてもらいます。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時31分 休憩）

（午前9時31分 再開）

○議長（橋 俊明君） 再開します。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可します。なお、反問は質問議員1人につき2回までとなっております。市長。

○市長（山仲善彰君） 今、野洲市では、標榜していますように、できるだけ庁内の透明化、庁外といいますか、市民の方、議員の方とも透明化しています。議員からいろんな問い合わせがあったら、基本的には報告を受けるようになっています。今、その2年前に

わかっていて、時効中断ができる可能性もあったということで、今、田中議員がおっしゃったわけで、それは、逆に、私、教えてほしいんですけど、調べられたから。4件が全てそうだったのか、どうなのかというのは1つ。それと、もしかその分だけでも、今、田中議員が主張しておられるのは、昭和54年とか、30年とか何十年前は別として、判明して疑義が存在してからの分だけでもお返しをしたらいいのかという提案であって、かつそれが確認できたら、議案として損害案件として議会に提案したら、田中議員はそれをよしとされるのか。そこについてお教えいただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員、ただいまの反問に対する発言を求めます。田中議員。

○9番（田中陽介君） 3点でよかったですか、2点かな。4件全てそうなのかということと、議会提案、それを損害的なことで、議会提案したらいいということなのかということと。今、確認している。

（午前9時33分 休憩）

（午前9時34分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中議員。

○9番（田中陽介君） まず4点全てそうなのかということに関しましては、当時に絞り込めていたということは確認しておられますし、今、その4件に還付している現状があるということは、それまでもずっとそれは続いていたということですから、当然その時点でも還付することは可能だったと思いますし、全てに当てはまると認識しております。

そして、この2年だけを議会にかけてやったらいいかということですがけれども、もちろんそれはすべきだと私は思っていますし、ただそれは、まず最低限ですね。だから、確実にこちらにそれをする理由があるんじゃないですかということが1つ。その後の何十年かという分に関しては、これは例えば納税者の方が意図的に出しておられなかった可能性もありますし、市の方で何らかの手違いがあろうか、あった分も当然あるかと思えますし、その辺は個別の案件で、先ほどおっしゃった法廷で、今の仕組みですと、法廷でやる他ないのかなということも思います。市長はあかんと言わりましたけど、要綱でやってはるところもあるということは、僕も調べて思いましたけれども、そういうことですね。だから、最低限2年というのは税法の範疇でも返せるという、僕は地方税法を読んでいて思いました。時効の話です。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

(午前9時35分 休憩)

(午前9時36分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中議員。

○9番(田中陽介君) 今のお答で、2年をさかのぼるという話は時効ですね。時効は28年度時点で通知することで時効が適用されるはずであるという認識でおります。それは最低限のところだと思っております。

○議長(橋 俊明君) 反問はこれで終了します。

引き続き、田中議員、質疑を続けて下さい。

○9番(田中陽介君) 次に行きます。全国の市町村で、こういった問題というのは多々起きていまして、課税誤りですね。それはいろんな固定資産税だけに限らず、いろんなことがあるわけですが、そうしたときに、どういう対応をしていくかというある程度の方針というか、そういうのを定める必要があるのかなというふうにも思います。ヒューマンエラーゼロというのは一番すばらしいんですけど、やはりそれを危機管理じゃないですけど、何かあったときにしっかり公平、公正にそれを対応する、その体制というんですかね。そういうのをつくっておく必要があると思うんですけども、そういったところに関してはどういうお考えでしょうか。

○議長(橋 俊明君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 何か問題があったときの対応ですけども、これはだから法律、条例に基づいてやっていますし、要綱が存在します。だから、一般的に言えば、一応ルールがあって事務が行われているので、例えば今回のケースでどうするかということをおられるんだったら答えが出ますけど、漠然と一般的に事務の中でミスがあった場合にどうするのか。野洲が始め出してから、今、ようやく各自治体も事務の手のミスを発表して、きちっと対応しておられますけども、私は昔からミスがあったら、いわゆる不利益情報は全て公開するというのでやっていますが、これにはルールはないです。案件ごとにきちっとその制度を適用してやるわけであって、何もかもひっくるめて危機管理みたいにやれるものではないですし、危機管理も個別の制度の中でしかできません。だから、今回の場合は地方税法という法律、地方税法によって課税しているわけですから、地方税法のルールの中で対応したということで、どこに問題があるのか。それ以外は法で定められていないものは当事者同士の争いということで、司法が存在するわけですね。だから、お問

いかけの意味が、私、わからないので、要するに今やっているということというのはそう
ことですかというお答えになります。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。地方税法に書いてあるということなんですけども、
基本的になぜじゃ、地方税法で5年というふうにされているかということは、いろんな諸
説あると思うんですけども、私はいろんな人としゃべっている中で、やっぱり徴収するの
にコストがかかるんですね。すごくやっぱり。いつまでもたっても、それを続けていくこ
とで、徴収額よりもコストの方が高くなってしまいうという事務的な問題も当然ありますの
で、そういうところでやっぱり時効5年ということがなっているわけですけども、本来、
やっぱり人道的に考えたら、取り過ぎた分は返すというのが当たり前で、これをどう返せ
るかなというのを考えるのも1つ。法律がそこを明確にミスがあることを前提でつくられ
ていないと思うんです。だから、そこら辺の埋めるためにいろんな条例とか、そういうの
をつくると思うんですけども、だから、そういうのはどう思われますかね。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、法律で還付、徴収、課税徴収漏れよりは、お返しする
方が長くなっていますね。逆に、本来払うべき税金を逃れて、こちらが確認できなくて、
更正、決定する場合、それも全てわかった範囲で課税徴収すべきなのかということで、あ
るいはいろんな商取引でも時効というのは存在していますね。だから、時効というのは社
会制度として設定しておかなければ、どこまで遡及するのかと。全て遡及できませんし、
その間に権利関係が変わっている。もしか重大なミスがあって、誰か処分しないといけな
いとなった場合でも、もうその職員は存在しないとか、証拠がないということなので、田
中議員がおっしゃっている意味がわからないんですよ。ですから、法律で遡及は3年とか
5年とか決まっているわけで、それを超える場合は、この場所で市民がよしと。市民の代
表がよしとされるという個別案件で対応すべきものであって、あらかじめどうのこうのと
決めるものではないので、そこはちょっと法治国家の発想から私はずれると思うんですけ
ど。だから、温情でやっているものだったら、これは私、借金借りたけども、実際は時効
がかかっているんですけども、宝くじが当たったし、今、あなた困っておられるし、本当は
返さんでもいいんですけども、返しますとか、これはあってもいいと思うんですけど、税と
いうものについては、3年、5年とか決まっていれば、5年という最大限で対応するとい
うので、私はそういうのでいいと思うんですが。

だから、反問はしませんけど、いただき。何らかの形で正当にお支払いいただくべき税金が払っていただかなかった場合も、同じように徹底的にさかのぼれということも含めて言うておられるのか、そこをはっきりしていただかないと、返す方だけ全て徹底的にとというのは、これは財源として誰がお支払いされるかという、市民がお支払いされるわけですよ。それと、今回も利子をつけていますけども、本税だけじゃなしに、利子も重なってきますから、だから、利子の分は、今の市民の方がお支払いいただくことになるわけですね。ということがあって、時効が設定されているし、議決が要ることなんですよ。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） その税の考え方については、僕も理解できます。ただ、姿勢の問題ですね。こうやからこうなんですというだけじゃない。先ほど市長は個別に、司法においてそれはちゃんと割合の話をせえということをおっしゃったので、それはひとつ真摯にそういうことがあったときには対応していただけるということだということで、よろしいですかね。そういう方法でやっていくしかないということですよ。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから弁護士とも相談して、地方税法で判断しているのに、何を願ってはるのかわからないんですけど。告知もきちっとしているわけですよ。ごまかしてないですよ。地方税法でやりますけども、あとは国賠法がありますよということもお知らせしていますから、これが最大限かなと。だから、恣意的に先にこちらが5年とか10年とかさかのぼっていくということがいいのかどうなのか。これ、三十何年経っていますけども、国賠法でも、多分20年だったと思うんですね。全部は救済できません。だから、国家賠償法でさえも同じことなので、地方税法だったら、残念ですけども、5年ですけども、国賠法でいっても、30、40年近く経っている方でも、20年なので、だから、その間に何回も申し上げているように、社会が変わって、人間関係が変わっている。いろんな状況があるわけですから。時効制度というのは、何でもないのでありながら、ある意味で社会をリセットすると、そういう制度なわけですね。

さっき冒頭にお聞きいただいたように、賦課方式ではあるけれども、減免については納税者の責任という部分があるわけですね。厳しく言えば。毎年見ておられるわけですし。だから、やむを得ないかなと。そこに温情を、私、福祉の場合、温情がありますけど、税で温情をかけ出したら、前の野洲市みたいに一等地、3分の1にして、とんでもないです。それは恣意的に使っているわけですよ。あるいは水道料金をとらない約束をしておいたと

か、議員になられる前に何百万円も損失計上しましたけど。それはやらない。だから、正確にやろうと思ったら、結果的に厳しくなるけれども、でも、きちっと告知をして、もしくは手続をとっていただくのであれば、こちらは対応します、せざるを得ませんということで、ずっとねばっておられて、要綱を設けてやりなさい、要綱を設けてやりなさいなんですけども、それは私はできないというふうに判断しています。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

最後に、今も全体的な税、5年ということとはともかく、理解できたんですけれども、28年とかその辺の事実関係と、それに対する対応というところは、しっかりとやっていただけたらと思います。

その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき申し上げたように、もう1回調べますと。ただ、田中議員の方が先に調べておられましたから、だから、その情報をお聞きして、今のそういうものなのかどうかというのと、さっきははっきり言われなかったけど、少なくともとかややこしかったんですが、もしくは本来時効中断をして、課税されなかってよかったということがきちっと判明できれば、それは1回検討しますが、この場所で全ての情報がないので、そこは答えられませんが、2年間のわかっていた間の作業の遅れが、本当に納税者に不利益になっているかどうか。これは確認いたします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。担当課の方々も、日ごろの業務の中で、すごい多忙の中でやっておられるということも、私もよくわかっておられますし、今後そういう緊急的にやらなければいけない案件が出てきたときに、やはり通常の業務以上のことが出てくるとなかなかそれに手をつけられないというのは理解できるんです。だから、そこになんかという市として、人事の問題なのかもしれないですけど、何か優先順位がもちろんあって、それに対して人を充てていくような柔軟な体制をとれたらなと思うんですけど、そういうことというのは、質問の内容に関連しているのかどうか、ちょっと判断していただいたらいいんですけども、そういう体制というのはとっていきけるものなんですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 基本的に組織というのは、いい意味でかたいですから、簡単に人

を右から左とか、お手伝いみたいなことはできませんが、通年人事をできるだけ、通年人事といいますか、4月1日の人事をできるだけ補完するような形で、途中でも人を動かしています。

それよりも最近、議員さんからの膨大な公文書公開があつて、職員が忙殺されています。むしろ、私はものすごく不合理だと思っているんですよ。やられてもいいと思うんですけど、コピーを下さいというのは楽であつて、閲覧と言われると、シールを張るわけにもいかないし、結果的にコピーをとって供しています。私が確認しているだけでも、すごい作業になっている。それも一番忙しい課、病院だとか。そういうときにも、柔軟に対応していますけども、全て裏は税金です。全部透明性とかチェック機能は大事ですけども、今、はからずも言われて、ぜひ隗より始めよで、姿勢をただしていただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 質問の答え。でも、これからそういうふうに取り組んでいかれるということなので。もちろん私たちも市のこうした全体の中の一員ですので、議会も含め、みんなでしっかりいいまちをつくっていけるように協力してやっていくべきだと思いますので、これは質問じゃないですけど。それで終わらせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第7号、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 改めまして、皆さん、おはようございます。1年ぶりの一般質問であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第8番、矢野隆行でございます。今回、3つにわたって質問させていただきます。

まず1つ目は、地方自治体、さらに民間企業における事業継続計画、いわゆるBCPについてが1問目ですね。2つ目、さらなる低炭素社会に向けて公共施設へのLED照明等の導入について。3つ目には、本市によりよいまちづくりの財源確保と都市計画税について質問させていただきます。

まず第1番目でございますけれども、これBCPにつきましては、平成23年度と29年度に定例会で質問させていただいておりますけれども、今、本市でもかなり進んでいる事業でございますので、ぜひとも市民の皆様にはわかっていただきたい思いで、ちょっと確認の意味で質問させていただきます。

東日本大震災を機にBCP、いわゆる事業継続計画が注目を集めている昨今でございます。このBCPというのは、地震のような大規模な災害やテロといった不測の事態が発生しても、企業や行政機関が重要事業を継続できるよう事前に計画を立てておくというもの

でございます。事業継続に重点を置いていることが一般的ないわゆる防災対策とは異なっておりまして、地方自治体においても、地域住民の生命、生活、財産の保護だけではなく、行政サービスの維持、中でも保健や福祉への対応、緊急時に被災時における道路、水道等の復旧整備などといった観点から、このBCP作成の取り組みが今、全国的にも広がっている状況でございます。

物理的な成果物といたしましては、このBCPとは、災害や大事故など実際に緊急事態を生じた際に用いる非常時対応マニュアルのことでございます。災害直後の人命救助や、さらには安否確認、停止した事業を代替設備で仮復旧させるための手順、これらを実施するために必要な連絡先、また一覧リストや業務マニュアルなど、関連資料を非常時にドキュメントとしてまとめておくというものでございます。このマニュアルにつきましては、いわゆる停電に備えまして、紙の媒体として、ファイルとしても用意していく必要もございます。

近い将来の発生が予想されております首都直下地震や南海トラフ巨大地震、火山の噴火、台風や集中豪雨などによる水害、あるいは土砂災害、寒冷地におきましては寒暖など、地域における大雪、大洪水、直接備えることは難しいものでございまして、落雷や竜巻などにもこれは該当するものでございます。またさらには、最近でございますけれども、新型インフルエンザによるパンデミックなど、感染症についても自然災害の一種としてこのBCPの対象として扱っておるところでございます。

さらには、今回、質問の中につけ加えたのは、一般企業としてもこのBCPの作成を直接義務づける法律や条例はございませんけれども、こういった中におきまして、もちろん国や各業界団体は、このBCPの作成を推奨しておりますので、ガイドラインを作成したり、支援事業を展開したりと、このBCP普及のための支援策をさまざま今、講じているところでもございます。

しかし、こうしたサポートを受けるかどうかは、企業次第でございまして、このBCPの企業が独自に導入をする経営手法の1つとして位置づけられておるわけでございます。中には、このBCPはないが、防災対策はしているという企業は多いようでございまして、防災対策はこのBCPの一要素であり、代替手段ではないわけでございます。そういった中で、防災対策では、自社の設備や建物を主体に、自然災害から守るために災害の種類ごとに一応、1対1でこの対策を講じているということもございます。

さらには、一方では、このBCPは物ではなく、事業を守ることが目的となるため、守

る対象は自社だけではなく、取引先やさらにはライフラインなど社外にわたり、またテロや自社の不祥事など、自然災害以外の対応もこれから求められるものでもございます。

その一方で、例えば実際に大きな災害が生じた際に、防災対策や避難計画が不足していたために、従業員の死傷者を出してしまった場合や、さらには、あるいは事業再開の計画が不十分で商品を生産できなかった場合等、こうした状況が発生した場合、こういった中におきまして、遺族から安全配慮義務違反で訴えられたりとか、またさらには、取引先から契約違反を問われて、違約金を請求されたりする、これも可能性があるわけでもございます。

このBCPの策定につきましては、義務はございませんけれども、存在しなければ困るというものでございます。

先ほどから述べておるように、このBCP作成、法律で義務づけられたものではありませんので、このBCPを導入する企業は少しずつではありますけど、今、増加している状況でございます。

中、ちょっと割愛させていただきますけれども、こういった中におきまして、中、割愛させていただきます。またこの不祥事ではありませんけれども、ワンマン中小企業における経営者の入院等、さらには重要なキーマンが退職や引き抜きなど、人的な問題もこのBCPの対象として考える問題でもございます。

これはBCPには、大きく分けると、自由につくるか、さらにはISOの23001を取得するという、この2つの方法があるわけでもございまして、非常時の事業継続という目的は同じでもございますけれども、現状は自社独自に作成をするケースが大半を占めているようでもございます。

さらに、本市におきましては、この野洲病院事業計画が今、進められています。まさにこのBCP計画がされているかと思っておりますけれども、あと後ほど確認させていただきます。

災害時の病院における事業の中心は、病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者全ての診療でありまして、それは発災直後から初動期、急性期、その後、亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対しまして、継ぎ目なく可及的円滑に行われるべきでありまして、病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズ、変化に耐え得るものでなければならぬものでなければならぬわけでもございます。

そういった中におきまして、このために、病院機能の損失をできるだけ少なくし、機能の立ち上げ、回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療に当たられるようなBCPを盛

り込んだマニュアルをつくり上げることを望むものでございます。

そういった中で、何点かちょっと確認させていただきます。本市でも、かなり事業は進んでおると思いますが、まず1番目に、山仲市長に、このBCP事業継続についての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員のBCP、事業継続計画についてのご質問の中の見解について、お答えをいたします。

BCP計画は重要であるということは従来から申し上げていまして、災害の場合の対応として、一番大きな根幹は地域防災計画ですけれども、それを補完する計画として位置づけて、具体的には今年、昨年度になりますけど、今年の1月23日に、全所属長の会議を開きまして、本年度に入ってから委員회를立ち上げて、来年3月、今年度内に事業継続計画を策定するというように進めています。ただ、事業といいますが、何が重要な事業かというのが一番重要でして、市役所の提供しているサービスというのは、保育から教育からごみ処理から、そして住民票なりの市民の皆さんの情報管理からさまざまです。どれも重要なものですが、災害が起こったときに、どこだけは譲れないのかというのを位置づけないと、全てをバックアップすることは不可能ですので、どこを中心にして、どういうふうにして継続できるのかという観点から今、計画を立てておりますので、また議員の皆さんにもご意見伺いながら、最終的に仕上げていきたいと思っています。

それと、BCPの考え方というのは、今も矢野議員お話になられましたように、平常時と非常時において、いかに平常時の機能を維持できるのかということですから、この発想というのは、昨日もご質問の中で、環境経済部長がご説明しましたように、例えば、台風でビニールハウスが壊れたときにすぐに支援の仕組みを立ち上げられるかどうか。あるいは、何年前かに、米価が25%一気に下がったと。あれも野洲市から率先して乾燥機の燃料代ということで提案をいたしました。まさにこれも、農業の事業が立ち上がる、継続して立ち上がるか、立ち上がらないかということですから、通常、事業継続計画というと、何か通常やっている業務の災害があったときの仕組みみたいなことですが、具体的にどこにどういう手を打っていくのかという観点からやらない限り、実効性はないと思っています。

それとご承知のように、データシステム、基幹システムについては、これはBCPの観点からかなり早い段階からバックアップができて、そこの延長として最初は4市に声をか

けて、今は5市、今度10市になりますけども、クラウドも、これもまさにBCPの発想から行っている事業でありますので、こういった実績も含めながら、新しい計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 率先して、市長主導で今、取り組んでいただいている状況でございます。

それでは、市民の皆様が聞いておられると思いますので、2つ目に、現在までの取り組みにつきまして、説明していただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、矢野議員の2点目のご質問、現在までの取り組みについてお答えいたします。

現在までの取り組みでございますが、市の総合計画ロードマップの基本事業の災害予防対策の推進、災害時応急体制の確立において、業務継続計画の策定、BCPの策定を位置づけております。本年1月23日に全所属長を対象にキックオフとなる説明会を開催いたしております。開催いたしております、非常時優先業務の洗い出しを行っております。今年度に入りまして、BCP策定の核となる組織といたしまして野洲市業務継続計画等策定委員会を設置いたしまして、7月18日に第1回目の会議を開催しております。その後、7月31日には第2回目となる会議、全所属長を対象とした策定に係る事務説明会を開催しております、さらに、10月22日から3日間にわたり、野洲市業務継続計画等策定委員会の下部組織である部会を計10回開催いたしまして、部局間の調整などの議論を終えたところでございます。

現在は、非常時優先業務の業務内容の精査と、それに伴う必要人数の把握、さらには必要な資源の確認を行った上で、今年度末にはBCPが完成するよう作業を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 着々と計画を今、立てておられると思うんですけど、3番目でございますけど、今後の計画の中で、訓練するものなのか、その辺ちょっと、僕も認識が薄いので、その辺がどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目のご質問で、今後の計画と訓練等のご質問にお答えいたします。

まず、今後の計画についてでございますが、今年度策定いたします業務継続計画を受けて、次年度、人員が不足する業務の支援計画となります災害時受援計画、及び災害時の業務手順を定めた現行の災害時初動マニュアルの見直しを進めていきたいと考えております。また、訓練等につきましては、業務継続計画で定めた各種業務手順をそれぞれの担当部署で確認を行うと共に、実践型訓練への見直しとして、平成29年度から開催しております避難所開設・運営研修を来年度も継続いたします。

また、災害対策本部の機能の強化を目指して、地図を使って防災対策を検討する災害図上訓練、D I G訓練、これを実施したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今後、そういった形で訓練していただくということでもいいと思います。

4番目でございますけど、これ、新聞記事に載っていた記事でありまして、栃木県の、これは真岡市というところが、全国初でまち全体を防災強力なまちにしていこうということで、企業団体を巻き込んだBCPの推進都市宣言をされておりますけれども、我が市としても、できるだけ民間企業を巻き込んだ、こういった都市にしていきたいと思います思いがあるんですけども、そういった点につきましてのお考えがありましたら、ちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、4点目のご質問の栃木県真岡市がBCPの策定推進都市を宣言されているということですので、そのことについてお答えいたします。

栃木県真岡市では、民間事業者においてもBCPが策定されることで、災害時、事業の早期復旧に向けた対応が可能になるということで、広い意味で災害に強いまちづくりになるとして、市が民間事業者に対してBCP策定の支援の推進を宣言されたものであるというふうに認識をしております。今日、民間事業者におきましては、安全対策のマニュアル化や環境マネジメントシステムなどの導入によりまして、品質管理とあわせて、非常時の危機管理対策を定めておられる事業者が多く、市がBCP策定の企業に対して支援を行う

必要性は低いかと考えておりました、真岡市と同様の取り組みについては考えておりません。

また、市では、災害時における市民への影響を最小限にするために、現在BCPを策定しております、このBCP策定により明らかとなった人員の不足などの課題の対応を急ぐ必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 民間、5番目でございますけれども、民間業者、さらには各種団体等との連携につきましては、どんな考えをされているのか、もしあればお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、5点目の民間業者、各種団体との連携の考え方ということでございますが、現在、民間事業者各種団体と、22の協定を締結しております。具体的には、社会的な生活基盤の復旧や電気、燃料を含む生活必需品の調達など、多岐にわたる災害時応援協定というものを締結しております。

また、BCP策定後には、不足する人員や物資が明らかになりますことから、次年度策定予定の災害時受援計画、これに反映の上、目的に応じて既に協定済みの民間事業者や各種団体に協力を求めますと共に、新たな災害時応援協定が必要な場合は、協定の締結を推進することで、連携体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 民間企業を巻き込んだまちづくりは大事だと思いますので、22の企業の皆さんから協力いただくということになっておるわけでございます。

最後に、6番目でございますけれども、前段でちょっと説明させていただきましたけれども、今、野洲病院事業が計画されておるわけでございますけれども、こういった中において、まだここまでは手が届いてないとは思いますが、この事業計画、BCPの取り組みにつきまして、ここまでは進んでいるということがあれば、紹介していただきたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 皆さん、おはようございます。

それでは、市民病院の事業計画、BCPにつきまして、私の方から説明をさせていただきます。

建物におきましては、災害時の人命の安全確保はもちろんのこと、躯体や内・外装への損傷、また医療機器などの設備に対する影響などを最小限にとどめ、継続的に利用ができる免震構造というふうになってございます。また、病院の1階のヘルスケアパークにおきましては、災害時において、被災者の受け入れや診察等を行うことが可能な設計でございます。停電あるいは断水時におきましても、継続的に医療行為が行えるよう、非常用発電あるいは上水、医療ガスなど3日分程度の備蓄を計画しております。

今後ですけれど、病院職員の人事配置等に合わせまして、これらの機能をより有効に活用できるように今、検討を進め、野洲駅南口の市民病院開院時までには、事業継続計画、BCPを作成する予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 病院事業計画の中で、しっかりとしたこういった計画をしていただきたい、こんな思いでございます。

それでは、大きく2番目の質問に入らせていただきます。さらなる低炭素社会に向けて、公共施設へのLED照明等の導入について伺いさせていただきます。この質問に対しても、平成28年8月に、これも質問しておりますけど、再度どこまで進んでおるのかちょっと確認の意味で質問させていただきます。

低炭素社会、いわゆる二酸化炭素などの排出を低く抑えまして、安定した気候のもとで豊かで持続可能な社会を意味するものでございます。持続可能な社会とは、今ある環境を変えることなく、私たち子孫に伝えていくことのできる社会であると考えております。こういった中で、気候を安定化するには、大気中の温室効果ガス濃度を一定に保つ必要があります。そのためには、地球が吸収可能な能力にまで温室効果ガス排出量を下げて、入りと出のバランスをさせる必要があるわけでございます。

今現在では、森や森林、土壌への吸収量は人的排出量の半分以下であることからしても、大気中の濃度を増やさずに、気候の安定化を図るには、このCO₂などの温室効果ガス排出量を今の半分以下に下げなければならないのが現状であるわけでございます。

この日本におきましても、1人当たりの世界平均の2倍以上のCO₂を排出してきておりまして、今後、1人当たりの排出量に格差がなくなっていくことを考えれば、この日本

におきましては、1990年の排出量と比較しまして、2050年までには60%から80%の削減が必要である。このうち、70%削減につきまして考えてみますと、日々の生活で省エネルギー、いわゆる省エネを実行することがまず大切でありますけれども、大幅な削減を行うには、多少の省エネを実施するだけでは難しいわけでございます。

この温室効果ガスが大幅削減された2050年の低炭素社会の姿を描きまして、生活レベルを下げなくても大幅削減ができることを認識することが、まず重要であると考えerわけでございます。

次に、そういった社会を実現するには、いつ、どのような政策を実行すればいいのか、我々はどんな行動をすればいいのか、こういったのを明らかにすべきではないかと思うわけでございます。

そういった中におきまして、事業の必要性、概要といたしましては、公共事業の多面的な展開が想定される中におきまして、これは21世紀型の国際規範となりつつ、低炭素社会としての付加価値をあわせて創出することが必要であると考えerわけでございます。

特に、この日本におきましては、オリンピック東京大会、またパラリンピック大会が開催される2020年におきまして、世界の温室効果ガスの削減目標年であります環境先進国といたしまして、世界が注目するこの機会を最大活用いたしまして、都市圏の低炭素化を加速的に進め、国内外に発信する意義は大変大きいものであると考えております。

このためにも、本事業では、公共性が高い社会システムの整備にあたりまして、社会基盤の寿命は長いため、今を逃すと長期にわたるCO₂排出型システムのロックインが懸念されることにおきまして、エネルギー起源CO₂の排出が長期にわたり少なくなるよう、技術等を導入するための事業に対しまして、支援を行うとなっておりますわけでございます。そういった中におきまして、電力の多消費の我が国におきまして、逼迫する電力事業を背景にいたしまして、省エネ対策として、公共施設へのLED照明の導入は、極めて積極的に行うことが必要であると考えerわけでございます。

また、このLED照明の導入は、電気料金を値下げすることによりまして、財源負担の軽減を図ることにもつながるわけでございます。しかし、このLED照明の切り替えとなると、照明器具が高い、高価なため、予算確保に時間がかかると予想されるわけでございます。また、この導入できても、初期費用は重い負担とならざるを得ず、逼迫する電力事情と省エネ対策を推進するためには、こうした事態を打開したいところでもあるわけでございます。

その手法といたしましては、民間資金を活用しましたリース方式によって、公共施設へのLED照明導入を進める動きが今あるわけでございます。このリース方式を活用することによりまして、新たな予算措置をすることなく電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことは可能であるということが出ていているわけでございます。

そこで、何点かちょっと、何点か質問させていただきます。

まず1番目でございますけども、以前にも聞かせていただきました山仲市長の低炭素社会に対するの思いを、中長期的な温室効果ガスの削減についての見解を伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の温暖化対策、低炭素社会化対策についてのご質問にお答えをいたします。

今朝のニュースでも、気象庁でしたか。国が今年の異常高温が、温暖化がなければどうだったかというシミュレーションをしたら、それは不可能だったので、温暖化が進んでいくという逆の証明になるということを報告したというのが、今朝のニュースで私、朝聞いたので、皆さん方もお聞きになっていると思いますが、まだ世界には温暖化は進んでないと言っている人がごく一部いますけども、これは明らかに温暖化は進んでいます。単に地球のサイクルの問題ではなくて、大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスの数値が増えることによる異常な、高温だけじゃなしに、異常な気象ですね。冬は徹底的に寒くなって雪が降ったりしますし、今年はヨーロッパの例のベニスの水害が出ていましたけども、世界いたるところで異常気象が起こっています。アメリカ西海岸の火災もそうです。

ただ、そういった状況の中で、これは国際的に国家間レベルで、国レベルでやらないと対応できない事態になっています。野洲市でも、省エネ化とか、あるいは再生可能エネルギーの利用促進、具体的にいえば、これまでごみ処理で大気中に放出していた熱をプールの熱に利用しようという余熱利用施設ですとか、あるいは道路の渋滞による無駄を省く国8、湖南幹線の。これは40年、30年のプロジェクトですけども、ようやく目処が立っています。あるいは、コンパクトシティということで、立地適正化計画で、できるだけ市民共通の機能は人口の重心のところ、野洲でいえば駅近くに集めよう。まだ駅前の病院に反対しておられる方もいますけども、病院とか公共的なものについては、駅を中心に800メートルぐらいのところを集めると共に、もう一つの軸としては、旧の中主町役場、北部合同庁舎近辺に集めるという、いわゆるコンパクトシティの取り組みもやっています。

たださっき申し上げましたように、国レベルで積極的に対応しないと追いつかないことですが、残念ながら、世界第2の温室効果ガス排出国のアメリカは、パリ協定から離脱を決定していますし、また、言わなくてもいいのに、また言っていますけども。それと、これも大きな国で、ブラジルですが、ここも森林がどんどん削られて、農地にされています。その次期大統領も、パリ協定から離脱をしようと言っています、かなり危機的な状況です。

日本も計画を立てていますが、なかなか真剣さがないのではないかなと、私は思っています。本当に痛みを感じない。今でも痛みはあるわけです。こんだけの高熱とか火事とか。でも、まだまだそこに緊迫感がないのではないかなと思います。地域でできることは最大限やると共に、やはり国レベルで積極的な取り組みをしていっていただかないとダメかなと思っています。

それともう一つ、今、日本は2倍とおっしゃったんですが、昔は製鉄とかアルミとか、そういったかなりエネルギーを使う産業が日本にありましたが、今、ほとんど海外で賄っています。ですから、私たちが今、日本で生産活動をしているだけのエネルギーだけで見ても、今、東南アジアとか、途上国でその分を負担してもらっている。これは、もう一つは、温室効果ガスだけじゃない、水もそうです。実際、淡水問題も深刻なんです。今、何かほとぼりが冷めたみたいになっていますけども、心配しているのは、昨日、津村議員がおっしゃったSDGsという言葉だけに惑わされて、本当に温暖化も淡水の危機も見過ごされているのではないかなと思いますので、まずは野洲市の中ではきちっとそこを、環境基本計画の中できちっと位置づけながら、一層の取り組みを進めていきたいと思っています。

以上、お答えです。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 国レベルで、また国際レベルでやっていかなあかん大きな課題でありますので、我々等としても、またしっかり訴えていきたい、こんな思いでございます。

次に2番目でございますけれども、これは市内における防犯灯、また外灯におけるLED化はどこまで進捗しているのか、こういった点、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目のご質問の市内の防犯灯、外灯のLED化の現状についてお答えいたします。

まず、野洲市管理の防犯灯、この総数は1,083基でございまして、LED化率は約50%となっております。また、外灯、これは道路照明灯、市道での道路照明灯ということでお答えさせていただきますが、総数が665基でございまして、LED化の率は41%となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 徐々に政策、予算の限りがありますので、徐々に進めていっていただきたいと思っております。さらに、庁舎等々の公共施設のLED化も、以前にも進めていただくように申してたんですけども、まだまだと思うんですけど、こういった点はどこまで進んでいるのか、またお聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、3点目のご質問でございまして、公共施設のLED化についてお答えをさせていただきますと思います。

本市における公共施設のLED化につきましては、野洲図書館の閲覧スペース、三上小学校、篠原小学校及び野洲中学校など大規模改修工事を実施した学校の廊下やトイレ、また、さくらばさまこども園、ゆきはたこども園、野洲幼稚園の旧館部分の一部で改修工事が完了してございます。

また、現在、野洲市役所と北部合同庁舎、中主防災コミュニティセンター、健康福祉センターのホールの補助照明等、一部特殊な蛍光灯を除きまして、LED化をリース契約にて実施してございます。いずれも年内に作業は完了する予定でございます。

これ以外の施設のLED化については、各施設の所管課で検討を進めているというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 徐々にではありますが、進んでいる状況であると確認させていただきました。

これは、4番目でございますけれども、各自治会の外灯施設、これはわかるようであれば、ちょっとどこまで進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、各自治会の外灯、防犯灯の施設管理とLED化の

進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

まず防犯灯の管理でございますけれども、これは各自治会に、集落内にある防犯灯の管理は原則といたしまして、受益者負担の立場から自治会に管理をお願いしているところでございます。また、自治会へは、防犯灯維持管理交付金といたしまして、維持管理費用の一部を市から交付してございます。

また、LED化についてでございますけれども、市で把握している自治会の所管の防犯灯、これが4,428基でございます。これに対して、現在LED化されていると推測でございますけれども、されるものについては2,963基でございます。LED化率は約66.9%というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 自治会におきましても、徐々に進んでいるのはちょっと認識しておるわけございまして、徐々にこの66.9%ですかね。進んでいる状況でございます。

5番目は、これはちょっと割愛させていただきます。

6番目でございますけれども、先ほどから、野洲病院の事業計画を進められておる中におきまして、この医療器系廃棄物の処理につきまして、どのように考えておられるのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 医療機器の廃棄物というご質問でございます。

医療機器の廃棄物につきましても、産業廃棄物に分類されます。その中には、体温計、あるいは血圧計に使用される水銀、あるいは蓄電池等に使用される鉛等の有害物質を含む機器や手術や治療時に血液等が機器に付着した感染性廃棄物等がございます。これらにつきましては、廃棄方法に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして適正に処理することになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） これ、もう一点確認させていただきますが、法律に基づいて処理ということでございますけれども、その行先でございますけど、CO₂削減の方向を考慮しておられるのか、冒頭にあるようにCO₂削減に向けた質問になっておりますので、そういった点も考慮しておられるのか、ちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） ご質問でございますが、CO₂の関係でございます。これにつきましては、いずれにいたしましても、処理にあたりましては、産業廃棄物取り扱い許可業者の方に委託するものでございまして、詳細につきましては確認はできておりません。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） そういった点もちょっと確認していただけるように要望しておきます。

次に行ってもいいですか。

○議長（橋 俊明君） 質問の途中ではございますが、暫時休憩をいたします。再開を午前10時45分といたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

矢野議員。

○8番（矢野隆行君） それでは、3つ目の質問に入らせていただきたいと思います。本市のよりよいまちづくりの財源確保と都市計画税につきまして、確認させていただきます。この都市計画税につきましては、平成30年11月21日の全員協議会で都市計画税の導入につきまして、議員の皆様には説明があったところでございますので、こういった中におきまして、議員さんの周知というよりも、野洲市民の皆様が、今日も確認させていただく中で、少しでもご理解していただけないかなという思いで今回、質問させていただきます。

そもそも、この都市計画税は、毎年1月1日現在、固定資産課税台帳に記載されました土地及び建物の所有者に対しまして課税される地方税でございます。この都市計画税は、市町村の下水道事業や治水施設、街路事業などの都市計画の経費に充てることを目的として課税されるものでございます。この都市計画税の税額は、固定資産の価格に税の減額措置を講じた後に市町村の定める0.2から0.3、0.3を超えない範囲の税率を乗じて算出されるものでございます。そういった中で、住宅用地に関しましては、200平方メートル以下の部分は税額が3分の1に、また200平方メートルを超える部分に対しては3分の2に軽減されておるわけでございます。

この都市計画事業または土地区画整備事業に要する費用に充てるために、市町村がこれらの事業により利益を受ける都市計画区域内の土地、または家屋を所有する者に対しまして、課するものでございます。

ちょっと中を割愛させていただきまして、用途が特定されている市町村の目的税でありまして、一定の市町村が行う都市計画事業や土地整備事業に必要な費用に充てるために、都市計画区域のうち、原則として市街化区域内にある土地や家屋のある人や会社などに課せられる税でありまして、都市計画事業や都市区画整備事業を実施すれば、その区域内の土地、家屋の利用価値が高まる、いわゆる価格が上昇するというものでございます。

そこで、これらの利益を最終的に受けると考えられる人たちに対しましてかけられるのが、この税金ではないかと思うわけでございます。いわゆる受益者負担課税の一種であるとされ、市町村につきましては、目的税として都市計画税の制度がありまして、また都市計画事業によって著しく利益を受けるものがあるときには、その利益の限度におきまして、事業費の一部を負担させる受益者負担の制度も別にあるわけでございます。

また、この土地租税につきましては、土地の売買によって実現するキャピタル・ゲイン、いわゆる資産の値上がり、利益の一部を公共に還元させることによって、所得の配分化を進める機能もあるわけでございます。この租税は、一般的な所得税、流通税、また財産税に分類されるわけでありまして、この日本の現行の土地、租税につきましては、譲渡所得税、所得税ですね。不動産取得税、登録免許税、流通税でございますけれども、さらには固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、相続税、譲与税及び新設の地価税、これは財産税でありますけれども、これらのうち、財産所得は、土地を所有することに対しまして、その土地の市場価格に一定率を乗じた額を課税するものでありまして、土地所有者は、この税がかけられると、税負担に耐えるために土地を手放すか、あるいは自ら土地の有効な利用を進めなければならなくなるわけでございまして、いずれにしても、土地市場における供給促進の効果が期待されるということでもあるわけでございます。

こういった中におきまして、この11月21日の全員協議会でこれまでの取り組みを執行部から丁寧に説明していただきましたので、議員の皆様方はご理解されたと思っているわけでございますけれども、市民の皆様におきましては、なぜ今、こういったのが取り入れられようとしているのか、こういった点をちょっと確認させていただくために、今回質問に及んだわけでございます。

それでは縷々説明させていただきましたけれども、1から8でちょっとお聞きしますの

で、丁寧な説明を願いたいと思います。

まず1つ目といたしましては、これまでの本市の課題としての財源等の捻出について伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、矢野議員の1点目です。本市の課題としての財源等の捻出についてということで、お答えをさせていただきます。

これまでの財源確保の取り組みの経緯といたしましては、平成18年度から平成22年度までを対象といたしました財政健全化計画、それから平成22年度から2カ年にわたる財政健全化集中改革プラン、そして平成26年度から平成30年度までの行財政改革推進方針に基づきます行財政改革推進計画に取り組んできているというところでございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 縷々執行部の皆さんがこれまで財源確保というか、節税に頑張っていたのも、重々知っているわけでございます。

2つ目といたしまして、これは合併協議会の中におきまして、この都市計画税につきまして協議がされたと思うんですけれども、そういった中の協議の検討につきまして、わかる範囲内で説明願いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 合併協議会での検討のご質問でございます。

平成15年度に行われました合併協議会の議論におきまして、都市計画税につきましては、新市において検討してはどうかという意見が出されたものの、理由は不明ですが、合併協定書におきましては、都市計画税は課税しないとすることとされたものでございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 合併協議会で審議もされなかったような感じを今、受けておるわけでございまして、そんな中におきまして、3番目でありますけれども、これは平成19年度から23年度にかけて、本市におきましても、縷々この財政健全化の中で、都市計画税につきましても討議されたと思いますが、こういった背景をお伺いさせてもらいます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 野洲市財政健全化計画におきまして、具体的な実行プロ

グラムといたしまして都市計画税の導入検討を位置づけました。平成19年度に庁内組織であります行政改革推進本部会議において検討を行いました。合併協定書では都市計画税は課税しないとされておりまして、合併後数年しか経過していないことなどから、当該計画の期間であります平成22年度までは導入を見送るということとしたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 合併協議会で先ほども確認させていただきましたけれども、協議がほとんどされてなかったというのがおそらくそういった形になったのではないかと思うわけでございます。

しかし、先ほど部長の方から、18年から22年、22年から23年、さらには26年から30年と行革の中で合併後14年経つわけでございます。本市におきまして、この都市計画税が施行されておらない中で、こういった一般財源から捻出されておるわけでございますので、そういった概略で、わかる範囲でよろしいけれども、そういった財源をどう充てたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 合併後14年のご質問でございますが、確認ができる範囲でお答えをさせていただきます。

財政健全化法に基づく健全化判断比率算定のための調査に基づく数値でお答えをさせていただきますと、平成18年度からでございますけれども、平成18年度から平成29年度までの12年間におきまして、主な都市基盤整備事業に投入した一般財源の総額は、概算で約70億円ということになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今、市民の皆様がお聞きになれば、約一般財源から12年間、70億というのを皆さんの税金から投入されて、こういう河川・道路等の基盤整備がされたということをお知りおき願いたいと思うわけでございます。

この5番目でございますけれども、先だつての全員協議会で説明があったわけでございますから、この都市計画税は、今、なぜ検討しようと思われるのか。こういった点、丁寧にちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 市街化区域の計画的な拡大、そして防災機能強化を図っていくためには、都市基盤整備は必要不可欠でございます。福祉・教育の一層の充実も求められておりますし、さらには、法人市民税の平準化におきまして歳入減や保育・幼児教育の無償化による経費増などがございます。これは国の制度改正による地方財政の影響が懸念されているところでございます。

このような社会情勢におきまして、多種多様な課題が山積している状況のもとで、常に危機感を持ちつつ、将来のまちづくりも見据えながら、持続可能で発展的な都市経営を進めているところでございます。平成21年度に導入を見送った際に、改めて都市計画税の導入を提案する方針を示しておりました。導入にあたって、適切な検討期間ということで、近隣市と同様に都市計画税を導入し、災害に対する安全・安心の確保、あるいはゆとりある都市空間の整備、安全で潤いのある住環境の整備を行い、持続可能で発展する都市づくりの実現ということでは、まさに今であるというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 一般財源からかなり繰り出しをしている状況の中で、野洲市本体がこれからの住みやすいまちづくりの一端を担うこの都市計画税が必要であるというのを今、認識させていただいたわけございまして、6番目に入りますけれども、この都市計画税、導入するとなれば、市街化調整区域、また青地というか、そういった区域の整備がかなり必要ではないかと思うんですけれども、そういった導入にあたるための環境整備というのは、どこまで線引きできているのか、こういった点、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現在、都市計画税を導入していない状況で、市街化区域と市街化調整区域の不公平を解消するために、2020年度に予定されております都市計画の区域区分の見直しに合わせまして、計画的な市街化区域の拡大を検討しているところでございます。雨水幹線事業も進めておりますし、さらには、40年来の課題でもございました国道8号バイパスの整備、そして幹線道路の整備も着実に進めているところでございます。都市計画税の導入に向けた環境は十分に整っていると考えてございます。

なお、市民の皆様に対しましては、来年1月から2月にかけて開催を予定している市民懇談会において、丁寧な説明と議論を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 丁寧な2020年度までに、そういったできていないところを整備していくというのを確認させていただいたところでございます。

7番目に書かせてもらいましたけれども、もしこの都市計画税が導入されたとすれば、よりよいまちづくりで、先ほどから僕も申しておりますけれども、どんなことができるのか、こういった点がわかる範囲内でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 本市ではこれまで都市計画税を導入してこなかったことによりまして、都市計画道路整備や市街地の排水対策等の遅れが見られるところがございます。今後、都市計画税を導入することで、遅れている都市計画事業はもちろんのこと、定住促進にも資する元気で安全・安心なまちづくりを進めることができるようになると考えております。

具体的には、雨水幹線整備や河川改修など災害に対する安全・安心の確保、そして、公園緑地整備などのゆとりある都市空間の整備、それと歩道のバリアフリー化や街灯整備など、安全でうるおいのある住環境の整備によりまして、持続可能で発展する都市づくりがより一層進められるものと考えているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今まで一般財源からそういったのを繰り出しておったわけでございますので、そういった点では、一般財源からまた逆に福祉の方に充てられる財源が生まれるのではないかと期待しておるわけでございます。

ここで、最後でございますけれども、ここで山仲市長にちょっと確認の上で、今、野洲病院事業が進められておる中におきまして、この都市計画税を充てるということは、やはり財源が足りないから今、病院と兼ねて、都市計画税を出すのではないかとという市民の声が聞こえなくもないのでありますので、こういった点をしっかりと市長の声でお伺いさせていただきたいと思うわけでございます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 都市計画税と病院事業に関してのご質問にお答えいたします。

今までも部長が説明しましたように、都市計画税は目的税ですから、病院は都市計画税の充当事業ではありませんので、病院事業と全く関係ないです。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○ 8 番（矢野隆行君） 都市計画税という大きなプロジェクトという形になりますので、市民の皆様に丁寧な説明を願いながら、ご理解していただくことを願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 市長より訂正を求められておりますので、お聞きします。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の1問目の事業継続計画、BCPのところ、私、クラウドの市の数を10と言いましたけど、ちょっと勘違いしてまして、5市に3市が加わって8ですので、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第8号、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。本日は、2つの項目について、質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず最初の項目です。夜間通行の安全対策についてお聞きします。

徒歩や自転車など、現在、さまざまな移動手段について、快適で安全に移動できる道路が整備されたまちづくりを目指します、これが野洲市の施策の目標とされています。市民の皆さんにやさしいまちづくりのため、担当職員の方々には、日々努力されていることに敬意をまず表します。

しかしながら、市内には市道の他、国道、県道を含め、網の目のごとく設置され、事故等も発生している現状があります。事故防止には互いの注意はもちろんですが、そのための設備対策というのは、特に行政として重要な課題です。信号機設置、歩道や横断歩道、歩車区分用白線等々ある中で、特に指摘したいのが夜間通行時における対策、これは施策の目標でもあります。快適、安全を確実にするには、まだまだ不十分な面が各所に見られます。足元を明るくすることで、夜間通行の安全確保と共に、防犯対策も同時に図れるのではないのでしょうか。

そこで質問させていただきます。

まず1点目、この野洲市における街灯設置と防犯灯設置基準というのを問ひます。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、工藤議員の夜間通行の安全対策についての1点目のご質問、街灯設置と防犯灯設置の基準のご質問について、お答えいたします。

まず、街灯いわゆる道路照明灯でございますが、この設置基準は、国土交通省の設置基準に基づき、道路状況、交通状況に応じて連続照明と局部照明に分けて設置しております。連続照明につきましては、中心市街地のように歩道利用者が多く、道路を横断するおそれ

がある交通量の多い区間や、長く直線部で走行速度が高くなるおそれがある場合、またはカーブなど道路線形がわかりにくい場合で、車両が歩道や対向車線に逸脱するおそれがある区間に設置しております。局部照明につきましては、交差点、横断歩道、高齢者や障がい者等の移動等円滑化のため重点整備地区にある歩道、見通しの悪い屈曲部などに設置しております。

また、防犯灯の設置基準につきましては、野洲市防犯灯設置要綱に基づきまして、居住地域外は市が設置・管理を行っております。原則集落を連絡するような道路沿い、いわゆる畷で防犯上特に危険があると判断される場所としております。また、住居区域内につきましては、自治会に設置・管理をお願いしております。自治会活動交付金及び自治会活動活性化補助金をご利用いただきまして、各自治会において適切な箇所へ設置と維持をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、基準についてはお聞きいたしました。

2点目の項目にも影響いたしますので、続けて2点目の質問に移らせていただきます。夜間通行時におきまして、街灯設置が必要な区域というのは把握されているのかを問います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは2点目の夜間通行時における街灯設置が必要な区域の把握についてのご質問にお答えいたします。

まず、道路照明灯のところでございますが、これについて、必要な区域の把握について、市の調査は行っていませんが、自治会などからの要望があった場合は、道路状況を確認して、設置基準と照らし合わせて必要の有無について判断しているところでございます。

また、市設置の防犯灯の場合も、新設にあたっての市の調査は行っていませんが、新設にあたっては、公平性を保つために自治会連合会を通じて取りまとめをお願いしております。具体的には、毎年、年度初めに自治連合会に依頼し、必要な箇所の取りまとめをいただき、単年度に1学区当たり関西電力やNTTなどの架設の場合は3灯、ポール柱を設置する場合は1灯を限度に設置をさせていただいてるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 基本的には自治会からの要望等に応えるということで、こういう設置を続けていくということが今、述べられました。

そこで1つ紹介をしたいんですけども、ある市民の方からこういう話がありました。娘さんの帰宅が夜になるときは、次のように注意をしていますと。それは、遠回りになるけど、明るい通りを必ず通って帰っておいでと、こういうふうに夜、帰る場合には注意をしているそうです。これは、つまり暗い夜道が危険だから、このようなことをたびたび言わなければならない、街灯を早く設置をしてほしいと、こういう相談がありました。残念ながら、この野洲市におきましても、夏場を中心といたしまして、痴漢行為とか、そういったことに及ぶ人が出て、被害者も現実に出ております。また、足元がよく見えず、事故につながる、こういう危険もはらんでいるというふうに思います。

この設置については、予算の問題が回るということは重々承知です。しかしながら、事故、発生していない段階で、この事故を未然に防ぐというような対応というのは、これは早急な対応が必要かと思えます。もちろん、今日言って、明日できるものではありません。しかしながら、こういう市民の不安を取り除くためには、具体的設置計画というのも市として積極的に行うべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 防犯灯の設置についてお答えさせていただきます。

市として積極的に設置をしていくべきではないかということでございますが、防犯灯のいわゆる自治会の防犯灯ではなくて、市が管理する防犯灯ということでお答えさせていただきます。市が管理する防犯灯につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、学校の中で必要な箇所を要望いただいて、そこを設置しているという状況でございますので、全ての市道とかそういうところに防犯灯を市の方で設置するという考え方はございません。ただ、今、先ほどの工藤議員のお話、事例によりますと、多分、娘さんは遠回りして、明るい道を通って帰ってこられているということで、多分近道は暗いのであろうとは思いますが、多分、自分たちの学区を超えて、7学区ございますが、学区を超えて、野洲学区であっても、やはり三上学区に行かれる、祇王学区に行かれるというようなところで暗い道があるかと思えますので、そういったところがございましたら、やっぱり学区の方で少し投げかけていただきまして、学区ごとに協議をいただいて、防犯灯を設置していただくようにお願いできればということをお思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 質問の趣旨は、市で設置計画を設けるべきではないかということでございましたので、その辺を答弁お願いします。

○市民部長（田中千晴君） 失礼いたしました。

市で設置計画というのはございません。お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、議長の方から補足してもらったところなんです。特にここで申し上げたいのは、今、自治会等に全て丸投げみたいな形を受けとるわけです。市としてもっと積極的にこういうものには対応すべきと。民間企業でよく行われるのが、KY運動、危険予知というのがよく企業では取り扱われます。それは、私ども議員ももちろん、市民の皆さんもそうです。職員の方もそうです。皆さんが通っておられて、この野洲市の中での、ここは危険だなというようなところを、皆さんの目でもはっきり見てもらって、自治会から出ていなくても、市としてここにはこういう設置をした方がいいんじゃないかというようなことは、こういうKY運動をぜひ続けていただきたいというふうに思います。

それで、次に質問しますけども、今、街灯等で自治会から出ているのかどうかというのははっきりわかりません。一部出ているところもありますけども、具体的に今、この市役所の近くのアルプラ前。アルプラ前には東西線、約200メートル近くあるわけですが、9時半ごろまでは、営業されている延長で電気がついております。しかし、その時間を過ぎれば、あの通りは真っ暗けです。調べてみますと、その間には、店の灯がつけられている棟、2棟ほど、たしかありました、中間に。しかし、その他に灯をともし設備は一切ございません。それぞれの三差路というところには設備があります。ここは既に過去、この暗い通りの中で、女性が痴漢に遭って押し倒されて、けがをされた、そういう経過もございます。その犯人は、現在も捕まっていないということをお聞きしています。こういう暗いところが現実にあります。また、関係しますが、三上のコミセン前、あそこも三上のコミセンが使用されていれば、灯が漏れて、あの歩道も明るい足元が確認できます。しかし、あの施設が使われていないとき、あの通りも約150メートルぐらい、この間は真っ暗けです。人が通る歩道が確保されていますけども、暗闇の状態。こういう状態があります。

さらに申し上げますと、京セラの北側の歩道、こちらの方に歩道が設備されています。この通りにも、照明設備がありました。しかし、小学校側、北野小学校側については約半分は、この京セラ側の方に照明が設備されています。しかし、それから西、南半分ですか。

南半分は住宅側、つまり半分は通路、歩道がありますけども、半分だけは片側、もう半分は反対の車線の片側というふうに分散された設備等になっております。こういったことが各市の中でも結構あるかと思えます。こういった場所について、自治会からの要望というのは出ていないのでしょうか。お聞きします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 各学区からの連合会からの要望ということになるかと思えますけれども、防犯灯の設置につきまして、今、具体的に工藤議員からおっしゃられた場所についての要望というのは出ておりません。この28年、29年、30年度について、各学区からの防犯灯の設置要望の箇所というのがございます。まず、先ほど野洲のアル・プラザとおっしゃっておいりましたので、野洲学区の要望の箇所ということでは、28年と29年と30年度につきましては、野洲学区からの要望は上がってはおりません。そして、三上のコミュニティセンターのところのことをおっしゃいましたけれども、三上学区の要望でございますが、まず28年は沢第3公園付近、近江富士団地ですかね。の沢第3公園付近と南櫻自治会館付近ということで、2つ要望いただいております。29年度は、三上神社前の駐車場あたりを要望いただいております。今年については、河川公園入口の方の要望をいただいております。そのコミセン三上のところのご要望はいただいております。

また、北野学区でございますが、28年はダイハツピット野洲付近と、アルティプラザ野洲付近、そして、29年度は北野学区は五反田の公園の地先、そして、今年度につきましては、要望なしということでございますので、具体的におっしゃられた場所がございましたら、また自治会の方から要望上げていただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、各箇所の件、要望事項の特定場所を述べていただきました。こういう要望に対しては、具体的にこういった時期にやりたいとか、将来的にはこの年度で取りつきたい、そういうのはそれぞれ自治会、要望が出ていたところには、返答がされているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 自治会の要望と先ほど申しましたけれども、これは野洲市防犯灯設置要綱に基づきまして、各毎年行っておることございまして、各1学区ごとに要

望を取りまとめていただきまして、それに対して毎年整備をしているものでございます。ですから、こういった場所がございましたら、また年度はじめに要望というか、申請を上げていただいておりますので、それに基づいて整備をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 抽象的になりますけども、先ほど冒頭でも私、つけ加えましたけども、自治会の方から要望が出ている項目には対応していくということ。これはあくまでも受け身だけでやられていると。市として、先ほど言いましたように、危険箇所というのがこの市役所の中にお勤めの方も、地元野洲にお住まいの方、たくさんおられると思うんですよ。そういった人から個人的に聞かれたときには、市としても動いてほしいということをあえて言いたいんです。といいますのは、先日、一部は対応していただきました。アルプラの通りの南詰め、喫茶店のサンドイッチをやっておられる喫茶店「あいさん」のところですが。あそこが三差路で、一度事故が起きました。それですぐ照明を見に行きましたけども、津村議員からも紹介を受けまして、あそこに照明灯があるのに、電気がついていないということについて問い合わせしたところ、職員の方がすぐ対応していただいて、2灯あるうちの1灯はつけかえていただきました。もう1灯はついていませんけども。そういったことについては、職員の方、すぐ対応していただいたということには感謝しています。しかし、あとがまだ1カ月ほどになりますけど、ほったらかしになっています。

ですから、危険な場所、事故が起きれば何か対応すると、そういう対応では、市としては少しお粗末ではないかというようなことをつけ加えておきます。

この件について、何かご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か自治連合会の懇談会みたいな議論をしていただいている、ちょっと若干いらしたんですけど、積極的に対応しています。ただ、やはりお金の問題ではないんですけど、今、野洲は本当に無駄なことは一切やっていないと思っています。私になってから、もう無駄なことを省いています。ぎりぎり今、いろんなところにお金をつぎ込んでいます。街灯はさっき部長が説明したルールでやっているのを、今、委ねていきますけども、積極的にできるところはやったらいいんじゃないかと。ただ、例えば野洲川右岸線も比江から随分言われていまして、電線を埋設して行ってやると、かなり大変なの

で、私、太陽光でできないかと、ずっと前から言っているんです。難しいという話です。計画的にやったのは、この野洲駅、昨日も鈴木議員、質問いただきました野洲駅の広場のところの、これ、もともとは私のところに上がってきた計画は、LEDじゃなかったんですけども、高くつくからというので。もう1回再設計して、LEDにした後、こちらに向けて全て、これは計画どおり。たまたま地方創生の一番初期は100%補助でしたから、何千万もお金をもらって、灯計画というので、少なくとも野洲駅の北と南では、市が計画をもってやりました。ただ、あとは戦線が広過ぎるので、地域からの要望を可能な、財源がある限り、可能なぎりぎりの中で満たしています。工藤議員がいらいらしているのはわかりますけども。

それともう一つは、さっきおっしゃった平和堂の通りは、今年の前半に申し上げたように、隠れ道路なんですね。何億もかかって。道路をつくるときに、街灯は制度設計しておかないとだめです。設計をしておかないとだめです。そのためには、きちっと都市計画道路にして、財源も確保してやらないとだめ。何か裏道みたいに平和堂のために、5、6億も使って、おまけに街灯もない道路をつくっているわけですよ。ですから、これからつくる道路というのは、きちっと計画決定をして、必要な街灯はつけると、こういう取り組みですけども、過去のことはそうならない。私もよくいつも通りますから知っていますけども、何であんな新しい道路に、両側にきちっと街灯をつけてないのか。でも、誰もそれもよしとしない。裏では、本来は開発業者が払うべきお金まで市が5、6億も使っているわけですから、今はできるだけ計画的に進めようと思っていますが、抜けているところはあるので、余りいらいらししないで。それと、安全は絶対大事ですけども、まずやはり集落間とか、市街地間は自己防衛をしていただかないと、そこまで全部広げていくというのは、余りにも戦線が広過ぎて、これはやはりまちづくりとしては成り立たないです。何かお答えとおっしゃったので、今、申し上げたようなことでお答えとしておきます。何もやっていないわけじゃないです。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） せっかく市長が今、答弁いただいたので、この今の答弁の中で、1つだけ今のアルプラ前は、駐車場に入る出入り口がそれぞれ1カ所ずつあるわけですけども、その場所には、平和堂が、アルプラが設置した街灯が設置されています。それも現実には消えているので、これについては、余談かもしれませんが、あえて発言しますけども、アルプラ側に協力要請をして、今ある街灯、駐車場のところにある街灯、あの

2灯だけでもついていれば、あの通り、非常に明るい通りになるんですよ。その点での要請は無理ですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 2、3日前、私、あそこで6時から人権デーで配ったんですが、確かに暗かったですね。余り気がつかなかった。要請はします。向こうが応えてもらえるかどうかは別ですけども、これはすぐ今日でも要請はさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今の件はよろしくお願いたします。

それでは、引き続きまして、2項目めの質問に移らせていただきます。2項目めは、各選挙の投票率の向上についてお伺いします。なお、お断りいたします。非常に抽象的な発言になるやもしれません。その点はご了承願います。また、今回、各資料、9枚の資料をつけておりますので、その点は既に見ていただいた上での発言ということでいたしますので、よろしくお願いたします。

国政選挙をはじめ、各種選挙が行われている中で、投票率の低迷というのが、これは全国でも続いております。選挙時は、各候補者の政権放送や街頭宣伝の熱い訴えに対して、一人ひとりが自ら選択し、大事な1票を投じているわけですが、残念ながら、各選挙での投票率はばらつき、50%に満たない結果も、全国で発生しております。

野洲市での結果を直近で行われた6月の滋賀県知事選挙で見ますと、投票率は43.13%となっています。本来ならば有権者全員が投票に参加するのが理想ですが、現実にはそれは無理でしょう。しかし、1人でも多くの有権者が投票に参加されること、この重要性は言うまでもありません。

投票率低迷の要因には、有権者が単に投票行動に移れないものが潜在しており、このことには、候補者として訴える側にも、一種の責務があるというふうに考えております。同時に、行政の取り組みと選挙管理委員会の取り組みは重要と考え、以下の質問をいたします。

なお、冒頭に申し上げましたように、別紙資料を添付いたしますので、ご参照願います。

まず最初に、資料のところで、冒頭に先に申し上げておきます。平成30年6月24日の知事選挙、先ほど申しました投票率43.1%、平成29年11月26日、住民投票が行われましたその結果が48.52%、同じ年度で行われました市議会議員選挙60.61%、衆議院選挙におきましては61.07%、平成28年7月10日に行われました第

24回参議院選挙におきましては59.55%という結果が出ております。

そこで、投票率の現状について、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 工藤議員の投票率の現状についての考えについてのご質問にお答えをします。

確かにご指摘のように低いと思っています。投票権というのは憲法で保障されている主権者の一番の基本的な権利ですし、歴史的に見れば、勝ち取ってこられた権利です。もともと制限選挙であったり、女性の参政権がなかったのが、今、20歳以上、18歳以上というふうに広がってきたわけですから、むしろ権利行使として、また一方では義務としてあるわけですが、さっきのご質問の観点は、行政とおっしゃいましたが、選挙管理委員会が所管ですけれども、あえて私に見解を求められたのでお答えしますけれども、選挙管理委員会も、選挙が適正に行われるかどうかは責務ですが、投票率は大きな課題ですけれども、投票率が上がるというのは、これも工藤議員、ご指摘のように、やはり候補者、政党がきちっと政策とか課題を訴えて、市民、県民、国民、有権者の関心を高めていただいて、参画していただくと、これは原点だと思います。

ただ、近年の選挙ですと、投票して、それによって結果が変わるという期待感がないというのが大きな問題ではないかなと。かつて国政レベルでいえば、いわゆる政権交代が期待されたときは、一時、私は高かったと思いますけれども、客観的に見て、今、政権交代の期待がなければ、なかなか有権者も参加、投票に行って、それによって変わるということでは、投票だけで意味がないわけですから、それもあると思いますし、地方自治体の選挙では、いわゆる相乗りになっているということも、これは立候補側、あるいは政党側の今後の取り組みが必要だと思っています。ですから、有権者の問題では、私、ないと思っています。

それともう一つは、ご承知のように、選挙制度が日本の場合、かなり厳しいといえますか、かたいです。これは明治に憲法ができました。憲法以前にできた制度です。戸別訪問はだめだとか、当時は政党はなかったですが、政府しかなかったんですが、できるだけ有利に図らおうということで、国会開設されたときに、かなり制限、投票者の制限じゃない、選挙活動の制限がされています。今でもそれが引き継がれています。だから、投票権は広がってきましたけど、選挙行動、選挙活動の主権者の参画が本当に異常なぐらい厳しい。戸別訪問はだめです。ないないづくしです。ようやく最近ネットとか使えますけど

も、これももともになっているのは、かたい公職選挙法です。だから、市民、有権者の選挙への参加をとめておいて、そうして、投票に来て下さいと。これは国際的に見ても本当に有権者の参画が厳しいわけですね。羽を与えないで飛びなさいみたいな制度になっている。これ、誰も余り注目されていませんけども、選挙のあり方そのものを変えていかなかったら、投票は私は上がらない。

整理しますと、有権者、政党が政策、課題をきちっと訴えて、有権者の関心、関与を高めていただくのと、選挙制度自体にもう少し緩やかな、規律は大事ですけども、市民参加の選挙制度にしない限りは、投票行動は市民が冷められて、幾らティッシュを配ったり、宣伝カーを走らせてビラを配って、のぼり旗を立てても、これは全然検討違いだと、私は思っています。

以上、見解ということでしたので、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 引き続きまして、同じ内容で、選挙管理委員会の見解を求めたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（小山日出夫君） それでは、工藤議員の2点目のご質問でございます。選挙管理委員会の見解ということで、お尋ねでございますので、選挙管理委員会の書記長の立場で答弁申し上げます。

直近の国や県の選挙における本市の投票率につきましては、滋賀県内の平均と比較しましておおむね4ポイント程度高く、相対的に見れば低いということはないと、このように言えます。しかし、投票率が近年低下傾向であることは明らかでございますので、これに歯どめをかけるべく引き続き啓発に取り組んでまいりたいとこのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） それぞれ見解をお聞きしました。

引き続きまして、3点目の質問に移らせていただきます。

選挙管理委員会より平成28年9月16日付におきまして、投票区の再編に係る投票率の比較、分析結果というのを発表されました。その結果の末尾に、高齢化率が高くなっているという社会的背景からも、投票環境の向上に取り組んでいくとあります。この件に関しまして、今日までの取り組み経過をお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（小山日出夫君） それでは、3点目のご質問でございます。投票環境の向上への取り組みについてということでございます。平成28年度の投票所の再編におきまして施設のバリアフリー対応や駐車場の確保を実施し、再編前と比較しまして投票環境は向上したものと、このように考えております。

再編以降も、当日投票所においては選挙後に投票管理者からアンケートによる意見聴取を行いまして、次回の選挙における投票環境の改善につなげているところでございます。

また、期日前投票所におきましては、宣誓書の記載例を拡大した用紙を掲示したり、記載台に杖を置く場所を設けるなど、有権者の方からの声をもとに細かな部分について随時改善しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今のこの再編後の問題について、再質問させていただきます。再編後の取り組みの結果、投票率が10%前後下がった行政区があります。北区、それから小堤、入町。北区では11.59%、小堤では13%、入町では8.3%が投票率として下がっているという結果が出ております。この地域の方からの話を聞くと、投票所の編成替えによりまして、非常に不便になったということから、投票率が私は下がっているというふうに思っています。この点で、全体的には分析された中では、ほぼ問題がなかったようなことが文章でも書かれていますし、答弁でもされていますけども、この点、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（小山日出夫君） ただいまのご質問でございますが、北区、小堤、入町、それぞれの投票率が下がったということでご指摘がございましたが、全体的に比較をさせていただいたというのが、平成28年9月に選挙管理委員会でもとめた結果ではございますが、全体的に比較をしまして、この前後、比較しまして、中には一部投票率が下がったところもありますが、逆に上がったところもあるというようなことで評価をさせていただいて、全体的の投票率を比較しましても、上昇、若干ですが、上昇したというような評価をさせていただいたところでございますので、それぞれの自治会において、投票率、投票所において、投票率が下がったというような現象が起こってはおりますが、選挙管理委員会としましては、野洲市内全域の投票率を評価をさせていただいたというような

ことで、このように28年には報告をさせていただいたという状況でございます。特に個別の投票所における投票率の減と申しますか、下がった原因については、特に調査等は、具体的な調査等は行っておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 管理委員会のこの平成28年、当初は部長では、担当はなかったと思いますが、これは問題があるところが出ていけば、それを改善していくというふうにならなければならないと思うんです。先ほど申しました例に挙げたのは3つの地区です。現実には下がっているところがあるわけですから、その下がった人たちに、また次の選挙のときには行ってもらえるような対応をとるべきだというふうに思います。ぜひその点は今後の選挙に備えて、各地区での意見を聞いていただきたいというふうに思います。

引き続きまして、確認させていただきます。現在、期日前投票がそれぞれ国政選挙、地方選挙に関わらず行われております。今、野洲市で期日前投票を行われている箇所と場所をお聞きします。

○議長（橋 俊明君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（小山日出夫君） 期日前投票所ということでお尋ねでございますので、本市における投票所につきましては2カ所設置してございます。1つは野洲市役所、もう一つは中主防災コミュニティセンターということで、この2カ所で行っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、2カ所で行われているということをおっしゃっていただきました。

そこで、問題点があります。野洲市役所とこの中主で行われている防災コミュニティセンター、こちらの方での期日前投票を開始される時期が食い違っているということをお聞きしています。その理由をお聞きし、さらには、なぜそういうことが行われるのか。これは本来統一すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（小山日出夫君） 申しわけございません。ただいまご質問いただきましたが、確かに市役所においては、前回の6月の知事選挙においては、6月8日か

ら開始をしまして、コミュニティセンターにおいては6月16日から開始をさせていただきますが、申しわけございません。ちょっと理由につきましては承知しておりませんので、今、この場でお答えすることはできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは議論してもらったときに、野洲、小さいまちなので、期日前ですから、1カ所でもという議論があったんですが、北部合同庁舎の周辺でもということなので、単に人員の負荷の問題です。

それと、先ほどの小堤とか入町、あのときも、これ、選挙管理委員会の事項ですから、私は協議を受けているということでそれでよしとしましたが、おっしゃるように、結果がそうでなければ、さっき見解をお尋ねいただいたので、またしているんですが、何回かやって、ときたまの天気の問題とか何とかでなければ、そこだけが減っているのであれば、きちっと分析をして、仮設でやって、仮設というのは仮の施設で、ここまでまとめれば、バリアフリーでかえていいけれども、若干距離が遠くなるとか、そういう議論はされていまして、そこはもう少し丁寧にやるべきかなと思っています。

お答えと、反問をしたいんですけども。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前11時44分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可します。なお、反問は質問議員1人につき2回までとなっております。市長。

○市長（山仲善彰君） 選挙制度、先ほど申し上げましたように、結構かたいんですけども、投票だけは一生懸命窓口を広げているんですね。もともと期日前投票という制度はなくて、不在者投票でした。かなり限定的だったのを期日前という制度にして、広く事前に投票いただけるようになりました。これ、変な制度でして、市議員さんとか、市長も市の場合是一緒ですが、対象は市民であるのに、国会議員だと選挙期間が長いので、期日前の日が長いんですよ。でも、これは候補者の問題と違って、市民の方ですから、1週間あけておけば、私はいいと思うんです。木曜日が休みの方、日曜日休めない方、ありますから。これ、ずっと国に言っているんですけど、資源の無駄遣いでして、直近1週間とか、直近5日間とか。とにかく1週間の月・火・水・木・金・土・日、これをきちっとカバー

すればいいと思うのに、むやみに国会議員だったら長いとか、3段階です。市長、市議員さん、そして知事選、国会議員、これ、みんな選挙期間が違うのに、それに合わせてなっているんですよ。こんなの意味がない。だから、市議員さんの選挙期間で、市民は投票に行けるわけですから。もしか国会議員並みに期日前が要るんだったら、市議員さんの選挙期間も延ばさんとだめです。国会議員並みに。これ論議がおかしいんですが、国に言いに行っても、これは国会マターですから、選挙部長なんかに言いに行っても、私じゃ手をつけられませんと言っています。

それともう一つは、従前申し上げたと思うんですが、期日前になってからは、もう当日投票は6時でもいいのではないかと。こうすると随分事務が助かります。職員の負担も減ります。まさに働き方改革。11時を超えてしまうので、超勤代も要るし、下手をすると深夜に及ぶんですね。これが期日前で毎日カバーができれば、当日は日曜日は6時にしていただくと、そこから開票作業。だから、幾つかのまちで無理をしていますけども、早く出さないといけない。特に国会議員とか知事選ですと、まちで集約できないので、遅れたら負担がかかるということで、この8時に終わってから集めてきて、即日開票という。これ、何でもないので、私もかなり無駄だから、何とかしてくれといっても、誰も手をつけない。これ、政党ですから、そのあたりの見解です。私、現に、国に言いに行きました。6時に。自治体でできないのかといったら、離島とか、そういうところはあるけども、野洲市みたいなところではできないというんですが、ものすごく合理性があるんですよ。ですから、きちっと1週間カバーした上で、当日は6時にすればいいわけです。

それと今、日本、変な制度でして、8時に結果が出るんです。大体の選挙が。だから、これはもう投票に行かれない。でも、職員は選挙管理委員会は、延々と夜を徹して票をあけてやっているわけです。こんな漫画みたいな国でしょう、これ。一方で万歳していて。

だから、何を聞きたいかという、期日前投票は、国会議員であろうが、知事選であろうが、行かれるのは市内の有権者ですから、同一にすべきではないかの見解。もう一つは、当日は6時にしていただくと、まさに働き方改革で、職員の負担も減ります。これまでは、投票率を上げるというために期日前を延ばしたり、あるいは時間も延ばしました。8時まで延ばした。これ、私も大いなる改革になると思うので、工藤議員は政党に所属しておられるので、見解をお聞きします。

○議長（橋 俊明君） ただいまの反問に対する発言を求めます。工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私、今、市長は盛んに政党ということをおっしゃっていますけ

ども、あくまでも私がここでやりとりさせていただきますのでは、一市会議員としてやらせていただいております。その辺はあえてご承知下さい。

私の今の市長からの反問の内容で、個人的にお答えさせていただきます。公示につきましては。失礼しました。事前投票につきましては、あくまでも私は公示の翌日からというふうに捉えております。また、選挙日の、投票日の当日、この時間については、今、私が述べるだけのことは持っておりません。18時がええのか、20時がええのか。その点についての私個人の見解としては、今、持ち合わせしておりません。また、市長が今おっしゃいましたように、大変事務の手續がかかっているということは、私も立ち会いに何度か行っています。夜の11時、12時。前回、前々回ですか。12時を過ぎた時期もありました。大変つらいということは、あえてわかっております。それは、市長もよくおわかりのように、今の制度の中ではそうせざるを得ないということで、現在では受け取っております。非常に抽象的ですが、以上の答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） それでよろしいですか。反問はこれで終了します。

引き続き、工藤議員、質問を続けて下さい。工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、市長からも答弁ありましたように、問題点が少しでもあれば、ぜひそういう取り組みをしていただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、同じように、この投票の問題で、資料にもつけております。ナンバー1からナンバー5までの各投票区での選挙結果、投票率の結果が資料として私、つけておりますが、この中でも特異とする投票所があります。それは、この投票所第10区、この野洲市役所で行われる投票です。この結果を直近の知事選で見ましたときに、有権者が4,008人と一番市内でも多いんです。しかしながら、投票率は残念ながら最下位の23.65%でした。それぞれこの資料につけております投票結果、この投票所10区、野洲市役所で行われる投票が非常に最低のラインを推移しています。その結果を私ども、よく話をしまして、私自身もいろんな分析をしているところでありますけども、この地域というのが、マンションがたくさんが建ち並んでおります。このマンションに住んでおられる方が非常に若年層が多いという傾向、これはもう明らかです。

それで申し上げたいのが、資料6と7につけております全国の投票結果の年代別の投票率が出ております。これの年代別の、野洲市の最終統計は出ておりません。抽出した年代別の投票結果というのはいただいておりますけども、野洲市も、この全国の投票率の推移とそう変わらないという結果が出ておるわけですけども、ここで申し上げたいのが、低い

投票率に終わっているのが、やっぱり年代が10代、20代、30代、40代というふう
に若い年代層ほど投票率が低いということが出ております。この投票10区における投票
率の低下、最下位というこの要因というのをどういうふうに捉えておられるのか、今で答
えられる範囲で結構ですので、お願いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（小山日出夫君） 工藤議員のご質問でございますが、投票所、
特にこの野洲市役所ですね。こちらの方での投票率が非常に低いというようなご指摘がご
ざいまして、工藤議員の評価においては、マンション群がかなり数が多くあって、若年層
の方が居住されているというようなことも要因の1つじゃないかというようなことをご指
摘をいただきました。確かにおっしゃるような要因もあるかと思えます。ただし、それぞ
れの投票率の低下につきましては、これはさまざまな要因がございますので、特にこうい
った形で表れてはおるんですが、いわゆる選挙に行かれる方の気持ちといいますか、選挙
に対する考え方といいますか、そういった部分も大きく影響はしていると、このように考
えております。特に、政治には期待していないとか、仕事が忙しいとか、選挙に行く暇が
ないとか、そのような気持ちを持っておられる方も、中にはおられると思えます。ただ、
自分が票を投じることによって、この社会といいますか、本市でしたら、野洲市内がど
のように変わっていくのかというような明確な形を心に抱いていただきまして、それぞれが
投票をしていただくというのが本来の形ではあるんですが、先ほども申し上げましたよう
に、このような気持ちを持っておられるというような有権者も中にはおられるというこ
とで、これは明らかな投票率に数字として表れてきているんだろうなど、このように考えて
おります。明確な評価といいますか、投票率の評価については、それぞれの要因が重なっ
た結果としてこのような数字に表れたと、このように私は考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、お答えいただきましたけども、大変、この選挙問題につ
いては難しい分野があるというのはわかって、質問させていただいております。しかしなが
らも、この野洲市全体での投票率に比べたときに、この投票10区、この野洲市役所で
行われているところが半分程度の投票率になっているということは、やはり何かの大きな問
題点を抱えているのではないかということ、あえて私、発言させていただいて、今後、
選挙管理委員会でのいろんな話をされていく中で、この問題についてはぜひ議論をしてい

ただきたいし、それで、どうせえ、あせえという問題ではございません。一度議論はしていただきたい。特に分析として。私はその若い年代層になかなか政治問題に取り組んでもらえないというのが底辺にあるということも、私自身もそう思っています。それをどうするかという今、私自身の考え方も今、持ち合わせないんですけども、何らかの形で私もこの問題に取り組む必要があるのではないかと思います。

それで、時間的な関係で、次の質問に移らせていただきます。4点目に、教育長にお伺いいたします。4点目といたしまして、18歳選挙権が実施されてから、全国での年代別のこの投票率から見えますのが、平成28年9月7日に行われました参議院選挙、こちらで、18歳で51.28%、19歳で42.3%、その後、10代の投票率の低下が表れております。この結果につきましては、つけております資料ナンバー8で示しております。この点で、教育長にお伺いするわけですが、この表で1つ注目していただきたいんですが、18歳で51.28%の投票率でした。この18歳の方が、次の翌年に選挙に行かれているわけです。そうすると、51.28%だったこの年代層が、次の年の衆議院選挙、2017年10月の衆議院選挙、ここでは一気に33.25%まで投票率が落ちております。この件で、特に伺いたいのが、中学、高校生へのこの選挙に関する教育の現状と見解というものを求めていきたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、工藤議員の4問目、中学、高校生への選挙に関する教育の現状についてお答えをいたします。

なお、当教育委員会が所管していますのは、幼稚園と小中学校でございますので、今回のご質問につきましては、中学生の選挙に関する教育の現状についてお答えいたします。

選挙につきましてはの直接の学習は、中学校3年生の社会科、公民的分野で指導しています。ここでは選挙を国民の基本的人権の1つである参政権として学習しています。そして、今の日本では、さまざまな選挙での投票という行動を通じて、政治に参加する権利を行使することが大事であるということを、中学生に指導しているところでございます。

市内の小中学校でも、例えば生徒会の役員選挙、これを本格的にやっているんですけども、少しでも子どもたちの身近に感じてもらえるように、市の選挙管理委員会から本物の投票箱を借りて投票するなど、少しでも身近な取り組みにという努力はされているところでございます。

ただ、こうした選挙への学習とか取り組みだけでなく、日ごろから中学生の政治への

関心を高めることが投票率の低下を防ぐことにつながっていくのではないかなというふうに考えています。そのため、市内の中学校では、野洲市の未来、あるいは滋賀県の未来であるとか、市長にお話に来ていただいて話を聞くとか、そういうことをやったり、あるいは新聞記事などの時事問題を考える時間などを設けたりして、少しでも関心を高める工夫をしているところがございます。

しかしながら、議員お示しのように、18歳、19歳、あるいは二十歳台の投票率は低迷しています。こうした若者の選挙離れ、政治離れにつきましては、学校教育はもちろんですが、社会のより一層、大人の部分でも工夫も、例えば選挙制度に関わって、学校で期日前投票ができるとか、高校で。そういうふうなことも含めて、いろんな改革、工夫が必要ではないかなというふうに考えております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、中学生を対象にした問題ということで、捉えて発言をしていただきました。他国で非常に政治に関心を持たれている国、たくさんあります。ところが日本の場合は、この学生の方を含めて、若い年代層が余り政治に関心を持たれておりません。これは、大きな要素としては、やはり教育の問題の中で、この政治問題をどう捉えるか。これはやはり中学、高校のときに学習をしていかなければなかなか社会人になった時点ではもうこの政治問題に関する関心は薄れていくというふうに思います。

それで、ぜひ教育長の方には、今、取り組みの現状は発言していただきましたけども、これから先、やはり政治という問題、これが自分の身近な、一番大きな問題だという教育を強めていただきたいというふうに思います。

少し時間、もう少しありますけども、この18歳、19歳、20歳、こういった年代層が非常に今、政治問題が薄いということを何度も繰り返していますけども、中学校でそういう教育をされ、各高校でもやはりこういう政治問題が取り扱われているかと思います。私どもも、野洲高、この市内にございます。この野洲高の前でも時々私たち、その生徒を対象に話をしに行きます。残念ながら、高校生になりますと、関心がほとんどないというのが現状です。それはなぜかなという、やはり中学校時代にこういう政治学習というのがやはり弱い体制があるのではないかというふうに思っております。ですから、私は高校に上がる前のこの中学生の時期、強いていえば小学生も同じ問題で、やはり政治に関心を持つということを、学習の中で教えていただくような施策をお願いしたいと。もちろん学

校だけの問題ではございません。各家庭でもいろんな問題点が起きたときに、こういう政治問題がいかに大事かということは、各家庭でも話し合うべきだというふうに思っております。

以上、ちょっととりとめない部分がたくさんございましたけども、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午後0時05分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第9号、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。本日は、大きく2つ質問させていただきます。

1つ目です。教育現場の現状を問う。置き勉及び学校指定物品、体操服についてお伺いいたします。

小学生、特に低学年の通学時のランドセルの重量が話題になっておりますが、荷物が重くなっている背景には、教育カリキュラムの増量により授業時間がふえて、そのため、持っていかななくてはならない教科書も増えて、またその教科書のページ数も、昔に比べて3割増え、当然教科書も重くなり、そのため、小学生のランドセルの総量が平均7キロにもなるという結果が報告されています。市内の保護者からも、低学年や体の小さな児童や登校距離の長い児童には体の負担はないのかと、ご心配の声をお聞きしております。

そんな中、最近置き勉という言葉聞くようになりました。置き勉とは、置き勉強道具の略で、学校に教科書やノート、ドリル等を置いて帰ることをいい、文部省も、2018年9月6日、全国の教育委員会に対して、通学時の児童の持ち物の重量などに配慮を求めの通知を出しております。そこで、本市の現状を幾つか、教育長にお伺いいたします。

1、現在、本市の小学生、特に低学年の児童のランドセル及び登校時の持ち物の総量はどれくらいなのか、お伺いいたします。

また、子どもたちから、肩こりや腰痛等、ランドセルや荷物が重いなどの声や、また実際症状が出ている児童の把握はあるのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 北村議員の小学校低学年児童の持ち物の総重量などのご質問に

お答えをいたします。

先日、幾つかの小学校で、低学年児童の下校時の持ち物の総量をはかってもらいました。そのところ、2.5キログラムから5.5キログラムという値でした。もちろん下校時ですから、水筒とかそういうのも入れてです。ただ、金曜日は上靴を持って帰ったりしますので、そういう曜日とか時期によって重さは異なりますが、大体そういう状況でした。

また、これまで、ランドセルなど、下校のときに、登下校のときの荷物の重さを心配される相談は確かにございましたけれども、肩こりとか腰痛が起こっているという相談は今のところ聞いておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 体に無理のない荷物の重量は、児童の体重の15%までに抑えることが理想だと聞いておりますが、例えば低学年の児童の平均体重が22キロぐらいだとすると、3.3キロになると思いますが、先ほどの2.5キロから5.5キロという間になるかなと思うんですけれども、多い児童も3.3を超える児童も実際あるかなと思うんですけれども、この各ばらつきのある2.5から5.5というこのばらつきは、どのあたりから出ているのか、お伺いできますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） ばらつきは、学校とか学年によりましていろいろありますので、そのとき持って帰るのが例えば体操服を持って帰るとか、持ってくるとか、そのときの授業によって大分違うと思います。昔に比べまして、昔は教科書が2分冊が多かったんですが、最近の教科書は年間1冊というか、例えば国語の上、国語の下というふうにあったんですけども、それが一緒になっていますので、結構重量がかさんでいるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この置き勉という流れに関しまして、本市の教育委員会の受けとめ方とか、学校現場への説明等がもう現実にあるのか、ないのか。あるのなら、どんな対応をされているのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いわゆる置き勉といたしまして、先ほどもご説明ありましたけど

も、学校で使う教材等を学校に置いて帰ることについてお答えしたいと思います。

学用品等を学校に置いておくことにつきましては、今年の9月、文部科学省から児童・生徒の持ち物について適切な配慮をするようにとの通知がありました。教育委員会では、早速9月の校長会、それからそこから2週間後の教頭会で、それぞれ周知して、各学校で再検討するように指示をしています。再検討と申しますのは、実は昨年、ランドセルの重さが話題になったことがありました。そのときにも、ランドセルだけではなく、教材等学校に置いておけるものを、学年や学校で統一をしてほしいということで指示をいたしておりますので、とにかく子どもたちの負担にならないようにというふうな形で、学校にも通知、また指示をしております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 私も今回の質問にあたって、野洲市内の小学校全てに、今回の置き勉強に関しましてご意見をお伺いいたしました。それぞれに丁寧に教えていただきまして、ほとんどの学校で、もう以前からできることが配慮されておまして、ありがたいと思っております。ただ、学校側の困りごととして、この先、児童の負担を減らしてあげたいなと思っても、実際置いておく環境、場所がなく、環境が整わないまま進めると、盗難等の、また違う問題も出てくると思いますので、場所の確保は、現実的に当面の課題であるという声が多かったと思うんですけれども、この置き場所の環境に関しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 基本的には、小学校は教室を置き場所というふうにしております。ただ、学校によりましては、余裕教室があるところについては、そこに例えば図工の教材であるとか、家庭科の教材用具ですね。そういうなのを置いているところもありますが、基本的には教室です。教室の後ろがランドセルが入るようなボックスが1人ずつありますので、そこと。それだけでは足りませんので、後ろに箱を置いて、水筒を入れるとか、ファイルを入れるとか、そういうふうなのを、各教室ごとに工夫をしていただいております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 工夫をしていただいているということで、ありがとうございます。

ます。

この教科書を持ち帰る大きな理由なんですけれども、もちろん予習とか復習、宿題に使うことが多いと思うんですけれども、教科書を置き勉強することが学力に影響するのか、見解をお伺いできますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学力への影響についてお答えします。家庭学習に必要なものを持って帰るというふうにすれば、家で勉強しない教科に関わっては、学校に置いていたとしても、別に何ら学力には影響しないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、先ほどの学校側の課題にもあったように、置き勉強は、盗難とか紛失等の不安もあると思いますが、それよりも大切なのは、やっぱり子どもたちの発育や、また突然の震災やいろんな危険に巻き込まれたときの身の動き等も考えると、どうしたらいいのか、この先、議論が必要だと思いますが、まずは家庭で、保護者と子どもたちがよく話し合い、判断は国も現場に任せていると言っておりますので、教育現場や教育委員会もアイデアを出し合い、子どもたちのために工夫しなければならないと考えますが、そんな中でも、先ほどの学校のお話の中で、ランドセルの話が出まして、ランドセルが野洲市内、中主小学校はランリュックになっておりまして、他の学校は普通のランドセルというお話が出る中で、ランリュックは重量も軽いですし、金額的にも普通のランドセルの4分の1、5分の1、6分の1と、非常に保護者の負担も少ないので、ランリュックを勧めてほしいというお声もあったんですけれども、中主小学校以外は、別にランドセルに決めてはいない。背負えるものなら、別にランリュックでもいいし、他のものでもいいんですよという指導をしていただいているみたいなんですけれども、やはりほとんどがもうランドセルという中で、1人、2人、3人だけ自分だけランリュックで行くというのは、他のリュックを背負っていくというのは、やはりちょっとやりにくいかなとか、しにくいかなという部分もあると思うんですけれども、このランリュック、ランドセルのことも含めて、これからの本市の取り組みや見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） ランリュック、ランドセルにつきましては、ランリュックはたしか安かったら6,000円ぐらいから8,000円ぐらいだったと思いますけども、ラ

○16番（北村五十鈴君） その学校指定物品というのは、この体操服以外にはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 制服ですね。それから上靴、体育館シューズ、それから自転車のヘルメットぐらいやったというふうに思います。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 実際保護者が体操服を買い求める店舗は、地元の衣料組合のお店に決まっているとお聞きしましたが、その衣料組合に納品する業者は野洲市の指定業者だと聞いております。その指定業者を決定する過程、方法をお伺いいたします。また、その結果を保護者に公開しておられるのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 業者決定の過程と方法について、お答えしたいと思います。

体操服は、年度はじめには大量に、その後は急な調達にも応えられるように、一定の在庫量を確保していただいておりますので、そのために以前から生徒たちの身近な市内の衣料組合による販売を行っていただいております。また、野洲中学校と野洲北中学校では、今の体操服が選定されたのが、もう2、30年前ですので、選定の方法や過程などはちょっとわかりかねます。ただ、中主中学校は7、8年前に体操服のデザインを大きく変えられました。その際には、複数の業者から見本の提供を受けて、生徒や保護者にも見ていただいて、意見をもらっています。それは、価格はもとより、耐久性とか機能性の検討と、それから保護者さんとか生徒の意見をもとに、最終は校内検討委員会で決めたということをお聞きしております。

以上でございます。

公開というのは、一応生徒、保護者には全て見ていただいているという意味では、公開というふうに考えておりますが。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 実際、保護者の方が求められるお店は、近くのそういう近くのお店だと思うんですけども、その近くのお店に物を卸す指定業者さん、メーカーさんというんですかね。その業者さんも野洲市の入札業者というか、野洲市に登録しておく業者さんになるんですかね。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） その業者までが登録されているかどうかというのは、把握はしていないです。申しわけございません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 例えば、30年度に決定した指定業者はどこで、それはどんな方法で、例えばコンペや一般入札等で決定したのか、また指定業者は毎年かわるのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 体操服、毎年変更するものではございませんので、継続して同じ業者がずっと販売、同じ衣料組合さんで販売していただいていますので、同じ業者からの仕入れというふうに考えています。

コンペというふうなのにつきましては、2、30年前はそういうふうな発想もなかったというふうに思いますので、そこら辺は多分なかったのではないかなというふうに思っています。最近では、これからは入札等はするのが普通になっていますので、体操服ではありませんが、私が野洲小学校のときには、卒業アルバムを入札に切り替えて、何千円か安くなったということがございますので、ほぼそういう方向でやっている状況です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今、2、30年変わらないというお話が出たんですけれども、業者は変わらなくて、物は一緒でも、金額はどうなっているんですかね。それも2、30年前と同じなのか、物は同じでも、上下しているのか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 済みません、そこは調べておりませんので、また後日お答えしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） その指定業者なんですけれども、もちろん市内の税金を納めて下さる業者を第一に考えないといけないと思いますけれども、それも市民感覚で許される範囲の金額の差なら問題はないと思うんですけれども、金額、デザイン、品質共に、例えば他市の業者が入ってこられて、それが勝っていたら、やはりそれは一般入札を選択すべきで、そういう市の指導もしていらっしゃるのか、それは学校側からご相談なり、何か問い合わせがあったときだけになるのか。市外とか市内以外からの参入というのは考え

られるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 体操服の場合は、そんなに変更ありませんので、私が野洲小
学校でアルバムを入札したときは、湖南4市の業者にみんな手紙を送りまして、こういう
体裁で幾らになるというふうなのをやりました。ですから、市の指定業者というふうな発
想は全くなかったです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、行われていないので、次の質問は余りそぐわない
かと思うんですけれども、各中学校では、体操服の金額、デザイン、品質、洗濯して、
体操服ですので、乾きやすいかとか、袖口、首回りが伸びないかとか、通気性がいいか
とか、時代に沿ったデザインか、生徒の意見、意向が反映しているか等の点検とか見直し、
選定理由や決定の経緯等を明らかにするために、検討委員会等の設置はあるのでしょうか。
あるなら、その委員会の委員には、保護者の代表や生徒の代表者も参加して、体操服を購
入する主体側の意見や要望は反映されているのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど中主中学校の例をお話ししたと思うんですけれども、中主
中学校でも、今おっしゃった、選定委員会に保護者さんとか生徒代表が入るとか、そうい
うふうなシステムにはなっておりません。ただ意見を聞いて、そこを参考に校内で決める
というふうなのが今、ほとんどですので、今、言われたように、そういうのを、組織をつ
くってやるというのも1つの手かなというふうに思いますので、またできたらそういう方
向も提示していきたいというふうに思っております。

ただ、物品はそんなにどんどん変えるということは、教員にとって、ほとんど全部教員
が担当しておりますので、非常に負担が大きいので、余り変えるのは、本当に十何年か
に1回とか、そういうふうになるのかなというふうに思っております。できるだけ公開を原
則に、いろんな状況、皆さんのご意見が聞けるような形で取り組みを指導していきたいと
いうふうに思っております。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この件に関しましても、野洲市内の3つの中学校にも直接お
話をお伺いに行きました。先ほどもおっしゃっていただいたように、中主中学校はおおむ
ね5年くらいを目途に見直しを行っていて、そのときは十分保護者や生徒の思いも組み入

れているとのご返事でしたし、他の中学におかれましては、兄弟とか、先輩、後輩等で工夫して、使い回しができるように、なるべく新しくせずに、同じ形で同じものを選んでいくという見解をいただいたんですけれども、ですので、今のところは、見直しの予定はないというお話も伺いました。また、どの学校も夏の着替えが多くなる季節には、指定ではなくても白いTシャツならいいよと配慮もしていただいているとお聞きいたしました。先ほどから教えていただきましたように、20年、30年、変わっていないというところに、変えないときも、変えない委員会を開いて、このままで行こうとか、そういう変えない場合も保護者さんとか生徒の意見は聞いていただいているのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 変えない場合は、そういう声があれば検討はしますけれども、変えたらどうですかというふうな意見を聞くというのではないと思います。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 最後に、中学生、入学時の学校指定物品にかかる総金額をお伺いいたします。また、その学校指定物品に対して、期待も含めてなんですけれども、各学校に対するこれからの本市の指導の方向性や見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 中学校入学時の学校指定物品の先ほど申しました体操服とか、体育館シューズとかあるんですけども、これは総額にしますと、大体5万1,000円から5万5,000円ぐらいの間というふうになります。これらの変更とかのときには、安定供給と品質はもちろん確保せなあきませんが、入札等の方法も考慮に入れながら、業者の選定を行っていききたい、そういうふうに学校を指導していききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

それでは、2点目に移らせていただきます。野洲市民病院についてお伺いいたします。工程の進捗、建築費の見積もり、水害の心配等をお伺いいたします。添付させていただいております資料1になりますが、平成30年7月1日現在で、市民病院の事業スケジュールがホームページに公開されています。追って見ていきますと、佐藤総合との施設整備委

託、実施設計に関しては、構造計算、建築確認申請事前協議は終わり、現在は工事費積算中、年があけると、建築確認、申請に移り、3月末で業務完了となっております。表中、次の項目には、人事給与、職員採用に関してで、採用試験、結果発表は終わり、現在は追加募集の可能性ありとあります。また、その下方には、事業承継、医療法等、地方独立行政法人移行と続いています。

そこで、この資料に沿って、建築と人事に関しての工程関係、また別途治水についてを、他の議員の質問と重なるところもあると思いますが、幾つか市長にお伺いいたします。

現在、施設整備に関してのこの工程は、スケジュールどおり進行しているのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員の野洲市民病院の工程に関してのご質問にお答えします。

詳細は特別委員会を予定していましたから、そこでお話をするつもりだったんですが、昨日もご質問がありまして、答えているとおり、3カ月程度遅れています。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次に、現在積算中の建築工事費についてですが、平成26年当時の仮称野洲市立病院整備基本構想検討委員会が、医療施設の中で病院施設整備費用として提示していた金額は幾らだったのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時29分 休憩）

（午後1時31分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成27年3月に策定、26年度ですね。このときには、本体で48億6,000万円です。この当時は180床ですので、延べ床面積が1万3,500平米です。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 基本構想、基本計画時よりも、時代の背景、例えば予測していたオリンピックによる資材や人材不足による建築費が高騰して、県や他市でも入札結果が不調に終わり、断念した事業や延期された事業が聞き漏れてきますが、その上、関西人としてはうれしいんですが、先日決定した大阪万博により、ますます建築費高騰が予測さ

れています。計画していた建築費では、厳しい状況ではないかと心配いたしますが、影響をいかが判断されているのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今おっしゃったイベントの影響かどうかは別ですが、順次全て計画なり、事業費は公表しています。直前に公表したのが平成29年6月策定の基本設計ですね。このときの事業費を皆さん方にお知らせをしています。約72億9,000万円でした。これには、先ほどは病院本体、数、180床ですけども、このときには病院と立体駐車場及び連絡通路、全部入れて72億9,000万円です。病床は199になっていますので、病院の延べ床面積は約3,000多くて、1万6,300平方メートルです。現時点で今、実施設計を進めていますが、現時点で、いろんなものを正確に見積もったところ、これ、昨日、部長がご説明しましたように、約6億4,000万円の増額になるのではないかなというふうに思っています。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先日、担当部署の方にお聞きしましたら、佐藤総合が業務終了の後、野洲市が2カ月ぐらいかけて見積もりの精査を行った後、建築業者を全国に一般入札公募し、業者が決定した後、そこから22カ月の建築工事予定期間を経て、2021年春の開院だとお聞きしましたが、先ほどの関係から、入札が不調になった場合ですけども、入札価格を上げるのか、図面の変更、面積を小さくするかかかかないと思いますが、入札金額を上げた場合、平米単価36万以上は国には負担はしてもらえず、野洲市負担になるため、建物を縮小するしか選択肢はないと思うんですけども、それとまた、一部実施設計のやり直しや、工期見直しになると思いますが、入札が不調に終わった場合を想定して、その後の市の対応、見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと奇妙なご質問なんですけども、何か建設、建築専門のおっしゃっているんですけども、全く制度を理解しておられないですね。入札金額を上げるなんていうことはできません。

○16番（北村五十鈴君） 入札金額を。

○市長（山仲善彰君） 今、入札金額。入札金額を上げたらいいかおっしゃったと思うんですけど、不調にならないように。そんなことはできませんよね。

○16番（北村五十鈴君） 不調になった場合は、入札金額を上げますよね。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 3 5 分 休憩）

（午後 1 時 3 5 分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 病院、今後実施設計を終わって、施工発注します。そのときに、不調に終わった場合どうするかとおっしゃるんですけども、基本的には不調を想定していませんが、不調に終わったら、再入札です。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） その再入札になると思うんですけども、その再入札のときにも、今のご答弁でしたら、入札金額は上げないという考え方でいるということですか。同じ金額でもう一度再入札をされる、図面も変えずに、再入札をされるということによろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず入札の仕組みをご存知ですか。本当に入札の仕組みをご存知ですかね。全然違いますよ。私も長いことずっと仕込まれて、おそらく公共発注はかなりの実績を積んでいるつもりなんですけど、一番修羅場をくぐり抜けて。まず直近の適正価格で、設計額を出しますから、不調に終わることは、よほどのことがない限りならないです。野洲市の場合ないです。ただ、まだ慣例でどうしているかといいますと、民間はもつとブラックボックスですけども、公共発注でも設計額を出すんですが、実際は設計額に何割か掛けているんですよ。これが問題なので、今、いわゆる適正発注と言われて、会議が開かれていますけども、まだ今でもそこに設計額をさわっている。旧の野洲町もさわっていましたが、調べたら。今度、それを前提にして、予定価格をやるんですよ。予定価格でまた9掛けするとかやっています。あるときに、地整に会議で呼ばれて、ある程度町長さん、市長さんいたんですけども、いわゆる部切り。昔は部切りが当たり前だったんです。今は制度上部切りはしてはだめですと言っているんですけども、堂々と会議の席上で予算の範囲内しかできないので、やっていると言っているんですよ。例えば、野洲市でいえば、なかよし交流館、これはつくと決めてから設計させている。私、市長になったときに、設計した業者が文句を言いに来たんですよ。私が見ても仕方がないんですけど。鉄筋と言われたの

に、鉄骨に無理して変えさされて、金ももろうてないんやと。野洲市は何というまちやと。おまけに、それも部切りをしているから、かなり厳しいのでやっています。

ですから、私が見るところ、今、公共発注で折り合っていないところは、まだ二重部切りをしている可能性があります。一般的に予定価格と最低制限価格、今、総合発注の場合は、総合評価型の場合は、参考価格とか調査価格になっていますが、要するに、この予定価格と最低制限価格の差ばかり見ていますけども、着目すべきなのは、本当は設計額が適正かどうか。その上に、設計額は設計額、そこに予定価格というのがあるんですよ。この予定価格が本当に適正かどうか。今、野洲市は何をしているかといったら、直近の資材価格、歩がかり、設計額をやっています。それでも、若干、建設物価の1カ月とかの時期があるからずれますけども、だから、野洲の場合は全部落ちてますよね。でも、全国ではまだ当たり前前に今言ったように、それぞれに係数を掛けているんですよ。だから、多分そういうことをわからないでご質問になっているん違いますか。だから、落札しなかったら、もう1回同じ価格、やるわけじゃない。

ちょっと反問します。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時40分 休憩）

（午後1時41分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長から、反問の申し出がありましたので、反問を許可します。なお、反問は質問議員1人につき2回までとなっております。市長。

○市長（山仲善彰君） 単純な話です。制度の話です。発注をします。予定価格より下だったら失格ですからだめですね。予定価格より高い金額が、予定価格が公表されていない場合で、予定価格より高い入札しか全てなかった場合、これは不調といいますね。不調になって、どうしても事業をやらないといけない場合、再発注ですけども、どういう手続をするのか。これはマニュアルに書いていますから、お答え下さい。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） わからないです。

○市長（山仲善彰君） 結構です。わからないで質問しているわけです。だからこんな質問にも答えられない。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

(午後1時42分 休憩)

(午後1時42分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、北村議員、質問を続けて下さい。

○16番(北村五十鈴君) それでは、人事についてお伺いいたします。人事についてお伺いいたします。先日、事務職員公務員採用試験が終わりまして、事務職においては採用予定人数36名に対して、応募は46名あったものの、採用は18名と、採用結果は4割弱となり、当初の募集人員に大きく満たなかったため、再募集するとお聞きいたしました。試験内容も今回は一般公募と分けて、野洲病院勤務者には、新設で、面接だけにすると聞いております。

人事に関しては、議員が口は出せませんが、採用の方法に関して、1つだけお聞きいたします。一次採用のとき、現野洲病院で働いてこられた職員スタッフのキャリアや経験値は採用の採点に加点されなかったのか。されたのか。それともそもそもそういう考えはなかったのか、お伺いいたします。

○議長(橋 俊明君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 職員採用についても、議会、そして市民の方にこういうルールでやりますよというのを示しています。当初は市民病院ですから、野洲市の地方自治体の公務員ということでやっています。看護師さんとか医療技師、事務職員も同じ条件ですね。事務職員に関しては、一般の事務の病院事務の職員ですけども、当初から野洲病院で勤務していた、同じ試験をしていますけども、最終段階で野洲病院での経験は加点しますというふうに公表した上で、その制度に基づいてやっています。

それで答えになっていますね。これは既にお知らせしています。野洲病院で勤務しておられる方についてはということ。

○議長(橋 俊明君) 北村議員。

○16番(北村五十鈴君) 今回の再募集ですが、一次募集の結果を受けて、また理事長からの相談も受けてと書いてあったんですけども、その課題を認識して試験内容を変えらるという内容になっているんですけども、今回公務員試験に受かって、2年弱のことですし、そもそも最初から民間の病院経営からいえば、今まで働いておられた経験値のある方は、即戦力のスタッフになると思いますし、もともとの採用試験のときに、もう少し配慮できなかったのかと思うんですけども、そのところはどうか考えて最初の試験を決

められたのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そういう意図で質問しておられるんですね。そもそももっと配慮したらよかったのではないかなと。私は人事は細かいことは一切こと関与していませんけど、制度設計の大きなところは出していますが、これは客観的に見ても、問題ないという認識ですし、結果的に野洲病院の幹部の方もやられた試験は、問題ないとおっしゃっている。だから、余り排除するために、どんどん加点を高めていったら、これは一般の、もともと私は新病院はフラットに窓口を開きますよと。ただ、これまでの野洲病院で地域のことをご理解いただいているとか、あるいは熱心にご貢献いただいたとか、そういう部分は一定の評価をしますと。その一定については、人事部局で客観的に制度設計をしたわけですから、それを結果を見て、もっとそこの加点をしておいたらよかったという、これは議論にならないです。野洲病院の幹部の方も、公務員試験としては適正でしたとおっしゃっているから、その発想は、私はおかしいと思います。窓口をあけたら、結果を見たら、合格率が、野洲病院の職員さんも合格率が悪かったということで、これは野洲病院の問題、課題ということもはっきり、野洲病院からお聞きしています。ですから、先の試験にもっと配慮しておいたらよかったという論は成り立たない。北村議員のお考えは成り立たないと思います。北村議員は、今そういう主張でおっしゃったんですけども、それはそんなことをやったら、試験の公平さが保たれません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでしたら、今回の採用試験も、同じようにされたらいいと思うんですけども、今回は新規で一般と野洲病院の勤務の方を分けてやられる、一般の試験と、一般の方の試験と、野洲病院で働いておられる方と試験内容が変わるという方が、私はおかしいと思うんですけども、それなら、市長のおっしゃる論理が通ると思うんですけども、そのところが私は違うかなと思ったので、質問させていただきました。

次に、移らせていただきます。治水関連について、次、お伺いいたします。市民病院周辺整備で、市民のご心配の1つが水害についてだと思いますが、今年2月3日、駅前自治会館で開催された駅前自治会との懇談会でも、市の説明の中に、妓王井川改修等について、社会資本整備5カ年計画を示して説明しておられます。その表どおりなら、現在C地区内実施設計、JR上流652メートルの基本計画に進んでいるはずですが、そもそもこの地区は、民間事業者による大型商業地域開発が予定されていて、この区間においては、業者

と共に整備予定だったのが、先月市より報告があったように、C地区内において、計画されていた民間事業者の事業が頓挫し、31年に計画していた222メートルも含めて、市の単独事業にかわり、またその事業費に充てるためにも都市計画税の導入が必要だとお聞きいたしました。そこで、この水害対策の進捗状況を、変更の部分も含めて実際この地区の治水工事はいつ完了するのか、お伺いたします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時48分 休憩）

（午後1時49分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） できるだけ端的にお話をしたいんですけども、雨水幹線はこれまでも申し上げていますように、駅北口の開発の住宅開発で、友川中流域だけが昔の話でいえば、蛇が卵を飲んだように膨らんでいて、下流が全く未改修、かつ童子川も改修計画を町の判断でとめてしまって危ない状態だったので、これはなっすぐに、現場を見に行っただけでやりました。せっかくやるのであれば、可能な限り延ばしていこうということでやっています。これは病院もそうですし、いわゆるC地区を入れた市街化区域の拡張以前にやっています。その後、病院が出てきたので、今やっている雨水幹線は行く行くは駅前にも効果がありますよというお話をしています。

一方では、そのときに童子川の問題を調べたら、これも既にお知らせしていますように、平成12年だったか、特に妓王井川についても県の一級河川であるのに、放っておいてくれ、野洲市でやりますと。野洲町でやりますといういきさつが入っていたわけですね。県に行ったら、これはもう野洲町長さんが自分でやるとおっしゃっているじゃないですかと。筋が通らんじゃないかなと。県の責任を放棄してということから、妓王井川は改修しましょうとなっています。合わせ技で、駅前は安全になりますよということでやっています、今、妓王井川はいろんなことも考えますが、暫定でとにかく一番中央部を掘り下げることによって、疎通能力を高めて、随分機能が高まりましたし、昨日鈴木議員もご質問があったあそこの橋のところが高いんですけども、これもボックスカルバートを入れて上げるということになっていますので、以前から見ると、格段に治水安全度は高まっています。

雨水幹線については、今1,400メートル来ましたから、これも工場と駅北の北口の住宅地の安全度は高まりました。これによって、市三宅東部の土地区画整理事業の調整池

があったんですけど、それも要らなくなりました。C地区も現に要らなくなっています。

ただおっしゃるように民間開発と役割分担しようということがあったので、それについては今、開発がとまっていますから、いつになるかですけども、それが駅前に致命的に響くというものではなくて、いわゆるプラスアルファで、治水安全度を高めようということでしたので、いつになるとおっしゃったら、今のこれが起こる前は十数年、10年ぐらひかかりますよということでしたけども、現時点ではもう1回計画の見直しが必要のかなと。ただ地域の方にとっては、かなりの受益が今、得られていると。C地区も、基本的に調整池なしで開発できるようになっていますから。という状況かなと思っています。

ちょっと病院とどう関係するのかなと思いますが、治水のご質問でしたので、以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先ほどの質問にも出てきましたが、都市計画税導入についてですが、そもそも私は、都市計画税に関しては、理念も含めて賛成しております。それに新病院に関しても、基本設計、基本計画の検討中は、駅前立地も含めて賛成しておりました。そしてその当時、私は他の議員からもあったと思いますが、増税の提案もいたしました。財政が厳しい中の病院事業計画なので、固定資産税の増税か、新税の都市計画税の導入についてです。その税のことは、市民の皆様にもお話しして、リスクを知った上で、それでも市民病院が欲しいのか、覚悟を問うべきだと提案いたしました。市長はいろんなところで、いろんな場面で財政の心配はない、だから増税等はしないと切り切っておられました。その市長が今、消費税が上がるこの年、同じ年に新税導入を提案されるということはどうも納得が行きません。それでは、市民に対する裏切りにあたり、たとえ理由は違うと言われても、今の時期の提案は、市長の置かれている位置を考えたとき、また資格共にないと考えます。

担当課の説明にもこのC地区の治水対策費に充てるとははっきり答弁しておられました。もう一度、市長の口から、どうして今なのか。都市計画税導入の提案説明を聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ありがとうございます。提案説明まで求められたので、3月議会要らないかなと思いますけども、端的に申し上げます。

都市計画税は病院とは全く関係ないです。なぜもう1回提案しだしたかといいますと、

総合計画のロードマップの協議をきちっと年2回やっています。年度当初と年度の途中で。年度の途中は、今年度は秋のはじめにやりました。各部、各課、部長、課長、全部入れて、それぞれ部ごとに、これまでの取り組みの進捗とこれからの課題。それを一通り終えまして、これからの野洲市を考えると、やはり都市計画税なしでは本当にもう服が体に合わない。あるいは、都市計画税がなかったら、それなりのもう一度よそとは違うぐらいの一定のレベルの、昔みたいに道路も要らんし、人口が増えなくていい、IBMだけあったらいいというもう1回まちづくりに戻らんといかんではないかなと思いましたので、まさに終わってすぐに部長会議で、もう1回都市計画税を議論したいということを行った上で、作業を行いました。私の考えをペーパーにして、職員に渡して、議論して下さいと。

私は問いかけているのであって、決められるのは市民です。かつ市民の代表の議会です。税に関しては、パブリックコメントは制度化されていません。私でも税は払いたくない。でも、本当に還元される税であれば、歓迎されると思います。

野洲市はもう前から、誰も本当に着眼していなかったんですよ。都市計画で、市街化区域がこれほど少ないというのは。皆さん、ぶつぶつ言っておられました。野洲は田舎やから人が増えない、店ができない。それは当たり前なんです。12%。ちょっと今、増えたから、12.9ぐらいですけどね。守山、栗東を調べてみなさいと。26とか27。草津は約40ですね。これで4市に移行して行って、いっぱい何か守山の方がええとか、草津がええとか、栗東がええとおっしゃるけども、これはひがんで、汗をかかないでひがんでいるような話ですよ。ここに来て、本当にいろんな方が協力いただいたので、国8はもう国交省に行っても幹部に言ったら、ああ、国8バイパスですかと言ってくれるぐらいに、すごく通っています、これは。誰もこんなこと思っていなかった。この間も国交省に、4.7キロで300億ぐらいの道路ですか。いやいや、すごいですよと言ってくれるぐらいに、目に見えて動いてきました。じゃ、この恩恵を国交省にしたって、ストック効果、ストック効果と言っているわけですよ。そしたら、もう少し市街化区域も増やして行って、人口も増やし、企業から本当に要望が多い。5ヘクタール下さい、10ヘクタール下さいと。そういうこともあって、たちまちはだめだから、今、緑地の環境を守るというので、これは合わせ技です。

それと、これもアイデアで、自慢するわけじゃないですけど、調整区域の更地が使えるというのは、私、ずっと前から言っているんですけども、裏口でやっているちはありますけども、正規に条例でやるというチャレンジをしているんですよ。これ、もう一つ

は空き家条例で、解体で今度予算を上げていますけど、売れないんですよ。結局市民の税金の持ち出し。これ、更地が使えるようになれば、これは回るんです。国が着眼していないアイデアなんですよ。今、全部相続放棄されますから、借金がある土地は。そうすると、壊すと、無主地になる。でも、それを弁護士を清算人に立てて、裁判とか手続を起こすことによって、相手さんに売ってもらうことができるので、ただ売るにしたって、調整区域の土地が再利用できるようにしないとだめなので、これ、全部回るんです。

こういう中でやろうと思ったら、絶対治水とか基盤整備とか、野洲が今までやってこなかった都市計画道路、街路、やらんとだめですよ。ちまちま隠れて駅前なんかは、都市計画道路どころと違って、前も説明したように、民間の企業の土地の上に下水を下に埋めて、先、道路をつくってから、土地交換をしているんですよ。これ、くせなんです。さっきの工藤議員の平和堂でもそうですよ。秘密で開発の中で、道路は開発業者にやらすべき道路を、わざわざ市民の税金でやっている。都市公園でもらうべき公園を、民間の土地にして、分筆したいと思ったら、分筆さえしていない。企業に言ってもなしのつぶて。もっと並みの装備をして、都市計画税をいただいて、発展するまち。

北村さん、もっと前向きでなかったんですかね。そんな病院とは連動していません。ですから、私は提案するけども、議員の皆さんが責任を持って、市民の代表として、この議場で本来いいんですけども、もう一度今日、日程を組んでくれましたから、1月、2月、土・日・夜、徹底してもう一度、各学区を回ろうと思っていますけど、本当はここでもう熟議していただいたらいいと思います。このチャンスを逃したらないですよ。私も2年あるし、皆さんはまだ3年あるから、選挙、心配なしに議論もできるし、かつもう今度の都市計画の見直しで飲み込もうと思ったら、拡大しようと思っているんですけど。でも、本当に拡大して、基盤整備が追いつくか、追いつかないか。だから、26とか30のところは、都市計画税が0.3とか0.2いただいているわけですよ。でも、背伸びしようと思っても、今、県には協議に行っていますけど、面積を増やすように。ということで、何に使うんですかといったら、C地区のもありますよとか言っているだけであって、もっと展望のある、これからの野洲のまちづくりのための財源としてです。

そして、都市計画税は、徴税費用、課税費用が要らないので、全然要らんのですよ。いただきやすいという失礼けども、摩擦係数なしでいただいた税が、かつ起債と交付金を入れれば、前から言っていますように、2倍に増えたり、5倍に増える有効な財源ですから、ですから提案しているので、何かC地区にひっかけてとか、病院にひっかけて否定

的な発言をなさらない方がいいのではないかなと、私は思います。

提案説明と言われたので、こういう論議ですけども。後ろ向きじゃなしに、これからの課題解決の野洲のまちの分かれ目です。と思います。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先ほども言いましたように、私は都市計画税は賛成ですし、都市計画税もなく、市長はよくここまでいろんな事業をされていたと、本当にその部分に関してはありがたいと思っているんですけども、お言葉を返すようで申しわけないんですけども、病院云々のときには、市長は、病院が建つまでとか、自分が市長の間でいる間はとか、他の懇談会とかにも、税は上げないというお話を何度かされておられました。だから、余計な想像をしてしまうんですけども、別に今でなくても、スケジュールどおりなら、5月には建築業者が決まりまして、不調にはならないとおっしゃっているのですから、正確には入札が無事に済めば、ほぼ建物は、ほぼほぼ完成に近いと思いますし、そうなれば、市長の発言は実証されて、今回の提案も文字どおり、まっさらな、真っ白な新税として、市民も受けとめると思います。でないと、余計な推測が生まれますし、やっぱり国や県の病院起債同意の条件としての市の財政の不安を軽減する材料ではないかと勘ぐってしまいます。導入にあたる経緯にしても、21年提案時のように、19年度には20億あった法人税が、21年度には5億まで激減したとか、大きな災害があって、安全確保に多額の臨時歳出があるとかならわかりますが、今、提案しておられる市街化拡大や都市基盤の遅れや、いびつな財政構造なら、市長なら多分、3年前でもわかっておられたと思います。

また、病院の住民投票でも、28年度の市長選でも、市長は新税の話は一切しておられないし、今年2月の駅前自治会の懇談会でも、税金は上がらないかという心配をしておられる市民に対して、税は上げないと説明しておられます。ですので、どうしてもこの新税と病院の関係を勘ぐってしまうんですけども、22年度に都市計画税を見送ったときの資料の中にも、その見送った理由が22年2月18日に出ているんですけども、ご理解が得られなかった、市民にご理解が得られなかった原因が5つ上げておられます。そのときに、その1つに、新税導入には、行政への強い信頼感が必要であるが、それが弱かったことというのがあって、今回も市長は税金は上げないと市民に約束されたのですから、もうすぐに半年もしない間に、その約束は守れるのですから、どうして今なのかと思ってしまいます。

それで、最後に、一番お聞きしたかった、新税導入と病院の起債同意は関係ないと考えていいのなら、病院スケジュールの項目には、国や県との起債同意時期が載っておりますが、県・国との進捗状況と、起債同意確定の返事はいついただけるのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 起債同意というのは、順番に今、起債をやっていますから、同意はいただいていますけど。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先ほども申しましたように、部署の方にお聞きしましたら、年明けになるかなというお話をお聞きしたんですけれども、以前から県の同意の時期を何度かお聞きしていたんですけれども、最後、いつお話しされたんですか、県とお話しされたんですかとお聞きしましたら、春ごろ、今年の春ごろということで、それ以後、県とこの同意に関しては話はしていないとお聞きしましたので、進捗状況をお聞きしたかったのと、やはりもう病院がここまで決まっているので、同意は必ず必要だと思いますし、その時期に関して、今、わかる範囲でお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院事業は始まっていますから、それぞれ土地を買うときにも起債していますし、実施設計もそうですし、交付金をもらって。だから、本体工事の起債をおっしゃっているわけですか。ですから、そもそも病院事業の起債の同意は得ていますから、あとは作業だけの話で、今、都市計画税に絡めてご質問いただいていますけども、それは全くそういうものではないです。

それと、私は病院で税金が上がることはないとは申し上げていますけども、今申し上げているのは、本当にこれからの野洲のまちのことですよ。私、今、10年ですけども、1期目のとき、都市計画税と一切言っていない。就任して蓋をあけてみたら、余りにもひどいじゃないか。まちの発展、ないじゃないか。だから、堂々と。中の職員は反対。さっき部長が説明しましたが、要するに、野洲の財政はがたがただったわけですよ。だけれども、表だけはいい顔をして、裏の借金ばかり重ねて、だから、内部では心配だったから、都市計画税が要りますよということだったんですが、合併のときには、無投票で市長を選びたいから、もう都市計画税は出ていません。おまけに、水道料金を下げたということなんですよ。ずるずる来て、私の前任者の市長のときにも、中で議論があったけども、

次もあるから怖くて封印したわけです。私は真っ正直になったら、マニフェストには上げていないけども、必要だからということで訴えて、1年間駆けずり回りました。

今回も、何もごまかしてはいません。だから、皆さん方が都市計画税を堂々と否決されたら、でも、私は、病院は結構厳しいですよ。最初から象が針の穴を通り抜けるように厳しいと言っている。そこにまだ、いっぱいこれも引っ張っていただいていますから。監査請求してみたり、堂々とやっていただいたらいいんだけども、普通だったら、ここまで来たら、市民が応援していただく。本当にみんなで病院をつくりたいと。でも、実際残念ながら、そうっていないんですよ。私たちは一生懸命昨日の岩井議員の質問にもあったように、職員も出歩いて説明していますけども、私も出かけていますが、病院をつくりたいからじゃないんですよ。市民が病院を期待しておられるからであって、本当は、いつできるかはわかるんだけども、なぜつukらないかのかとか、どこへつukらないかかという、これを今やっているというのは、本当は悲しい。あえて今、北村議員が質問されたから言いますけども。

それとさっき、来年の5月に発注したら終わりとおっしゃいました。そんな簡単じゃないですよ。全然。本当に毎日慎重な運転、職員は毎日心配している。また、特別委員会で申し上げようと思いますけど、いっぱい課題がある。本当に。発注ができて、病院が建つような話と違いますよ。どういう絵になっているかといったら、野洲病院は、新しい病院ができるという期待の中で頑張っておられたけども、いろいろ条件が厳しくなってきた。野洲市は、来年の7月から、あれを市民病院にしますけども、包括承継をしようと思っている。これはM&Aなわけで、本当に債権債務、どういうふうにしきちと整理してやっていくかどうか。野洲病院では、毎日債務が出てきているわけですよ。また説明しますが、医療事故の補償もある。それをどうつなぐのか。市民の患者さんのためにとか、膨大な仕事を毎日やっていますよ。発注できたら気楽でいい。税も上げないといけるじゃないですかと。残念ですね。

○16番（北村五十鈴君） そんなつもりで言っているわけじゃないので。

○市長（山仲善彰君） だから、病院と税は全く関係ない。だから、3月にお約束します。提案説明、今、求められたから。3月にここで提案します。ご審議いただいて、否決していただいても、私は病院が必要だと思って頑張りますけども、今言っていますように、これからの野洲市の発展は、かなり厳しいということです。あなた、マニフェストでとか、選挙のときに言わなかったからとか、もちろん批判していただいてもいいけども、論議は

私は違うと思う。中身で議論していただきたい。

それとさっき、勘ぐったら、勘ぐったらとおっしゃったんですけど、それはまちを歩いていて勘ぐるのはいいけども、議場で市長と議員が勘ぐったはないでしょう。全部文書を出しなさい、証拠出しなさい、ここに幹部がいますから、聞いていただいたらいいじゃないですか。勘ぐるという言葉が、これ、私、2回今、聞いたんですけども、議員が議場でかつ市の重大案件に関して勘ぐったらという話は、私は残念ですね。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 市の将来のことを考えていろいろ都市計画税が必要だというところの部分はわかりますけれども、やはり新税の導入になるので、市民との信頼関係は必要だと思いますし、その部分に関して、私はお聞きしたかったので、また都市計画税に関しては、改めて。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時12分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可します。なお、反問はあと1回になります。それでは、市長。

○市長（山仲善彰君） 何か北村議員はいつも総論賛成、よう聞いてみたら反対という論議なので、今、また最後におっしゃったので、できるだけ3月の議論が省けるように確認いたします。もともと1回目のときも、本当にうまく行くと思って条例案まで出して、市の広報にも原稿上がって、そして、西河原の自治会長さん中心に出会いたいと来られて、署名と西河原中心の反対のことであつたわけです。均等にと書いてあつたので、均等の意味はどうですかといったら、固定資産税をみんな上げてほしいと。これはちょっと私、それはやりたくないですねということで引き取って、議会に報告して、改めてと言いました。

旧の中主でも、特に市街化区域が余らないということもあって、兵主の自治会長さんとか、市民の方は結構賛成だったんですね。あと若干懸念を示しておられたのは、反対というよりは、もともと調整区域で開発されて、アサヒビール等持っていくために、工業団地に抱きかかえられて、市街化区域になっている近江富士団地の方が若干しっくりこられなかった。ただ、都市財源としてのご理解はいただいていた。一番焦点は、北村議員の生活の本拠である西河原の方たちだったんです、以前は。

北村議員が現時点でその勘ぐっていただいてもいいですけども、勘ぐる議論じゃなしに、提案説明はさっき求められたので、私は都市計画税の提案の趣旨はきちっとご説明したと思います。それを踏まえて、現時点で野洲市において都市計画税を創設することについてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） ただいまの発言に対する、反問に対する発言を求めます。北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 野洲市にとっての都市計画税は必要だと思います。必要だと思います。それは先ほども言ったように、時期が私は納得いかないと言っているだけで、それは必要だと思いますので、それでよかったですか。

○市長（山仲善彰君） いつやったらいいんですか。

○16番（北村五十鈴君） 市長がご自分で病院、討論しているときに、市民にとっては都市計画税も固定資産税も市民税も税になりますので、税金は上げないというお言葉をあちこちでお聞きしていたので、それは病院が建つまでなのか、病院が関連するように聞こえてしまいますので、今の時期ではないんじゃないかということをおっしゃっているの、都市計画税に関してだけは、野洲市にとっては必要だと思いますし、取ったらまたママたちが念願の3年生までの医療費無料もするとおっしゃっていただいているので、その部分に関しては、何ら反対ではありません。

それでよかったですか。

○市長（山仲善彰君） 答えになっていないですよ。3月の提案に関して、現時点でのお考えを。

○16番（北村五十鈴君） 現時点では、時期が反対。時期は反対です。今の時期というのが反対で。

○議長（橋 俊明君） 反問はこれは終了します。

引き続き、北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第10号、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

1問目の中学校生徒への宿題についてについてお伺いいたします。現在の野洲中学校の長期休暇、春、夏、冬以外の定期テスト間の宿題についてですが、教科にも差はありますが、生徒に課される絶対量ですが、こちらはあえてちょっとわかりやすいように申し上げ

させていただきますが、主観にも入っていますが、5段階評価でおおむね2以下の集団の集団層には負担感が大きいように思います。教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 稲垣議員のご質問の定期テスト前の宿題についてお答えいたします。これに関しましては、野洲中学校を含めまして、市内3中学校の現状を踏まえてお答えしたいと思います。

そもそも定期テスト前の宿題は、中学生一人ひとりの家庭学習を支援することにその目的があります。特に、テスト勉強のやり方がわからない生徒が、授業で学んだことを復習し、それを定着させるためのもので、効果は大きいと考えております。ただ、特に学力のしんどい層の生徒には、宿題の限定をするなどの配慮があってもいいのではないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。限定する配慮があってもいいという今、答弁をいただいたんですが、それは、事前に保護者側、生徒側ではなかなか自主判断が難しいとは思いますが、保護者側とはいろいろな先生と保護者の会話というのは、いろんな場面で懇談とかでもあると思うんですが、そういったような会話は、従前されている経緯というのはあるのでしょうか。そういった経緯がないと、限定する配慮ということを保護者が認識できないと思うんですが、そのあたり、教育長、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今回の件に関しましては、保護者さんからの申し出がある場合もございますし、本人の実態を見て、先生の方から、あなたにはここをこういうふうにしておいでというふうな形で、先にアドバイスをするという場合もございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということであれば、非常にいいことだとは思いますが、全ての保護者さんにそういった配慮があるということをごくこの場面で告知できていれば、よりよい宿題教育行政になると思うんですが、そのあたり、教育長、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これは学校等の懇談会で、周知という部分では弱かったかもわ

かりませんので、できるだけそういうのをお願いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

では、次、移ります。宿題を課す教科担任側が定例で、大量に持ち込まれる何百人分の課題の内容を把握し、生徒ごとに適切な指導を行うことは、教科にもさわりますが、時間的に難しく、提出チェックの形式的確認にとどまっている現状はありませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 宿題提出時のチェックについて、お答えしたいと思います。

教科担当の教員は、宿題の提出を求める以上、生徒が取り組んでいるのかどうかの点検を丁寧に行っていると考えております。今、何百人というふうにおっしゃいましたが、1学年、そんなにたくさんおりませんので、150、170、80ぐらいですので、チェックに関しては、大変なことは大変ですけれども、担任はそれは出した以上は点検をしておりますし、できていない生徒への声かけももちろんやって、全員提出するように働きかけはしているというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 1教科の担任が受け持つ生徒数というのは、大体どれぐらいになるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 中学校では、大体国社数理、ここら辺になりますと、英語とかいうのは、大体学年で1人おりますので、野洲中、野洲北中については、その1学年分が基本となります。ただ中主はクラスが少ないですので、2学年をまたいでいる場合がありますけれども、大体人数的には同じぐらいというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 小学校とは違い、中学校の場合は教科担任ということで、各教科が、その自分の受け持つ生徒のを確認すると思うんですが、ということであれば、学年数の生徒数、100人前後を見るということも場合によってはあると思うんですが、これは僕が聞いているだけの範囲なので、全員に聞いたわけではありませんので、ほん一例だとは思いますが、基本的にはワークを提出して、確認のスタンプを押して返ってく

ると。実際中身のマル・バツの正解、不正解を含めて、詳細に確認するという事は、先生の能力とかそういうことではなくて、時間的に難しい現状があるのではないかと思うんですが、そういった状況はどうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 私は中学校の社会科を教えていました。私が教えていたのは、基本5クラス、週に4時間、社会科があります、1つのクラスで。5クラスを持っておりましたので、五四、200名の子どもたちを教えていました。今、それに比べると、学級数の定員が少なくなっていますので、もう少し少ないかと思えますけども、百数十名であると、ワークの提出は毎回というふうには言っていませんので、そんな出しませんので、2週間に1回とかいうふうなことかなというふうに思います。それよりも、プリントとかそういうので出す場合も結構ありますので、そんなに負担ではないというふうに思っております。

ただ、一個一個が全てマルかバツかというふうな細かくまでは点検はやっぱり物理的には難しいかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。これは教科によってかなり理、社、国と、英語と数学とでは差は出てくるとは思うんですが、そのあたりで、英語と数学に関しては、かなり先生の負担感というのは高いのかなとは思ってはいるんですが、これ、他市でも聞いているんですが、例えば補助員というんでしょうか。補助員を学校で登用しているところでは聞くんですが、この宿題をチェックしてくれるような補助員さんがいれば、生徒の出来具合を教科担任が実質的に把握しやすくなって、適切な指導にも役立つとは思いますが、そのあたりの検討というのは、本市ではどうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今年度、2学期からスクールサポートスタッフという、そういうシステムが、国が県の補助、国から県の補助に行きまして、市に配置されています。本市では3校、小学校ですが、入っていただいています。入っていただいた中で、例えばプリントの印刷でありますとか、提出物のチェックでありますとか、あるいは教材の何かそういう教室の用意でありますとか、いろんな部分で本当に助けていただいておりますので、入っている学校につきましては、本当に大きくプラスになっている。先生方の働き方改革

にも大きく寄与しているということがあります。

そういう状況ですので、来年度は小学校6校、中学校3校に全員1名ずつですが、配置する予定をして、今、予算計上しております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 前段で最初に前向きな答弁をいただいているので、ちょっと補助的な部分になるかもしれませんが、ちょっと再質問を幾つかさせていただいておきたいんですが、国語、社会と理科と異なって、英語と数学というのは得意な生徒と苦手な生徒の点数の差が大きく開く教科で、積み上げ型の教科ではあると思うんですが、例えば中学1年だけでも、具体的に言いますと、英語であればbe動詞がわからなければ一般動詞も理解しにくくて、その2つの理解ができなければ、現在進行形などは全く理解できないということになってしまうと思うんです。数学であれば、小学校の小数や分数、割合、比例などの学習理解が足りないと、中学ではついていけないと思います。四則演算が満足にできない子は案外多くて、小学校の算数をしっかり理解して、卒業して中学校へ行くわけ、理解できずに中学校へ行くわけですが、そうなった場合、算数を完璧に仕上げているのが大前提となっている数学について、ついていけなくなるのは、ちょっと当然の帰結になるのかなと思うんですが、まずそのあたりの認識については、共通でよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、学習内容がものすごく盛りだくさんになってきていますので、授業はどんどん進めないと教科書は終われないというふうな状況になっています。本当はじっくりと例えば2年生で九九をやりますが、3学期、2学期から3学期にかけて九九なんですけども、それを完璧にクリアして、次の学年というふうになっているんですけども、なかなか完全に全員がというふうにはなっておりません。私も中学校をやっていて、教育集会所というところに勤めたときに、中学校3年生で九九が不十分な子がおりまして、そういう勉強をずっと教えながら、進路を考えたこともありますけども、なかなか全ての子がというふうなのは難しい状況です。

ただ教科担任制ですから、どの子が学力的に厳しいかというのは、ある程度見えていますので、さっきの宿題点検やありませんけども、大体できている子についてはもう簡単に見たら、もうほぼマルというふうなのがわかりますので、特にしんどい子、そういう子の宿題等は丁寧に見るようにして、そういう工夫をしていますので、何とか時間を確保しな

がらやっているという状況です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

4番については、1で配慮があってもいいとありましたので、4は省略したいと思いません。

では、5番に行きます。その生徒には、おおむね1、2の範囲の生徒には難し過ぎるため、ワークの解答を写して勉強ではなく作業となっている実情が、現在あるのかと思いません。この辺教育長、見解、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 低学力の子にとって、宿題が写す、答えを写す作業になっているのではないかというご質問だと思うんですけども、先ほど申しましたように、教科担当教員というのは、ある程度、子どもの状況も見えていますので、この子にはこういう部分がというふうな形で限定的に宿題を、さっき言いましたように限定したりとかいうふうな工夫もしていますし、そういう中で、しんどい子は、例えば放課後残すとかいうふうな形で、勉強するという場合もございます。また、テスト前、定期テスト前には質問教室とか、あるいは補習教室等をやって、子どもたちに勉強を個別とか、いろんな支援をする、そういう時間の確保にも努めております。宿題を出しっぱなしにして、できた子だけというふうにはしない。学校の基本は、どの教師もそうなんです、全ての子が理解をしてもらうということが一番基本にしておりますので、少しでも時間がありましたら、そういう部分に時間を費やして、支援をしているという、そういう状況でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その点、頑張っていらっしゃるのはわかるんですが、ある一定、やっぱり今、質問出したんですが、解答を写して作業となっている層というのは、少数ではあっても、ちょっとあること自体は、その辺は認識はされていらっしゃいますか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 特に学力のしんどい子どもたち、そこの部分につきましては、残念なことに、そういう子どもたちがいるということは、認識をしております。そういう子についても、本当に個別の手だてができたというふうには考えておりますが、なかなか必死に時間をつくり出して、少しでも支援をとというふうな現状でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ということになりますと、やはり先生も頑張っ
てはいらっしゃるんですけど、やはり家庭の学習というのがかなり重要にはなってくるとは
思うので、課題に取り組むにあたって、やはり保護者の主導のもと、提出する、取り組む
ということが前提としてある程度捉えてもよろしいということでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、中学生のお話ですか。中学生は、なかなか保護者の支援と
いうのが難しいというふうに思っています。小学生段階ですと、おうちの方に見ていただ
いてとか、あるいは本読みを聞いていただくとかありますけども、中学生の場合はなかな
か難しいので、中学生の場合は、目に見える宿題というふうな形にしています。例えば私
は社会科ですが、1年生の社会科でしたら、地図を、教科書に載っているその地図をそっ
くりノートに写してくるとか、誰でもができるような宿題をするということに心がけてき
ました。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次、行きます。結論として、その生徒の、その集団の生
徒には、保護者の協力も得ながら、必要な部分、4番でちょっと記載はしていたんですが、
本来克服すべき基礎的な勉強、学力に合った分量を課題として提出することですとす
るとも、これは配慮が必要であるということでもよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 特別な支援を要する子どもたちについては、もちろん保護者さ
んからもお聞きしていますし、それから、子どもの状況を見て、先ほども申しましたけ
ども、限定するというふうな対応もしております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 3番をちょっと済みません、抜かしているのを今、気づきまし
た。済みません。

宿題の提出後、通知表の評定にはどのように反映されるのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 通知票の評定は、今、10年ぐらい前から絶対評価になってお
りますので、子どもたちの頑張りを評定するというふうになっています。各教科担任が、
その教科内容の学習に対する関心・意欲・態度と、それから思考力・判断力・表現力、そ

れから、知識・技能という、こういう大まかに3つの分野から、そういう観点をもとに総合的に判断して行われております。ですから、宿題の提出も、そういう総合的な評価の材料の一部にはなりますが、それだけを取り出して評定にどうこうするというふうなことは、まずございません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） もちろんそれは重々承知なんですけど、提出することによって、ある程度加点というものが、全体の中で発生するのかなと思うんですけど、宿題の中身の出来具合によって、その埋めた量、埋められなかった量について、加点が増減するということは、基本的にはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 宿題に関しましては、その子の頑張りが見えるかどうかというふうな部分で、単に全部埋めたから、プラスかというふうなものではございません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次、行きます。昨年、今年と、野洲中学校の社会科のテストの時事問題において、生徒の社会に対して関心を引く内容を考え、出題しているとのことで、大変よい取り組みであると評価しています。時事問題は、どのような設題が出題されているか問います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 時事問題についてお答えしたいと思います。

中学校の社会科の定期テストにおける時事問題ですが、その時期時期に新聞やニュースで話題になっていることが中心となります。例えば、地理的分野であれば、今でありますとオリンピック、パラリンピックとか、こういう開催地とか、そういうのに関わった問題を問うたり、あるいは歴史的分野でございますと、新しい考古学上の発見があったら、そういうことについて聞いたりとか、あるいは、今の新しい課題といいますか、そういうのでいいますと、地球温暖化とか、それから貿易摩擦とか、そういう国際的な問題についても考えられると思います。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。前段に関して、その中で本市の重要施策である野洲市民病院整備事業を含めた野洲駅南口周辺整備構想についてどう思うか、生徒の考え

を書く内容があったとお伺いしております。これまで、過去、大人の意見が多く大勢を占めていたと思うのですが、未来の野洲市を担う中学生はどのような意見があったのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 考えを述べる問題についてお答えしたいと思います。

こうしたテスト問題は、自分の考えをまとめて30字から50字程度で書きなさいとか、こういう条件に合わせて社会科的な表現力を問うことを一番の狙いに行っていますので、書いた中身がどうであったのかと、そういう集計は、普通はしないのが普通なんです。ですから、このテストはどうだったかということはありません。ただ、中学生は、本当にすばらしい意見を持っております。あさって、実は土曜日にはつらつ野洲っ子育成フォーラムというのがありまして、小中学生代表ですが、さざなみホールで意見発表しますので、もしよろしかったらご参加いただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

○教育長（西村 健君） 先ほどのスクールサポートスタッフなんですけど、来年度計上しているというふうに申し上げましたけども、基本、配置をするのは県でございますので、全校9校に配置されるように県に要望して、それがオーケーであれば予算要求をしていくということになります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、8番については、本当にすばらしい意見がたくさんあったと。あったということなんでしょうかね。教育長、お願ひ、もう一度いいですか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 済みません。7月にもはつらつ野洲っ子中学生広場というのがありまして、そこでもすばらしい意見発表をやっておりますし、本当にいろんな野洲市の未来を担う子どもたちというのは本当に頑張っていますので、そういう意見もいろんなところから見受けられます。

ただ、テスト問題に関しましては、本当に短いので、それがどうかというのは、私も聞いておりませんし、なかなか教担はそんなチェックはしませんので、なかなか把握というのは難しいです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございました。

では、次、移ります。現・民間野洲病院及び市立野洲病院移行後の経営計画についてお伺いいたします。

1番ですが、特殊勤務手当の該当する具体例について、現・民間野洲病院と移行後の市立野洲病院について、各についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の野洲病院についてのご質問にお答えをいたします。市立野洲病院についての、市立野洲病院、野洲市民病院についてのご質問にお答えをいたします。

特殊勤務手当につきましては、7月及び8月の特別委員会で比較も含めて、現病院と市立野洲病院のをお示ししています。14種類の特殊勤務手当を想定しておりまして、医業手当以外は野洲病院にも、名称は異なりますが、同様の手当等が現在あります。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その野洲病院と同様のものが市立病院についても引き継がれるということで理解して、今の答弁はよろしいのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 引き継がれるというよりは、引き継ぐわけではないですが、病院として当然手当が必要ですから、制度設計をしたわけですが、その中にはご説明したように、ほぼ一緒ですけれども、1つだけは。名称とか、そういうことを含めて違うのはあると、そういうことです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 本件の質問は、他市の200床の前後の市民病院に勤務する医師、看護師からちょっと今回、政策教授も受けて行っておりますので、ちょっとその中で聞かせていただいております。

2番目ですが、勤務手当の該当する金額を含めた具体例について、現・民間野洲病院と市立野洲病院を各お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 具体例といいますと。何かよくわからないんですけども、例えば、

待機手当というのがありますが、これは緊急の医療業務に従事するため、自宅待機を命じられた職員に対する手当ですし、緊急呼び出し手当については、患者の急変、救急患者等に対応するため、呼び出しを受け、業務に従事した職員などに支給する手当であります。これらの手当は、野洲市立病院事業職員の特殊勤務手当に関する規定として、今後制定する予定です。

手当については、既にもう情報提供していますので、一々個別に全部ここで説明するようなものではないと思いますが。必要であれば、また17日の特別委員会でお示しをいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということは、こちらについても、前段と同じように、今の野洲病院の内容がそのままスライドするというか、推移されるというふうに考えてよろしいんでしょうか。おおむねということでも結構です。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） だから、結果的には、同規模の病院で、地域性も一緒ですから、医療職職員には手当が必要ですから、当然制度設計をした結果、野洲病院とそう大きな差はないという制度設計になっているということです。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩いたします。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時42分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可します。なお、反問は質問議員1人につき、2回までとなっております。市長。

○市長（山仲善彰君） 議会の質問は重いので、私、誠実にお答えしていますし、稲垣議員、一時は何か40問か50問されたのをかなり時間をかけて丁寧にお答えしました。ずっと期待してまして、説明をすれば、病院に賛成されるのかなど。職員もいつもよくカウンターのとことか訪ねていただいていますけど、職員も丁寧に対応しています。職員から聞いても、説明しましたし、稲垣議員は賛成ですよとかいう話を聞いているんですが、いつまで行ってもやはりテフロン加工みたいなので戻ってしまうんですけども。こういう手当とか、幾らでもお答えしますが、本来はやはり建設的な意見、さっき申し上げたように、このままそれを引っ張っていて、そして、意見していても仕方がないので、本当に

大変なんです、病院をつくるのは。だから、病院のスタンスですね。賛否とかそこまで述べていただけるとありがたいんですが、私が理解しているところでは、全然意見が合わない、稲垣議員は。病院反対という姿勢だと思っています。

だから、前も1、2回言ったと思うんですけど、これが課題だから、これをきちっと説明するなり、改善してくれるなり、制度設計してくれたら、病院に賛成しますということの質問であるべきなんです、今のこの時期だったら。手当がどうのこうのとか、あとずっと。なぜ今、これを聞いたかといいますと、結構時間をかけて質問が通告されていますけども、これはいい病院をつくりたい。働く人の処遇をよくしたいという前提だと思います。でも、根底が病院反対だったら、こんなことを答えたって、全く意味がないですよ。意味ないはずなんです。政策論議としては。さっきの一番最初の質問でよくわかりましたけど、学校の教室ならそれもありです。ここは政策決定の場であって、だから、現時点で病院賛成か反対なのか。あるいは賛成しようと思ったら、何が課題でひっかかっているのか。そこをまず明らかにしていただいた方が、今後、これから今日の貴重な時間も建設的な答えができると思いますので、お答えをお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） ただいまの反問に対する発言を求めます。稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私は、当初、病院は駅前の野洲駅南口の病院の計画には、反対の立場で立候補いたしました。首尾一貫行動してきたつもりですが、各種いろんな議会での経緯、活動によって、現状、やはり後の質問にはふれるんですが、賛成する条件として、やはり収支計画の精度の高さでしょうか。そちらの方がやはり賛成する条件になるとは思います。現状ではやはり不安定、不安な要素がやはりありまして、そのあたりのリスクについて、市民の、市民に対して行えていない現状があるのではないかと考えています。

その一例といいますか、メインの部分にはなると思うんですけど、収支計画の立案にあたっては、現在の収支計画についてなんですけど、平成26年単年度の医業収益に係数を掛けて、成立させていると思うんですけど、やはり単年度の収支に係数を掛けているところ、やはり私は不安要素がすごくありまして、例えばこれ、平成26年度から過去5年間振り返って、医業収益を見てもみますと、やはり4%前後、収益が下がるんです。平均化すると。仮にこれ、医業収益が30億円と仮定すると、4%とすると、少なくともやはり1億円は現計画よりも利益が下がる可能性があるのかと。やはり収支計画を成立させるために、精度を高めるために、やはり複数年度の平均値が必要なのではないかと考えているんですが、これ、当時の平成27年の1月以降の話だとは思いますが、やはり私

は、この収支計画を成立させるために、意図的に政治的な配慮も含めて単年度の平成26年を採用したんじゃないかなと、客観的に見えるわけなんです。これは、本市の指名登録業者の監査法人3社入っていますけど、そのうちの公認会計士からも、私はこの話はずっとしてしまして、どうして単年度で採用しているのかなというところは、常に会話の中心の内容になっております。

市長、この話をすると、また嫌がられるかもしれないんですけど。僕の権利なんじゃないんですか、反問の内容というのは。だから、内容が気に入らないからやめてくれというのは。

これ、平成27年1月に、当初は政策調整部のもといた旧職員さんによって、20年間病院事業損益が赤字とする収支計画が作成されたことがあったと思うんです。やはりこの良識派の政策部、政策調整部の職員は、同様の思いがあって公開に至ったのではないかと、私は思っています。公開後、人事異動に処分されてなっていますが、やはり私は良識派の職員の方の思いもやはり無駄にするわけにはいきませんので、収支計画の完成度を、いや、もう絶対収支計画の完成度を高めていただいて、やはり市民の病院ですので、応援していきたいと、賛成していきたいと、そういう思いで基本的には原課に行っても質問したりはしているんです。なので、賛成できるように事業収支計画の精度を上げていただきたいと思っております。

市長、先ほど田中議員との答弁の中で、情報公開請求の話にもありましたが、やはり執行部からいただいた材料を精査しようと思うと、やはり僕らが議会には配布されていないやっぱり行政資料というのは、たくさんあると思うんです。それをやはり一つひとつチェックして行って、現在の執行部の進捗状況について細かく対応して、指摘して行って、僕はしていますが、結果的にその指摘しているということは、野洲市の病院事業計画においてプラスになる、最終的にはプラスになると思うんです。なので、僕はいろいろ指摘はしていますが、事業規模の大きい計画ですし、走り始めたらうまく行ってほしいと、そういう思いで質問はしていますので、市長におかれましても、建設的にお話をさせていただければいいと心から僕は思っておりますので、これで答えになっていますでしょうか。本当にそう思っております。

○市長（山仲善彰君） 答えになっていない。建設的にか、そんなことを聞いていませんよ。賛成なのか反対なのか。何が。収支計画。

○10番（稲垣誠亮君） 収支計画のだから精度の高さについて、クリアできれば賛成で

きるというふうに申し上げております。

○市長（山仲善彰君） そしたら、26年から5年さかのぼったら、それでいいんですか。そういうことですか。

○10番（稲垣誠亮君） それで本市。

○市長（山仲善彰君） それは答えてますよ、26年になぜなっているかというのは。

○10番（稲垣誠亮君） それは聞いたんですけど、やはりそれは政治的な意図的なものも見え隠れするので。要は、5年度平均データをとると下がるわけですよ。

○市長（山仲善彰君） 下がりますか。

○10番（稲垣誠亮君） はいはい。やはり単年度のデータを採用するというのは、ちょっと問題があるのではないかなと。

○市長（山仲善彰君） それは説明していますから、それが納得できんというわけですね。

○10番（稲垣誠亮君） 現在は、その説明では納得できなくて、ただ、もう今30年でするので、今度の病院の事業、病院委員会で新たな収支計画が出るというような話も伺ってはいますので、それを見させていただいて、きっちり判断したいとは思っていますが、私としては、現在反対している理由としては、収支計画の内容ということで理解していただいたらいいと思うんですが。

○市長（山仲善彰君） そしたら、こんなもんは聞かんでもええじゃないですか。徹底的に。監査法人のスタッフからも聞いているらしいから。

○10番（稲垣誠亮君） いや、それはもう毎議会、病院のことは。

○議長（橋 俊明君） 議論がかみ合いません等がありますので。

○市長（山仲善彰君） 意味がわからない。

○10番（稲垣誠亮君） 意味、わかるじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） 反対か賛成かもわからない。

○10番（稲垣誠亮君） いや、意味わかるじゃないですか。

○議長（橋 俊明君） とにかく、ちょっと今、ごたごたしていますので。

○10番（稲垣誠亮君） きちっと答えましたよ、僕。

○議長（橋 俊明君） わかっています。ただ、ちょっと議論がかみ合わないところがございしますので、暫時休憩します。

（午後2時52分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。教育長。

○教育長（西村 健君） 申しわけございません。先ほど稲垣議員の答弁の最後の方で、私、はつらつ野洲っ子育成フォーラムがあさってというふうに申しあげましたが、あす土曜日の午後1時半からでございますので、訂正しておわび申し上げます。失礼しました。

○議長（橋 俊明君） 反問は先ほどで終了いたしております。引き続き、稲垣議員、質問を続けて下さい。稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、行きます。市立野洲病院の看護師の35歳、3級看護師の年間支給額モデルは414万9,200円となっております。これに対する全国平均との比較、また現・民間野洲病院とはどれほど差異があるのか、可能であれば、時間外勤務手当を含めた平均総支給額もあわせてお伺いできればと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 細かいご質問ですけども、今、制度設計してありますのは公開してありますように、今おっしゃった金額414万9,200円ですが、そもそも全国平均で給与は決められません。全国平均というのは結果として、野洲の市立病院、市民病院としてどういう業務が存在して、どうするかということで決めていますので、誤解をなさったらだめで、全国平均があつて給与が決まるのと違って、それぞれの病院が自らの制度設計と処遇をしたのを、単に統計処理をしたのが全国平均ですから。これは何でもそうですね。企業は、全国平均で企業が決められているわけじゃなくて、これ、まさに病院事業は公営企業ですから、何か発想が変なんですけど、お問い合わせですからお答えをいたしますと、35歳、3級看護師の年間支給モデルは、ご指摘のように414万9,200円です。これは本給に期末勤勉手当を加えた額であり、扶養手当、住居手当や夜間看護手当等の諸手当が含まれていない額です。

一応全国平均といいますと、産労総合研究所附属医療経営情報研究所が行っています調査では、2018年版病院賃金実態資料のデータを参照しますと、同規模病院の看護師の賃金、これは本給に扶養手当、住居手当、その他諸手当、時間外手当を除くを含んだ額は、経験年数10年目の場合、446万1,800円です。

野洲市民病院の年間支給額モデルの額につきましては、扶養手当、住居手当等が含まれていないため、全国平均額に比べて若干は低くなっているものと考えます。現・野洲病院との比較については、個々の給与データを、これはプライバシーに関わりますので、まだ

把握をしていませんので、お答えができません。

また、時間外勤務手当等を含めた平均総支給額については、比較が可能ではありませんので、時間外手当は状況によって違いますので、いずれにしてもこういった今の制度設計ではこうなっています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。これがどうして質問したかといいますと、他病院の看護師さんと政策教授を受けていまして、若干ちょっと安いのではないかというような指摘を受けたものですから、質問させていただいたんですが、この金額についてはもう特に職務に対して特に低いとか、そういったことは考えていらっしゃいませんか。看護師の応募とかそういったことにも影響してくると思うので、ちょっとお伺いさせていただきました。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 安い、低いとか、だからもともと独法法人を前提にしていますから、経営に見合った給与というのと、通常の処遇というのと、そして、野洲病院から移って来られる、心験を受けに来られる看護師さんがいますから、そういった要素を加味して、公表した上で、公募したわけですから、これを前提に応募いただいていると思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後3時15分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長より2回目の反問が申し出がありましたので、反問を許可いたします。市長、どうぞ。

○市長（山仲善彰君） 総合的に反問したいんですけど、本当にさっき十分にお答えいただかなくて、何か20年赤字やって、その職員のどうのこうのとか、これも説明していませんし、26年をとっているというのは、岡田院長が来てもらって、どんどん滋賀医大とも、私たちも出かけていって、つないだ結果、一番パフォーマンスがよくなっているときで、それより前をとれば、実像が表せないということもあって、そうになっている。これは何回も説明しています。それなのに、いかにも何かわからないみたいなことをおっしゃって、

要するに、ないものねだりの中でいろいろお問いかけなんですけども、看護師の給与の設計が妥当かどうかは、これ、シミュレーションにも関わってきます。後のご質問も見せても、細かい、細かい。まだこれから制度設計する部分もあるんですよ。学会やのとか。基本的に今、稲垣議員はこの看護師の給与を、私は高いの、低いなくて野洲市民病院、市立病院の制度設計の中ではこれですと言ったんですが、高いか安い、どう思っておられるのか。その他、これからご質問されようということについて、自らの見解をまず開陳していただきたいと思います。賛成、反対は、さっきばやけていました。シミュレーションが納得できない。私が問いたいのは、今、真剣勝負なんですよ。だから、もっとやっぱり責任を持った質問をしていただきたいと思うので、まず看護師の処遇が高いのか安いのかと私に聞かれたから、自らはどう思っておられるのか。あと、ずっと質問が並んでいきますけども、それについて、自ら見解をここでまずお述べいただきたいと思います。まさに正当な反問だと思います。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 1 7 分 休憩）

（午後 3 時 1 8 分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの反問に対する発言を求めます。稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） まず看護師の支給額の金額の妥当性、低い、高いについての1点目は、その質問だとは思いますが、基本的に全国に自治体病院にしてもそうですし、独立行政法人の。済みません、市立の病院もありますし、地方独立行政法人の病院もあります。大学病院もあります。大きな本市と類似の200床以上の病院というのはたくさんあるとは思いますが、基本的にどの病院に関しても、市役所さんの一般職員さんとは違って、看護師さんというのは、基本的に需要と供給という視点に当ててみたときに、圧倒的に供給が少なく、需要の方が大きいわけです。ということは、看護師さんは、自分の待遇のいい病院に、やはり仕事を見つけないという意思は、基本的には働くとは思いますが、そうなったときに、やはり給与というのは一番大きな部分なのではないかとは思いますが、近隣の、僕が調査というか、見た限りでは、若干ちょっと、この支給額について劣るという表現が適切かどうかわかりませんが、低い部分がありますので、相対的に看護師さんを今後、病院が開院して確保するにあたっては、若干弱い部分が出てくるのではないかと考えています。そうなったときに、やはりじゃ、何で勝負するかという、どうやって職

員さんを集めるかといったときに、当然、福利厚生とか手当とか、どのような基準で評価されるとか、そういったことも重要にはなってくると思いますので、関連質問が、看護師さんの給与に合わせて通告させて、質問させていただきました。

手当の金額の妥当性については、現状、私が資料を見て、見る限りにおいては、標準的な金額なのかなというふうには思っていますので、この支給額を除いては、特に普通であるというような評価を持っております。

以上で、反問にお答えになっていると思うんですが、よろしいでしょうか。

○市長（山仲善彰君） 学会の旅費の前渡ししか後渡しとか、えらい細かいことも予定しておられるんですけども。

○10番（稲垣誠亮君） それは市民病院のドクターと話をしている、やはり。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後3時21分 休憩）

（午後3時22分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

反問はこれで終了いたしました。引き続き、稲垣議員、質問を続けて下さい。

○10番（稲垣誠亮君） 市民の意見を代弁するのは仕事だと思っていますので、自信を持ってさせていただいております。

済みません。4番の質問に移ります。市立野洲病院の職種給についてですが、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が看護師の倍額となっています。現・民間野洲病院でも同様の基準となっているのか。また、倍額の理由についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは職種給の表、お示ししているのを見ていただいたらわかりますけども、本給の構成要素の一つとして、その部分だけ1万か2万か。1万と2万は倍額ですけども、全体の中の数十万の中の、これは通例病院で割り当てられている金額を参考にして、制度設計したものだけですから、そこだけ捕らまえて倍というものではないというふうに考えています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、もう少し理由はわからないんですか。だって、倍額なんですから。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき自ら答えられたように、働きの部分とニーズの部分ですね。看護師さんもそうおっしゃいましたね。だから、職種によっては、たくさん人がおられる分野と、そうでない分については、これは全てではないですけども、職種給という形で、ニーズと満たされる部分で需給関係で決まっている部分もあります。だから、そんな。だから、さっき聞いたのは、そういうことで理解しておられるから、ほとんどこの後の質問、私は要らないかなというふうに思ったんですけど、律儀に順番にやっていかれるなど思ったんですけど。

○10番（稲垣誠亮君） いや、わかりやすかったので。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次、移ります。これは医師というのは、基本的に探究心、研究といいますか、重要な分野だと思うので、お伺いさせていただきます。研究、学会に参加する医師への補助についてですが、こちら、以下の項目については自己負担となるのか、補助対象となるのか。手当、旅費、長距離出張の対応を含め、市立野洲病院及び現・民間野洲病院と各お伺いいたします。病院を代表して出席が必要なもの、学会、発表会、研修についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現時点では、議員の皆さんにもお示ししていますように、学会に行きやすい形、自己能力を高める機会は保障しますと言っていますが、いわゆる公務で行けるものと、本人の能力を高めるものについては、負担、病院で負担する部分は違いますから、これ、今、制度設計中です。まだそこまで、仕事、残念ながらできていないんです。だから、病院にずっと反対しておいて、手間暇かけておいて、何でこの出口の部分だけ先に聞きに来るのが、よくわからないなと思うんですけど。

現時点では、大きくきちっと制度は保障しますよと。それともう一つは、野洲病院の職員さんで希望していただいている方もたくさんありますから、野洲病院は下回らないということも、当初から公言していますから。野洲病院の処遇を下回らないと。これは昔から言っていますよね。現時点では、細かいところまで出せばいいけども、まだシミュレーションどうかとおっしゃっているわけで、それも全部シミュレーションに関わってきます。後先が逆で、ないものねだりばかりおっしゃるんですけど、決して秘密ではなくて、今、作業中です。必要な時期に明らかにしていきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 先取りといいます、やはり私は今後、こういったような課題が出てくるので、ある程度未来を見据えて予測していただくということも踏まえて、質問させていただいております。

では、6番はちょっと細かいので、飛ばしたいと思います。

7番ですが、勤勉手当ですが、職員の勤務成績に応じてとありますが、これは非常勤の医師を含めた医師職の個人評価制度と理解していいでしょうか。医師職個人評価制度実施要領、自己申告書など、市立野洲病院における現在の制度予定についてお伺いいたします。また、現・民間野洲病院との制度状況についても、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ、市立病院ですし、独法にしたところで、基本的には同じ制度を引き継ぐつもりですけど、評価制度については。現野洲市でも評価制度を採用していますので、それを基本にしつつ、病院に合ったものに調整をしていく予定です。

野洲病院については、こちらは当然把握をしていません、現時点では。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、評価点とか加算手当額については、現在、設定中ということに理解いたしました。

では、10番。済みません。8番、9番は飛ばしたいと思います。では、10番、行きます。社会資本整備交付金を利用した医療機器整備費に該当する人事給与システム取得価格1,096万8,000円、財務会計システム561万6,000円の内容についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、人事給与システム及び財務会計システムの社会資本整備交付金の云々と聞かれたと思うんですけども、このシステムは社会資本整備交付金の対象にはなりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それに関連して起債がされていますので、お伺いさせていただいたんですが、教えていただけないでしょうか。社会資本整備交付金に関連して起債をこれ、この医療機器整備費に起債しているので、県に対して起債の申請をしていると思うんです。なので、お聞きさせていただいたんですが。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然、ですから、今年度負担で行こうと思っていますから、分割ですから起債はする予定です。今後のことですね。これから制度設計、設計をして、起債で対応しようということです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、なので内容について。通告に書いてあるとおり、内容についてお伺いしたいんですが。

○市長（山仲善彰君） 内容は名前のとおり、人事給与システムですから、病院の人事管理とか給与事務、あるいは勤怠管理を行うもので、財務会計システムについては、病院事業に係る公営企業会計の予算管理、会計処理、決算管理等行うものです。まさにこんな、名前のとおりでして、今、市役所でも基本的に同じシステムで動いています。ただ、それは病院の経営ということで、費目とか支出項目は違いますけども、まさに電算の基幹システムですね。今は、昔は手作業でしたけど、今は当然コンピューターを使った基幹の情報処理システムです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） メーカー等は、じゃ、もうこれから精査するということですか。もう決まっているんですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） メーカーはこれからですよ。まだ設計して発注するんですから。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

○市長（山仲善彰君） ただ、野洲病院の包括承継をするメリットの1つとして、患者さん情報が引き継ぎますから、法的に。だから、そこに今、野洲病院の Protocol と、こちらの Protocol が合う、合わないという問題は出てきますが、現時点では当然新たに発注しますから、これからで、今はまだ決まっています。

何かすごいもう乱高下していますね、これ。乱気流みたいなもので。発注はとか、まだ今、さっき言いましたように、手当も制度設計だし、それをこう答えているのに、電算処理システムまできちっとやろうと思ったら、それができないと電算発注できないわけです、システム発注が。ましてやメーカーまでは決まっています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この見積もりは、じゃ、どこからとられたんですかね。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 見積もりというのは、制度設計の中でやっていますから、通常やる、まずは参考に幾つかの事業者から見積もりをとる。これは通常の事務レベルでやってくれていると思いますけども。

○10番（稲垣誠亮君） 見積もりをとるにあたって。

○市長（山仲善彰君） 見積もりをとっているかどうかまで私、知りません。ただ、設計する場合は、建築発注みたいに資材費と歩がかりでいける部分と、そういったものでない場合については、複数のメーカーから参考にもらって、それを分析して、見積もりにするという両方のやり方をしますから、これについて、具体的に事務レベルで見積もりをとっているかどうかまでは、現時点では私は知らないです。

何が聞きたいのか。現状でしょう。だから、新しいシステムの見積もりはまだ。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後3時31分 休憩）

（午後3時31分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） ちょっと細かな話になりますので、私の方から答えをさせていただきます。

人事給与システムでございます。これにつきましては、京都電子計算という形で計画をしておいて、先ほど市長がおっしゃいましたように、人事給与を進めるための経営システムでございます。

それと、公営企業の会計システムというのがございます。これにつきましては、ぎょうせいという形で今、導入を考えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これはじゃ、基本設計か何かの中で、こういったものを必要ですよということを指定されたということですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 基本設計とはまた別の話でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、どの段階でこれはこういった指定があったんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今、当然この分については予算化はされてきているというところでございます。

○10番（稲垣誠亮君） 何ですか。

○政策調整部長（竹中 宏君） 予算化されているということです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それは予算化はわかるんですけど、これは病院関係に関連するので、例えば病院システムさんとか、佐藤総合計画さんとか、そのあたりから、こういったシステムが必要ですよといったようなことがおきてきたはずなんですけど、そのあたりのことについて聞いております。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そもそも佐藤総合設計さんとは、いわゆる基本設計、あるいは実施設計というものではなく、基本的に通常の我々と同じように、人事運営するもの、あるいは会計をする仕組みでございますので、そういったものとは全く関係ないものでございます。

○10番（稲垣誠亮君） 病院整備課判断ということによろしいですか。市民病院整備課の判断としてということ。

○政策調整部長（竹中 宏君） この契約とかそういうことをおっしゃっているんですね。それについては通常の市の契約のルールに基づいてやっているということです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次、行きます。資産調査、DDについてですが、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは先ほど申し上げたように、包括的承継をやるためには、採用中ですが、まだ完了していません。今、順番にやっています。

○10番（稲垣誠亮君） いや、前回、僕、聞いているのは。

○市長（山仲善彰君） そうです。

○10番（稲垣誠亮君） どこまで進んだかを。

○市長（山仲善彰君） どこまでというか、その量で言えるものじゃなくて、質といいま

すか、各分野が存在しているので、今、何%とか、そういうようなことは言えません。来年、6月末できちっと完了して引き継げるようにというので、専門家も入れてやっています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 通告を出しているの、もう少し具体的にお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私も把握している限りは、まだ作業中ということですから、これ以上お答えはできません。秘密じゃなしに、本当に野洲病院の中での情報をもらわないとできないので、今、順次積み上げていっている段階です。だから、さっき言ったように大変ですよと言ったのは、本当に膨大な民間病院から情報をもらわない限りできないんですよ。どんどん課題が出てくる。今、議論しているのは、医療補償の問題も、同じ保険会社でやるのか、どうするのかとか、どこまで引き継ぐのかという議論をしています。資産というのは、負債もそうですから、本当にどれだけの負債が、基本的には包括的承継をしようとしたときは、野洲市が貸していっているお金、そして、損失補償しているマイナスですね。これが負債だという前提でやってきたんですが、それ以外の法人も、順番に整理してもらったわけですが、細かくやっていると、機械なんかはリストがありますけども、債権、債務関係。さっき言った医療補償ということを詰めていますので、これは何%とか、金額で幾らとか言えません。

私、全然秘密主義じゃないから、稲垣議員に示しているんですけど、これは今、まだ純然たる民間病院の秘密に関わりますし、補償を受けておられる方にも関わるので、全部出せませんけども、要するに、数十年やってきた病院の債権債務関係等を今、全部洗い出しているんですが、正直に言えば、結構難航しています。でも、期日までに間に合わすように今、頑張っているとしか言えません。課題ごとに私も相談を受けていますが、全部そんなお尻をたたくわけにいかないから、会計法人も入れて調査しています。

今、議員、ものすごいそこを心配しておられるんですけども。

○10番（稲垣誠亮君） しています。

○市長（山仲善彰君） 心配しておられるのはわかるんですけども、だから、大変だから応援しようというんだったらわかるんですけども。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そのつもりで聞いていますけど。

○市長（山仲善彰君） いや、だから、今のところまだブラックボックスじゃないけども、

どこまで全ての情報を出せるかという点、民間病院とのやりとりなので。公的機関同士だったら、もう少しオープンにしますけども。

今、一番心配しているのは、本当に健全に6月まで野洲病院が行けるかどうかなんです。先ほど、北村議員、次の質問をされなかったんですが、なぜ事務職員を追加募集をあのやり方でしょうかといったら、全協でも私、言いましたように、野洲病院の問題なんです。採用されなかった方が、6月まではいないで、3月で辞めるとかということを訴えに来られたわけで、変な裏口入学はしないけども、自分ところの病院で長年働いて、一番よく知っている職員さんが、通常の公務員試験だとなかなか対応できなかった。だから、いい意味で、いわゆる先行試験みたいな形で、経験試験をしてほしいとおっしゃったわけで、想定はしていたんですけど、かなり厳しいんですよ。3月まできちっとやれるかどうか。

それと今、資産調査をしている中で、私、全然秘密主義じゃないから言いますが、差し支えない範囲で。皆さん方の考えは、あそこを使ったらいいとおっしゃっているみたいですが、本当に心配するぐらいに施設がもつかもたないかが心配です。今、私が一番心配。私が全部に声をかけながら、お話をしますけども、来年の7月から市立病院をするので、全力を挙げて準備をしていますが、人の問題よりは、本当にがたがた施設がきちっともつのかもたないのかとか、だから、市立病院にした段階で責任を持たんとだめですから、これ、企業経営とか、企業に携わっておられる方から見たらわかります。今までなかなか入り込めなかったのが、今、資産調査の中で細かく評価しているんですが、本当にそういう問題が出てきます。私が当初から言ったように、針の穴を象がくぐり抜けるより難しいし、重いからといって落とすわけにいかない。重荷を背負って橋を渡り通らんといかん。それを今、職員も支援の方も、野洲病院も、一生懸命汗をかいて。大筋は私もほとんど徹底的に議論に入っています。

だから、どんだけできているかとか、気楽に、確かにトラックで1万メートル、トラックを走っているんだっただけで見たらわかりますけども、今やっている作業は、何割とかどうのこうのと言える問題じゃないぐらいに厳しい。お示しできるんやったら、何回も言います。しますけども、相手さんのことがあるから示せない。そこを示さんから心配だ、心配だと。そんな状況です。

ここで、皆さんにきちっと言っておきます。本当に想定はしてはいたけど、想定以上に、このつなぎの期間。つないでから7月から新病院までの間を古い施設でやらないといけない。おまけに後で質問出てきますけど、監査請求は大いに出していただいたら結構で

す。でも、これは風評被害になるので、あれが出てから、私、すぐに職員を誘って、改めて滋賀医大の学長、副学長、病院長にも説明に行きました。でも、それだけでは本当はだめなんです。教授会の教授までは伝わらないから。協力しようと思ったけど、野洲病院、何か監査請求出てるじゃないかと。火のないところに煙たたんということになっています。

今、年末に最大限とって、個々のドクターにも教授にも今、出会いに行く日程でやっています。だめだったら1月にと。だから、せっかく応援しようと思っても、監査請求が出たり、何とかかんとかなったら、もうそれだけでマイナスなんです。心配は大いにしている。ただくのはありがたいけども、一緒に誘いかけますし、秘密を守るということで、何か言っていただくんだったら、私も情報提供します。だから、これは何回言っても出てこない。じゃなしに、出せない部分があるから、今は予定どおりかかれるように頑張っていますと、そういうことです。

（「それでいいです。次に進んで下さい。」の声あり）

○市長（山仲善彰君） いやいや、私の時間ですから。これで終わります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、開院が迫っているんで、私も少し焦ってはいるんですが、前寺田政策調整部長が年度内を目標にということもあったので、お聞きしているんですが、じゃ、ちょっと目途についても、今はお話しできる状況ではないということで理解してよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 目途は6月末までに包括承継ができるように頑張っています。

あせっておられる。どっちを向いてあせっておられるのかなと。

○10番（稲垣誠亮君） いや、開院がうまく行くか。心配しているんです。

では、次、行きます。収支計画ですが、精度を高めた再計算の検討についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは書類がありますから、17日の特別委員会にお示しします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次、行きます。市立野洲病院開院後の医師職の労働基準法36協定を遵守することをお願いしたいですが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然です。労働法令に基づいて、運用をいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、勤務の医師のローテーションなんかについても、あらかじめもう想定は今、できていますか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき申し上げたように、医師、今、採用の試験をしています、まだ全員の枠が詰まっています。だから、当然ローテーションまではできません。それと、女性の医師さんなんかは、これ、野洲病院にも従来頼まれて、3人で2人分とかいうローテーションを組んでいますけども、女性の医師さんのことも含めてやらないといけないので、ローテーションを組もうと思ったら、本当に具体的に医師の名前と診療科をきちんと把握しない限りできませんから、あせっていただかない方がいいと思いますけど。

○10番（稲垣誠亮君） あせっています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 次、行きます。市立野洲病院移行後、完成度の高い中期計画を作成するためにも、職員配置のさらなる強化をお願いします。病院経営は専門性が極めて強く、ハード面や外部環境に頼らざるを得ない現執行体制では、長年の滞留した民間法人の組織体質に踏み込めない要因となる可能性が高く、ソフト面が停滞したまま、独立行政法人による経営がスターとする可能性が高いと思いますが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、野洲市は病院事業を持っていませんけど、ここ数年間、病院事業に携わっている職員がいますし、市立病院の中で、当然経験者も採用して病院事業を動かしていきますから、その中で独法に向けての準備を行っていきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その執行状況について、関連してちょっとお伺いしたいんですが、今、市民病院課の職員さんは、本当に一般職として能力が高くて、善良な方々というのは、僕も当然理解はしています。ただ、しかしながら、これ、病院はやはり専門性が求められる分野であって、このまま行くと、僕は現・民間野洲病院の組織体質が継続する要因の1つになるのではないかと大変心配しております。この病院の事業規模から考えましても、例えば、特命の副市長の登用を検討しても、僕は十分いいのではないかと思うので

すが、その点、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 民間野洲病院の体質というのは何を言っておられるのかよくわからないんですけども。それと副市長が結びつくというのもわからないんですが、今のご質問には答えをしかねます。私、何でも答える方だけど、答え過ぎるかなと思っているんですけど、今のご質問には答えの言葉がないです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） すごく簡単なことで、納得していただけると、市民の方が聞いたら、僕はすごく真っ当な意見で納得していただけると思いますが、特命の病院経営に精通した副市長を登用することを検討してはどうかということをお伺いしているんです。まともな意見だと思いますけどね。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず事務長人事をずっと1年ぐらい、いろいろ模索していますが、なかなか難しいんです。ましてや、病院経営に精通した副市長、私が知っている限りはなかなかそんな方はおられない。ご紹介いただいて、私が選考してオーケーだったらやりますけど、私もいろいろ探しましたが、副市長じゃないですよ。病院に精通している職員で、変なつながり。病院というのは本当にいろんな係累が出てきますから、事業者との。あるいは大学の関係でも。だから、市役所というのは本当に今は公正なので、どこへでも出かけていきます。大学の先生もアポをとったら入れてくれます。でも、これが色がついていたら入れません。事業者でもそうです。だから、いきなり病院事業に精通した副市長とおっしゃったら、それはそういう方がいたらいいけど、何もそれは副市長にしなくてもいいわけで、事務総長とか、そういうのでも、まずはそこをかなめですけども、今考えているのは、いろいろ探ったけど難しいので、場合によっては内製化もありかなと。

病院事業というのは、私も過去に病院はやっていませんけども、福祉医療は携わりましたけども、きちっとやはり常道を踏んでいけば人は育っていきます。余りにも何か変な裏社会とか、裏技みたいな。裏社会という言葉は悪いんですけど、病院の業界に通じていないとだめみたいなところがありますが、本当に表の制度ですから、医療法とか、公益法人法とか独法法とか。ですから、そこに真摯にやればできるので、今のご提案は、私としては副市長で病院事業を采配してもらおうという提案は受け入れられないと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そうはいいまでも、市長、近隣他市では、次々に経営が難しいから、市立から独法に切り替わっている現状があると思うんです。なので、今、あとは市の職員さんでは、なかなか現体質には僕、踏み込むのは、なかなかハードルが高いと、通告で書いているとおりに思っています、であれば、市長が言われた中立性、公平性が確保されている副市長さんを登用することによって、現在の市民病院整備課さんの職員さんの実務的、もしくは精神的負担というのは、かなり減少して、歓迎されることは明白だと思うんですが、その点、どうですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 誰に歓迎されるのか、もうちょっとはっきり言ってもらわんとわかりませんね。反問じゃないですよ。

○10番（稲垣誠亮君） 言いましたやん、今。市民病院整備課さんの職員さんと言いましたよ。

○市長（山仲善彰君） 市民病院課からの職員から歓迎される。副市長が。そういう話は聞いていません。

それと、本来は市長がやる、やった方がええのか、どうかはありますけども、私が相談を受けたら、本当に大学も行っていきますし、野洲病院との話し合いも、枢要なところは、本当はもちろん副市長がいいのかはありますけども、関わっています。病院整備課の職員が病院事業に精通した副市長を置いてほしいというふうに、稲垣議員が言っていると理解して、理解して質問しておられるというふうに思うんですが、私はそういうふうには受け取ってないんですけども。病院事業に精通した副市長を、病院整備課の職員が要望しているというふうに、稲垣議員が聞いておられると今、ここで言うておられるということなのか、稲垣議員がその提案をしておられるのか、よくわからないんですが、私としては、そういうことで問題が解決しないと思います。

前に言ったように2期目の終わって3期目のときに副市長、本当に探りましたけど、いろいろ。この間も、ある人に声をかけて、保留にはなっているんですが、これだけ病院事業が厳しい。大変なことはわかっているんですけども、異常な状態ですよ。私、いつもゆでガエルと言っているんですけども、これだけの大事業なんですけども、まだ今ここで、何か細かいのか、大きいのか、わけのわからん議論をされています。そこにあえて、火中の栗を拾いに来てくれる人がいるのかなど。私は、たまたま市長になった後、病院問題が出てきたから、市民のお声も聞いているので、やりたい事業じゃないです、本当に。でも、

やらないといけないからと思ってやっているんですけども、この今の議論を聞いたら、副市長を置いたら問題が解決する。それやったら楽でいいですね。そんな方がおられるんだったら。じゃ、責任持って、稲垣さん、どなたか、この人だったら絶対大丈夫ということを書いて下さいよ。人事ですよ。市長の責任ある人事に口を出して、病院職員が喜んでくれるから、そういう副市長を置けなんて、それは私はそんな質問というのはあるのかなと思うんですけど。この議場で、副市長の注文までつけて、私は精いっぱい頑張っているつもりにしています。今の理解にすれば、病院整備課の職員が、市長では頼りないし、相談の相手にならんから、病院に精通している職員を。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そんなことを書いていないです。

○市長（山仲善彰君） 置けというふうに稲垣議員は言っているというふうに。

○10番（稲垣誠亮君） そんなことは書いていないですよ。

○市長（山仲善彰君） 理解した上で、私としては、それは無理ですと言っておきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 僕はやはり専門性が高いのでということでは言っているわけで、課の職員さんの能力は、やはり精鋭部隊がそろっている、市の野洲市の精鋭部隊がそろっているとは思いますが、課長以下、すごい皆さん、高いと僕は思っております。ただ、やはり現状の重圧もすごいと思えますし、やはり特別職の方の職員さんがそこにいるということは、かなり希望されているかどうかは、僕は確認はとっていません。歓迎されるのではないかということをおし上げておきますので、であれば、市長、一度課長以下、職員さんに聞いていただけませんか。聞かないというのであればいいんですけど、その点、答弁求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、岡田院長と小森看護部長を病院特別顧問にお願いしました。お二人とも生え抜きの医師、看護師ですし、病院長、大学の教授、病院長をされている方です。そこで、病院のことについてはアドバイスをもらったらいと思うんですけど、それと副市長であることの必要性があるんですかね。専門性が高いということと、副市長という汎用性の役割。聞きますよ、私、帰ったら、職員に。今、議員、多分、傍聴していると思いますから、稲垣議員の見解、私、全部フランクだから聞きますけど、こんなコンニャク問答していても、全然発展がないと思えますけど、聞きます。というお答えをしておきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

○市長（山仲善彰君） お礼を言われる筋合いはない。お礼を言うのは失礼ですよ。

○10番（稲垣誠亮君） いや、僕はそうは思いませんけど。職員さんの負担が減ればと、僕はもうそれだけを考えておりますので、そういう意味で申し上げております。

次、これ、県との総務省様式の中で、先ほど市長も述べられましたけど、事業実施にあたって、事務部長の役割というのは、これ、非常に求められていると思うんですが、市立野洲病院の開院まで、約半年も迫ってしまして、私もちょっと気をもんではいるんですが、現在の人選状況についてはどうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ、さっき申し上げたと思うんですが、まだ未定です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、開院が半年前に迫って、それが選定できていないというのが、ちょっと問題があるのではないですかね。そういった点も含めて、僕は特別職の特命、病院問題に精通した副市長がいれば、そういったことも解決するとは思っていますので、そういう意味で申し上げているんですけど、ただ、今、半年前に迫って、人選が決まっていないという状況について、市長はどのようにお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） かなり前から本当に人選にあたりたりしていますけども、なかなかふさわしい、そしてきちっと中立性のある病院長さん、事務部長は、なかなか見つからない。私は、単なる事務職を充てるつもりはないですが、県内の病院の事務長も、基本的には市立病院は行政職員を当てていますから。場合によっては、それなりに能力があって、経験をした職員を充てるということもありなので、そんなにあわて過ぎる必要はないと思います。ただ、ふさわしい方がおられたら、それはそれでいいですけども、本当に微妙な人選になりますから。心配していただいているのか、何かよくわかりませんが、心配しているのは、私の方が心配していますから、問われなくても、心配しています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。締めくくりにあたりまして、やはり僕は、長年の旧組織の人材を病院長にしても、看護部長にしても、そのまま推移して抜擢していますので、組織体質がやはり滞留したまま独立行政法人が進むのではないかとこのことを心配

して、お伺いしております。

では、最後に移ります。野洲駅南口周辺整備構想ですが、商業施設に関して、3月定例会において、市場調査の結果、民間事業者からは前向きな意見をいただいているとのことでありました。また、6月定例会においては、政策調整部長から、民間事業者からいただいた意見も参考にしつつ、今後国土交通省の先導的官民連携支援事業への申請を行い、採択されたら、活用しながら、精度の高い事業スキームの検討をしていると予定であると述べられました。今年度中に方針決定し、議会にもお示ししたい。もし補助金が不可能な場合でも、直営で作業を進めたいとのことでありましたが、現在、報告はありませんが、この点、どうなっていますか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 駅前の商業交流施設の進捗状況をお答えします。

国の制度に応募しましたけども、応募がたくさんあって採択をされていけませんので、現在では、庁内でいろんなヒアリングとか情報収集をしています。年度内に目途を立てるのは結構難しいかなと思っています。可能性は高いんですけども、まずやはり、病院事業が落ち着かないという点も1つあると思いますので、現時点では、余り慌てないで、慎重に有力、優位な土地ですから、可能性を探っていきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 可能性が高いという根拠は何ですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 可能性が高いのは、もともとURもどうですかとって誘いにかけてくれましたし、さまざまなところから話がありますが、病院の途中は何回も否決されて、とまっています、ある意味でさっき言ったようにイメージが悪い。でも、いろいろオファーがあったということからすると、可能性は高いと思っています。客観的に見ても、駅前の広場も整備されましたし、そして、事業所も、昨日も野並議員がおっしゃったように、南、北それぞれ事業所が増設されていますから、そういう意味で、野洲駅の駅というのは、駅の近辺というのは可能性が高まっているというふうに理解をしています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、でも前回の答弁から、むしろ後退しているじゃないですか。ゼロ回答じゃないですか。本市のランドマークにおいて、そういうやっぱり後進的な本市の状況において、都市計画税を導入するというのは時期尚早だと思うんですが、その

点どうですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ、都市計画税の通告。

○10番（稲垣誠亮君） 後でしょうと思ったんですが。

○市長（山仲善彰君） いやいや、これはおかしい。答えますよ。

病院の今の駅前と都市計画税は、私は関係ないと思うし、通告どおり通告しているんだったら、そこで聞いてもらったらいと思うんですけど。ここで答えるんだったら、もう次の通告、質問やめてもらうんだったら、ここで答えますけど。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、後で答えます。後で質問します。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次、3点目に移ります。病院事業債の発行計画についてお伺いいたします。病院事業債発行に関する協議、申請に関して、発行種別ごと、1億850万円、38億5,980万円について、時系列で詳細な説明を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か聞いていたら、区切りがなかったんですけども、見たら、次の質問ですね、これ。いきなり都市計画税に飛んだから、また続きかなと思ったら。

病院事業債の発行計画についてのご質問にお答えします。

まず1億850万については、今年度の病院事業債として協議をしたものです。先ほど北村議員、きよとんとしておられましたけども、病院事業債というのは、もう既に協議を終えて動いております。内訳は実施設計分が9,200万円、医療機器分が1,650万円となっています。協議過程については、4月に県宛てに起債計画書の提出を行い、その後県との間での協議等を行い、10月31日付で県からの同意通知がありました。既に、病院の事業債は同意を受けて動いております。同意額については、協議額である1億850万円、満額が同意をされております。

次に、38億5,980万円についてであります。この額は国が平成31年度地方債計画策定等の参考とするために次年度の起債予定額の照会をされたことに対して10月12日付で回答したものです。よって、回答時点での予定額ですので、起債の制度からしたら当然、まだ協議起債額とはなっておりません。

以上、お答えとなります。

○議長（橋 俊明君） ということであれば、1億850万については、10月31日に

同意通知を受けたということを報告受けました。38億5,980万円については、まだ同意通知は受け取ってはいないんですかね。

○市長（山仲善彰君） 手続きがそこまで進んでいませんから。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そのあたりはどうですか。大丈夫なんですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 大丈夫かどうか、そもそも病院事業は、起債同意が最初動いていきますから、基本的に問題がないと認識をしています。大丈夫かどうかは、私ができるのと違って、向こうが判断ですけども、同意ですから、昔は許可制でしたけども、同意ですから、妥当性があれば同意されるものと考えています。制度からすると。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、これは都市計画税の導入に関わらず、関わらないというふうに理解してよろしいですか。関係しないと。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そういうことですか。全く関係ないですよ。本当に病院とは関係ないんですよ。病院は本当に別のことで厳しいんです、これは。想定はしていたけど、本当に厳しい。これは、厳しいけども、お金の問題というよりは、本当にふくそうして、ゼロから病院をもって、かつ野洲が多大な支援をしてきた病院を終えてもらって、かつ人の問題。

同意と都市計画税は関係ないです。本当に別の流れの中で、さっき北村議員にも言いましたように、これからの野洲のまちのことを考えて提案したわけであって、全く関係ないです。同意と連動しているから、意味がわからなかったんですね。まだ今、同意の終える時期じゃないので、今、協議中ですよとしか言えないんですが、都市計画税で担保されたら、これが同意されやすいという。それは全然ないですね。そして、病院には、さっき言いましたように使えないです、都市計画税は。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 相対的に減少する一般会計からの投資的経費に関連して、関連はしていると思うんですが、関連はしてくるとは思うんですが、では、いつごろ同意通知を受けられるだろうという、おおよそ原課ではされていると思うので、おおよそでいいので、ちょっとそのあたりを聞かせていただいたら、我々も安心できるので、お伺いで

きますか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、私の方からご説明申し上げます。今、お聞きの方は、次年度の39億。38億ですか。その分のご質問やと思います。起債、今年については1億850万円ということで、先ほど市長が申しましたように、9月、10月31日付で同意をもらっています。このスキームになりますので、起債も毎年、毎年1年間の同意という形になりますので、同じように秋ごろというふうに認識しております。

○10番（稲垣誠亮君） 来年のですか。

○政策調整部長（竹中 宏君） 来年の秋ごろというふうに認識しております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

では、次、行きます。野洲市民病院整備における実施設計業務委託についてお伺いいたします。実施設計業務委託契約についてですが、1億6,632万円ですが、基本設計者に実施設計を行わせた1社随意契約の適正とする判断についてお伺いいたします。

1社随意契約が妥当である正当性として、国土交通省が実施する多様な入札契約制度モデル事業を利用した結果、契約審査会の判断、野洲市入札監視委員会の判断、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金の交付対象事業として交付決定の結果が、主張として上げられていますが、詳細を求めます。各4点、詳細を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院の実施設計の発注についてのご質問ですが、これは、監査請求されて陳述を行ってしまして、そこに詳細に報告いたしています。30分ぐらいお話をしましたから、あえてここでする必要はないですし、監査の結果も、却下、棄却ということで出されてしまして、これもご承知のとおりですし、聞くところによりますと、稲垣議員は、却下、棄却されるだろうと。監査委員は市長が任命しているから。これは私、すごいコメントだと思うんですけども。だから、訴訟になるんだというふうに、早々と随分前に自分のブログに書いておられると聞きましたけども、私もそれは見せていただきました。これは、監査委員に対する本当に議員として言うべきことではない。確かに制度は市長が委嘱していますが、任命していますが、特に議選は、議会の皆さんが選ばれて、議長から提案を受けた方を私は自動的に、基本的にやっています。それに対して、監査委員は市長が任命しているから、市長の言うとおりの判断するみたいな市長寄りの判断。裁判を起す

と、はっきり稲垣さんのブログに書いてありますから、ましてや、ここで議論するようなものではないと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 関係ありませんよ。通告を出しているんですから、聞いていることに対して、まずは答えて下さい。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） じゃ、長くなりますけど、説明します。

まず設計業務を出すときには、基本設計と実施設計一体に出すということもありますが、基本的には分離発注です。だから、基本設計をまず出しました。これは学校の野洲中学校の新築もそうですし、それぞれそうです。ただ、病院という割合複雑でかつ駅前の病院ということで、意匠性も伴っているということもあって、実施設計を随意契約でやった方がいいかどうかという内部の検討も行いましたし、さっきご指摘のあったように、国交省の制度があったので、そこに採択いただいて、専門家に評価もいただいたら、基本設計と実施設計は同一業者に出してもいいということでしたので、そうしたわけで、これは全然問題ないです。随意契約は地方自治法で認められていまして、一定の要件、優位性があればいいということです。現に、野洲は、私、できるだけ透明な発注をしたいと思っていますから、今度の病院も事務局案は一体発注したいと言ってきたんですが、建築本体、電気設備、管工事はぜひ分けたいと。あるいは学校の空調も随分前にやりました。それも、全部を1回に持ってきたんですけども、議論して、悪いけども、2つの学校か3つの学校に割りましょうということをやっています。

だから、原則は分けています。野洲中の場合は、原則にのっとって、実施設計は別途競争に供しましたが、病院の場合は、今言った理由で駅前の意匠性も含めて、プロポーザルをした。単なる価格入札をしていない。病院という性格、こういうことで、基本設計業者の設計も審査委員会では評価が高かったので、専門家の評価委員会ですね。大学の先生等入っただいている。ということで、同一業者に発注しようとしたことで、これは監査請求されて、同じことを私、もう少し資料も全て含めて、経過も含めてやっていますし、そういうふうにするというのは、私、議会で申し上げているはずですよ。実施設計と。本来は、執行部の権限ですから、今、何か野洲市は、私も全部、市民の皆さんに相談するために、議会に一々報告しています。ある意味でし過ぎぐらいで、こんな話、全然ないはずですよ。そこまでやってきて、まだ監査請求が出てきている。

監査請求が出て、監査の報告が出ているのに、まだ今日これ、通告をされている。でも、監査も公開でやってくれとあって、陳述を。公開でやってもらいました。こちらとしては全然問題ないと認識していますし、監査委員さんも問題なしと判断されたという状況です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、市民の最大の今、関心事なので、この画面を通してでも知りたいはずですよ。なので、私、しております。

監査委員の件に関してもなんですけど、ブログを見ていただいてありがとうございます。今、断片的な市長の答弁はちょっと僕は同意できない部分が多くて、私が申し上げたのは、監査委員が決算に同意している以上、判断が覆る可能性は低いということ、僕は記載していたはずなので、今のちょっと先ほどの発言は、ちょっと僕は、僕の意味とは違いますので、それだけ申し添えておきます。

先ほど住民訴訟の話がありましたけど、本日、住民訴訟が裁判所に提起されたことについて、やはりこれは、市民に疑義を持たれたと。市民から出ているということで、市民に疑義を持たれているということだと思んですが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私は、今日、提起されたと、きちっと知りませんが、よく知っておられますね。さっき、私、休憩に帰ったら、秘書課長と広報担当が、マスコミからコメントを求められていますと。何かわからない。まだわからないと答えましょうという話で、もう少し聞いたら、例のところで記者会見されたので、マスコミ2社ほどが市長のコメントをと。私は、コメントは可能な限りするけども、何のコメントかわからないので、不思議に思っていたら、今のを聞いてわかりました。例の会計事務所で記者会見されたということなので。

だから、全然。今の、それと結びつくわけですね。

○10番（稲垣誠亮君） いや、関係ありませんよ、別に。

○市長（山仲善彰君） いや、違う違う。今、本日、訴訟が提起されたけども、見解はと今、問われたんじゃないですか。

○10番（稲垣誠亮君） はい、住民訴訟の話を。

○市長（山仲善彰君） いやいや、今、本日、訴訟が提起されたけど、市長の見解はと今、問われていたでしょう。お仲間じゃないですか。

○10番（稲垣誠亮君） いや、仲間じゃありませんよ。関係ありませんから、僕。

- 市長（山仲善彰君） そしたら、なぜわかるんですか。
- 10番（稲垣誠亮君） 関係ありませんよ。
- 市長（山仲善彰君） わからない。
- 10番（稲垣誠亮君） いや、一味みたいな。僕、関係ありませんから。
- 市長（山仲善彰君） 私、全て正直に言っています。知らないとは言っていない。帰ったら。
- 10番（稲垣誠亮君） いや、僕、独自に言っているだけなので。
- 市長（山仲善彰君） 今、見解を求められているから答えているんですよ。反問はできないから、問い詰めない限り。だから、見解というのは、私が言ったように、帰ったら記者からコメントを求められているので、何のコメントかをもう1回、今日が終わるまでに確認して下さいと言って、今、ここにいます。でも、稲垣議員がもう言われました。住民監査請求を受けた訴訟が行われるというのは、稲垣議員のブログに書いてあったし、確かに今おっしゃったことも書いてたけども、市長が任命したというのも書いていました。監査を認定しているから認めるだろうし、市長が認定している監査委員やからとも書いてあったので。書いていましたよ、それは。
- 10番（稲垣誠亮君） いや、事実じゃないですか。監査委員は市長が任命するんですから。
- 市長（山仲善彰君） 任命しているから、市長にすり寄ったみたいに、ちょっと言葉は悪いけど、市長にすり寄った判断をしますと書いてあった、これは私はある意味で冒瀆だなど思ったんだけども、いずれにしても、今、コメントを求められているから、責任を持って答えているんですが、今日、提起された訴訟というのは、私は何の訴訟か知らないけども、今、稲垣議員からご報告を受けて、監査請求を踏まえた訴訟が起こされたということですね。
- 10番（稲垣誠亮君） そうです。
- 市長（山仲善彰君） それなら私、一番嫌いな言葉なんですけども、訴状を見ていないので、何ともコメントできません。
- 議長（橋 俊明君） 稲垣議員。
- 10番（稲垣誠亮君） 住民監査請求からすると、必然の流れなので、もう時間の問題だとは思ってはいたんですが。

それでは、再質問を幾つかさせていただきたいんですが、この4点が随意契約が、1社

随意契約が、特命随意契約が妥当だとする判断だと思いますので、ちょっと簡単に再質問させていただきたいんですが、1件目の入札契約制度のモデル事業の結果の利用した日建設さんのことについて、ちょっとお伺いしたいんですが、これ、平成29年1月26日の全員協議会で、野洲市民病院整備事業に関わる契約方式についての表題で、日建設の中間報告をもとに、本市の契約審査会にかけるとあるのですが、これ、報告を見ますと、5点、主要な議題項目がありまして、発注関係事務と。2つ目が契約方式。施工、施工分離など。3点目が競争参加者の設定方法。これは、一般競争入札、指名競争入札、随意契約があります。4点目が落札者の選定方法、5番目が支払い方法とありまして、これ、国土交通省のガイドラインの5項目にはなるんですが、その中で、これ、僕は一番競争参加者の設定方法については重要だとは思っていたんですが、契約方式を優先して、契約方式を定めてから、今回の争点である競争参加者の設定方法を定めるとあるんですが、これ、優先順位が随意契約ではないんですが、この経緯についてちょっとお伺いできますか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後4時15分 休憩）

（午後4時19分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員、再度質問をお願いします。

○10番（稲垣誠亮君） 書いてあるとおりなので、事前に通告を僕、出していますから、いきなり言ったのではなくて、そのまま読んでいるだけなので。いや、わかると思います。書いていますから。

4項目のうちの最初です。1社随意契約が妥当である正当性について、国土交通省が実施する多様な入札契約制度モデルの事業利用した結果について、私、聞いております。

その中身について、だから、僕は今、質問したんです。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後4時20分 休憩）

（午後4時20分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 詳細について、資料がありましたので、お答えをさせていただきます。

市は工事発注方針につきまして、基本設計段階で従来方式、DB方式、ECI方式等を検討し、決定しましたと。なお、工事発注方式の検討結果を踏まえ、本市において今後の実施設計業務等の発注方法を検討し、決定する予定と定め、その後、基本設計期間中において、工事発注方式の検討を行うにつき、国土交通省が実施する平成28年度多様な入札契約方式モデル事業に市が応募し、選定されたことから、国土交通省から支援事業者の派遣を受け、発注方式等の検討を行いました。

なお、本事業へのことについては、平成28年8月19日開催の市議会、野洲市民病院整備事業特別委員会にて議員各位に説明し、報告をし、ホームページに公開しております。この事業の結果、発注者の設定予算を目標にし、現在の基本設計者が責任を持って実施設計を行い、実施設計概算をまとめることが望ましい。実施設計業者を交換する実施設計DB、またはECIに期待される効果がそれを覆すほど大きいものではないと考える。よって、現在の基本設計を実施設計業者及び工事段階の工事管理者にとらまえることができるということで、従来の工事のみの発注する方式を選定したと報告されました。これを受けまして、市は当該モデル事業の検討結果を参考にし、本市の契約審査会における検討、審査において決定する方針を定め、平成29年1月26日開催の市議会全員協議会において、議員各位に対して報告、説明を行いました。

また、平成29年1月27日の定例記者会見において、報道機関へ資料を提出し、市のホームページで公開したところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 契約審査会の中間報告のことについて僕、質問したんですが、この随意契約などをどうするか。競争参加者の設定方法を、中間報告に書いてあるんですが、それよりも契約方式を優先して、後のことは今後の検討課題とするとする中間報告が上げられているんですが、この点について、どういう見解をお持ちですか。

随意契約は大事なところなので、お願いします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後4時23分 休憩）

（午後4時26分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この中間報告では、契約方式が優先されて、随意契約などの競争参加者の設定方法が中間報告でも書いてあるように、今後の検討事項とすると書かれているので、それは間違いないですかということ聞いております。わかると思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 契約審査会で随意契約の理由ということになります。平成29年12月11日開催の契約審査会で、当該業務委託に関して、基本設計業務委託については、病院建設の豊富な知識、経験、高度な企画調整能力及び技術等を有した業者を選定するため、公募型プロポーザルによってこうなっている本業者は、業務は、設計者の技術提案等による基本設計に基づく業務であり、病院という複雑な建物、建築物の設計意図等を、実施設計に的確に継続させる必要があることから、地方公営企業法施行令第21条14第1項第2号の規定により、随意契約するものと判断されたものでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、この日建設計の事業成果物というのは、これ、中間報告で終わっているんですけど、これ、そもそもの基本設計、佐藤総合の基本設計の履行期間である平成29年6月30日を待たずに、待っていないことと、この中間報告で終了して、最終報告ではないと思うんです。その時点で、この契約審査会にかけているということは、問題ではないかなと思うんですが、その点答弁求めます。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後4時28分 休憩）

（午後4時28分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 簡単に言いますと、この日建設計の報告、中間報告は、1社随意契約の妥当性については、判断していないと思うんです。その点について端的にお伺いしております。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） おっしゃっているのは、野洲市民病院整備実施設計業務委託のことであると思うんですけれども、本業務につきましては、設計者の技術提案等に

より、基本設計に基づく業務であり、病院という複雑な建築物の設計意図等を実施設計に的確に計上される必要があることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、随意契約するものということで、契約審査会でお認めをいただいたというものでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 結局、1社随意契約の妥当性について判断しているのかしていないのか聞いているんです。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 繰り返しになりますけども、契約審査会で審査された結果ということですよ。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。じゃ、この日建設計では判断していないということでした。

では、次にこの契約審査会の判断と野洲市入札監視委員会の判断についてお伺いしたいんですが、これ、議事録とかがちょっと見当たらずで、これ、大体それぞれの所要時間というのはどれぐらいの時間で審議されたのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 資料はございません。わかりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、それぞれ1日で終わってはいるんですけど、おそらく内容からして1時間以内ぐらいで終わっているのかなとは思いますが、大体そういう理解でよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 臨時、第4回の契約審査会を開いていただきまして、1件の契約の審査をしていただいているということから、1時間程度以内という考え方はできます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その1時間で、この大規模な事業計画について、1社随意契約が妥当であるかどうかを含めて、議論が行われて適正とするのに、正当性があるんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 契約審査会の審議というので、時間でどうのこうのというものではないというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次、行きます。この国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金の交付対象事業として交付決定の結果が、これ、妥当性についても述べられてはいるんですが、これは別に、別の機関の審査を受けているというふうに陳述があったんですが、これ、本件は1社随意契約とは全く関係ないものであると思うんですが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私、もう大分のことだから、おっしゃっておられる意味がわからなかったんですけども、契約審査会は私、一切、首長が関わるのはだめなので、関わっていませんけど、今、その他に何かアドバイスを受けられたのか、29年1月26日の全員協議会のを引いておられるわけですね。引いておられるんですね。ここに一応中間報告なんですけど、実質は、その当時聞きました。最終報告だというので、実質内容は。ここの4ページにまとめと書いていますね。これ、読んでおられますよね、(3)。発注者の設定予算を基本に、現在の基本設計が責任を持って云々で、実施設計を、現在の基本設計者が責任を持って実施設計を行い、実施設計概算をまとめることが望ましいと。実施設計者を交代する場合、実施設計DBまたはECIに期待される効果がそれを覆すほど大きいものではないと考えられる。よって、現在の基本設計者を、実施設計者及び工事段階の工事管理者に据えることができる従来型の工事のみ発注する方式を選定したと、まとめに書いていますよね。だから、これを参考にして判断したというふうに私は聞いていたんですけど。これで問題ないじゃないですか。これに何か疑義が存在するんですか。今、ちょっと改めて1年以上の前のことだけでも。だから、中間報告ではあるけども、全協にも示していませんし、このときにだから。

○10番（稲垣誠亮君） 随意契約の設定方法については踏み込んでいないということと言っただけです、僕は。先ほど聞いたとおり。

○市長（山仲善彰君） いやいや、随意契約ないじゃないですか。現在の基本設計業者に実施設計を発注することが好ましいという判断を。随意契約までこの調査で踏み込みませんよ。それは、自治体の裁量の範囲だから。だから、基本設計と実施設計を分離するのか、

あるいはデザインビルドでやるのか、E C Iでやるのかなわけですから、ここに答えは出ているじゃないですか、今、読み直したら。

○10番（稲垣誠亮君） いや、随意契約の妥当の正当性として、これは。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後4時34分 休憩）

（午後4時34分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 中間報告は1月26日の全協でお示ししています。中間報告の文書そのものをお示ししています。中間報告という名前ではあるけれども、まとめではっきり、この事業を精査した結果、基本設計業者に実施設計させることがよいという判断がされているから、これをもって担当課、担当者は判断をして、契約審査会にかけるということになったわけですよ。もしか、これもうちょっと細かく通告してもらったら、私も徹底的に課題の答弁を議論していますから、もう1回これを読み込みましたけど、この判断は、ただこれが権限がある人がやっているわけじゃなしに、国交省の制度の中で、国交省が依頼した大手ゼネコンがやってくれているので、ただこれは貴重な意見なので、まずこれを議会に報告した上で、だから、随契かどうかというのは、自ずから随契になるじゃないですか。基本設計業者にやるということは。基本設計業者はもう決まっているわけですから。

さっきから理解できなかつたんだけど、どこに問題があるのか。もしか国交省の制度についてのご質問であれば、国交省も、何回も言うように基本設計業者と実施設計業者を同一にした方がいいと言っているから、何も問題ないと思いますよ。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 問題ないということで、じゃ、わかりました。

では、次、行きます。基本設計業務委託契約の落札者が、実施設計業務委託を行う前提の公募型プロポーザル方式の方式を採用していない以上、1社随意契約とすべき合理的根拠が存在し、他の事業者では契約遂行が不可能であるとする根拠があったかどうか。一定水準の技術を持つ事業者が他に存在しない等の立証責任が高い完成度で果たされていることが、カバナンス上必要であると認識します。立証責任を詳細に求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、他の事業者ができないという判断をやろうと思ったら、他

の事業者に調査を依頼したり、資料をもらわなくてはだめなので、発注というのは、できるだけいいものを安く、かつ時間との競争でもあるわけです。だから、通常、この発注方式には、地方自治法上、全く問題ない。今、稲垣さん、自分の言葉じゃなかった。誰かにガバナンスとか、他の事業者に、これができないことの立証がない限りだめだとおっしゃったけども、それは無理ですよ。全国にゼネコン。ゼネコンじゃない。ゼネコンサルタント、設計業者はたくさんいます。当初も4社応募があって、その中で専門家も入れて、審査をしていただいて決めた業者です。基本設計しました。じゃ、基本設計をどうつなぐかとなったら、最大限、普通だったら、もう庁内の判断で行けますし、まちによっては1本で行っていますよ。隣のまちなんか、今の病院なんか、全部スルーで行っていますよ。おそらく図書館でも評判になっていますけども、随契のはずですよ。全てが随契のはず。滋賀県がやめたあの美術館も、全てが随契。野洲は最初にきちっと段取り踏んで、窓口を開いている。そして、その基本設計をやった業者の成果も踏まえて、専門家にも問いかけて、一緒にいいじゃないですかと言われるからやっただけであって、今、稲垣さんが言われた他のチャンスがあるかどうか探ろうと思ったら、もう1回全部のところに声をかけて、できますか、できませんか、幾らですかとやらんといかんですけども、それは、慌てるわけじゃないけども、最大限慎重にやって、ここまで遅れてきて、消費税との競争。その中で、そんなことをやらなくても、こんな一般的なやっていませんよ。実施設計と基本設計、1本にやっているの、どんどんあるし、ましてや、施工まで1本でやっているところがありますよ。監査請求されたらどうですか、滋賀県に。新生美術館。県民だからできるじゃないですか。ここまで徹底的に全てもう1回、実施設計をやるときに、全ての設計コンサルに可能かどうか。そんなことをやれと言われたら、それはもう過大な要求。そういうことだったから、この質問があるんですね。

いずれにしても、監査請求されて答えましたし、監査も私は妥当だと思います。これからしたら。いずれにしても、最終判断は、庁内第三者機関である契約審査会です。全部見てませんよ。私も滋賀県で契約審査会、3年やりましたけども、担当係長で。滋賀県の場合、副知事、今、どうしているか知らないけど、副知事がトップでやっています。膨大な案件があるのに、まず事務でさばいて、報告をして、課題になるところだけを議論するのは、契約審査会です。今、何か1日とか2日とか、全部文書を見て、契約審査会でやりませんよ。ポイントのところクリアできるかどうかだけをやるわけですから。お問い合わせの意味がわかりました。自分で課題を想定して質問しておられるから、それはこちらとは

かみ合わない。

以上、答えとします。

○議長（橋 俊明君） お諮りします。本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

最後までやりたいと思っているんですけど。ただおっしゃるとおり、いろんな流れがございますので、皆さんの意見を聞いた上で判断させていただきたいというふうに考えています。

ご異議ございませんか。

（「稲垣議員まででやって下さい」の声あり）

○議長（橋 俊明君） それでは、稲垣議員までを時間延長いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員、続けて下さい。

○10番（稲垣誠亮君） では、他の事業者では遂行契約が可能、不可能ということは、議論に出ていないということで理解いたしました。

じゃ、次、済みません。3と4はちょっと飛ばさせていただきますので、次、させていただきます。

5番の都市計画税の導入についてお伺いいたします。平成22年2月16日付で、野洲市西河原自治会長、吉川自治会長、錦の里自治会長、六条自治会長の連盟で、都市計画税を導入しないことを求める要望書が782名の署名をもって提出されています。反対の理由として、私たちの住んでいる地域は、既に区画整理が完了して久しく、都市基盤もほとんど整備しています。また、土地の譲渡や取得に関わる多額の国税や地方税を納付しており、今なお、周辺地域よりも高額な固定資産税を毎年納付していますと述べられています。今回の導入検討に至った経緯は、これら4自治会の総意が社会状況等により賛成に転換したことを執行部において確認済みであると理解していいか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、議員の都市計画税のご質問にお答えします。

まだ今、順番に提案の取り組みを始めているわけですし、いきなり今、ご提案、ご指摘のあった皆さん方にどうのこうのというものではないと考えています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 都市計画税導入に関わる市街化区域の市民の賛否については、どのように確認される計画か、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市民の皆さん、いろいろなご意見がありますけども、これは従来から申し上げていますように、市民代表の議会でご審議いただいて、最終的に判断いただくものだと思っています。ただ、当然、可能な限り、市民の皆さんには情報提供するなり、意見をお聞きする場は持ちますが、最終判断は稲垣議員はじめ、議員の皆さんです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、前はこれ三上、北野、祇王、兵主、篠原、野洲コミセンで市民懇談会が開催されて、関心も高かったようで、多くの市民が訪れ、意見が集約されたとのことですが、当然のことながら、これ、また同様に、規模で行っていただけるということによろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然ほぼ同様で行います。ただ、あのときは、集中改革プランと一緒にしたから、余計に関心が高かったと思いますが、今回はあの当時のように、バスをどうするかとか、あるいは無料のお風呂をどうするかとかというのは入っていませんから、どこまで市民の皆さんがご関心を持っていただけるかはわかりません。

それと、学区ごと以外にも、各自治会から要請があれば、自治会にも出向いていますので、少なくとも西河原の自治会館、私の記憶では2回は伺っていると思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） かぶるかもしれませんが、都市計画税はこれまで導入してきませんでした。消費税の引き上げを来年度に控え、この時期に導入する理由について、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどから何回も申し上げますように、これからの野洲市の都市的な整備、これによって発展と安全と潤いのまちづくりのための財源としては、欠かすことのできない財源だというふうに判断したから、提案を申し上げます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、4番、行きます。野洲市は、都市計画税を導入する以前に、都市計画構想の先進性がまだ成熟していないように思います。性急に導入すれば、地

域間の意見の対立する可能性もあり、0.3%ありきではなく、いま一度慎重な検討が求められると思いますが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 都市計画のこれからのプランですけども、今、地方創生でも課題にされたので、まちづくりプランはお示しをしていますし、滞っていた都市計画の中の市街化区域の設定も平成22年、3年、久々に大規模に17.4ヘクタール、順番にやってきましたし、地区計画制度を使って、本当に何十年も、事情を知っておられる方はびっくりされているんですが、竹ヶ丘の開発も成し遂げました。かなり苦勞しましたけども。だから、順番に都市基盤整備は進めてきていると思っています。ましてや、先ほども言いましたように、雨水幹線も初めての事業でやっていますし、3、40年滞っていた国8バイパス、湖南幹線もやっています。ただ、これ以上に進めようと思ったら、都市計画税なくしてプランは描くことができない。これ、本当にまちのことを普通に考えられたらわかると思いますよ。それと、いろんな面から見ても、大津から長浜まで、都市計画税を設定しておられるのに、野洲だけがぽつんと抜けて。だから、その覚悟だったら、私はそれでいい。そこの選択です。なしで頑張ろうと。これからも頑張ろうということだったら、私はそれでいいと思いますが、それならもう、過大な要求もなく、ちょっとよそとは違うまちづくり、それで納得だったら、私もそれで結構です。あえて、もちろん消費税とかいろいろありますけども、それを待っていたら、そんなもん、またいつの時代に景気がどうなるとか。消費税だって、2回先送りされているんですよ。平成15年、いや2015年に国会で決められて、絶対やりますと言われて、遅らされて、今度はとって、また遅らされているんですよ。だから、それは国は国、地域は地域で責任を持って財源確保して、まちづくりをやるというのは、まさに市民の主体的な気概と取り組みではないかなと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この都市計画税の納税義務者を説得するだけの都市計画税を充当すべき新規事業がないと思うんですが。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） たくさんあるんじゃないですかね。今、竹ヶ丘のときに、私はL字型の道路で、竹生の交差点につなぐ。県はあそこはさわれないと言って、プランに入らなかったんです、アクションプログラム。でも、プログラムに入らなくてもやってく

れというのでやりました。そしたら、地元自治会の要望で、先線を延ばしてくれということで、これは本当は私が知る前にもう約束がしてあったので、途中まで延ばしました。あの先線をきちっとつながないと、当然問題ないと思ったんですけど、市三宅の方も問題ですし、通勤者は通勤者で問題です。だから、あれをどこへつなぐのか。一番いいのは、国8バイパスの受益で、まっすぐ大畑、七間場の道路につなぐのはいいんですが、あれをどこへ生かすのか。今、議論しているのは、行畑の隧道をおりて、まっすぐ市三宅のところをまっすぐ。今、くねくねと別の道がありますけども、広い道でまずはあそこにつなぐことによって、中主側からとか、竹ヶ丘から来られた方が、こちら側へアクセスできるようとか、それと、国8バイパスが通りましたら、今、この間も実のところは、国交省が来てくれて、視察してくれたんですけど、村田も寄ってもらいました。実感していただきました。でも、まだ計画決定まで行っていません。事業認可まで行っていません、延伸が。そうすると、予定どおり4、5年でここまで来れば、ここからの車の負荷が高まりますから、できるだけ早く都市計画街路で市内の方は、その渋滞に巻き込まれないように、国8バイパスから市内の中心部、あるいは浜の方へ流していく計画も要ります。本当にやること、いっぱいですよ。

野洲は都市公園が本当に少ない。今ある都市公園の計画、ご存知ですか。全然できないところに絵が描いてあるんですよ。野洲川の河川公園ぐらいじゃないですか。まともな都市公園がない。もっと風格のある市民が憩える都市公園とか公共空地。これ、私、前から願いなんですけども、でも、そういうことをつくって維持管理しようと思ったら、まずつくだけでも財源が要ります。ましてや今、排水対策、中小河川、ほったらかしですよ。やることないというんやったら、もう議案に反対するのが市会議員さんの仕事みたいに受け取れますけど。こんな展望が私、いっぱいあって、でも、これまでは財政が厳しかった。学校耐震化、保育園、病院が来た。でも、ようやく、私、いつまでもやるつもりないですけども、財源の布石、ビジョンに見合う財源の布石をやっておかなかつたら、これからの野洲はないですよ。という本当に心からの提案なので、やることがないとおっしゃったら、稲垣議員にはやることはないんでしょうけど、私が思っている野洲のビジョンからすると、やることがある。さっきの誰かのご質問に答えたように、総合計画のロードマップの議論の中で、本当に私、痛感したんです。これは絶対もう1回、提案せんとだめだなと。部長たちに聞いてもらったらわかりますよ。その後、ある意味で、部長たちにしたら、突然に部長会議で言ったわけで、部長会議ですから、それでいいんですけど。ということです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ただそうは言いまして、具体的な事業計画には上がっていませんし、都市計画税導入が住宅開発とは違うと思うんです。

以前、都市計画道路についても、4路線について、全線廃止、一部廃止するという方向性が示されております。明らかに後進的なものだと思います。

本市の、先ほど質問しましたが、本市のランドマークにおいて、駅前というのは、野洲市のランドマークだとは思いますが、やはり先導官民連携支援事業含めて、高い事業スキームの検討を年内に行うとありましたが、こちらに関してもゼロ回答であり、可能性についても具体的には述べられておりません。なので、都市計画税が絶対だめだとか、北村議員と同じで、僕はだめだと言っているわけではなくて、やはり先進性、事業計画の構想自体が、やはりまだ成熟していないと思うんです。なので、もう一度慎重な検討を、再検討されてはどうかということをお伺いしております。

○市長（山仲善彰君） 何を検討。

○10番（稲垣誠亮君） 再検討。

○市長（山仲善彰君） 何を。何の再検討。

○10番（稲垣誠亮君） 都市計画税を再検討。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後4時54分 休憩）

（午後4時54分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど何か都市計画道路を消したとかおっしゃったんですけども、野洲川右岸線を勝手につくっておいて、川の中に走っている道路の線を消したのと、あと、市三宅北櫻線、あれも全く見込みはないのを消したのと、それと、あそこの中主の営農センターからまっすぐ、田んぼを三角形に切って行って、安治のところから湖岸に入る道があったので、それは野洲川右岸線の前提で菖蒲線があるのに、地域に聞いたら、その田んぼ、一番いい優良の田んぼを三角形に切ってもらったら困るというので消したわけで、消しておいてじゃなしに、見込みのない道路を消したのを、何かいかにも都市計画道路を消しておいてということですけども、それは全く違います。

それと、いいかげんに計画は出せませんよ。現に、今、都市計画税で充てられる事業も、

それなしでやっているわけで。雨水幹線もそうですし。先に全部計画を出したら約束することになるじゃないですか。だから、制度は、都市計画税というのは目的税ですけども、一般的な制度は、制度があつて、何に使います、何に使いましたの報告。でも、実際は、なかなかそこまでもやられていないんですよ。まさにどなたかおっしゃったように井勘定されている。私は、それは絶対やらない。でも、今の段階で、こことここを計画しますから、都市計画税をいただきますと。そこはさっきのコンサル業者のあれと一緒に、これは難しい。

いずれにしても、検討は今、提案しているわけですから、自信をもって否決していただいたら、それはそれで覚悟でいいじゃないですか。私の収入にするわけではなしに、私も都市計画税を実質払わんといかん立場なんですから、痛みは感じていますよ。

だから、私が提案しているのをとめるというのはおかしいので、二元代表制だったら、堂々と提案下さいと。審議いただいて、問題があれば否決されたらいいじゃないですか。提案をとめることを質問で言うなんて変ですね。意味がわからなかった。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 済みません。先ほどちょっと確認しておりませんので、会議時間を延長することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

これが抜けておりましたので、申しわけございません。

それでは、引き続いて、稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これが0.3%ありきではないということで理解していいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もちろん0.2か0.3と。0.3が上限ですから、これからのご意見を聞いた上で判断するということですよ。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 趣旨としては、現状、やはり一般会計からの繰り入れで対応すべきなのは、本市の構想を見る限り、一般会計からの繰り入れで対応すべきなのではないかということで申し上げます。

次、行きます。都市計画事業の利益は、市民全体に関わることであり、本市の場合、市

街化区域と市街化調整区域の格差は小さく、市街化区域の市民だけが一律に10、ゼロで都市計画税を負担するのは、税の公平性に欠けるのではないかと思います、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 都市計画税の制度からすれば、これは地方税法で定まっていますから、目的税ですから、その税が市街化区域に住んでおられる方に利益になるように。まだ今、いただいているわけですから。これ、鶏の卵です。今、税をいただいている、市街化区域外の方についていたらだめですけども、これから税をいただいて、都市計画税をこれに充てますという提案をした上で使うわけですから。制度ができる前に、受益がないというのは変です。受益はないです、今、都市計画税、ないわけですから。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次、行きます。都市計画を目的とする増税を行うので、新税を行うのであれば、固定資産税の見直しによる代替措置により、税の公平性に配慮した検討はもう既にされているのか、固定資産税の上限を含め、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと意味がわからないんですけども、かつて提案された固定資産税に0.1、率を乗せるとかそういうことをお問い合わせであれば、固定資産税の税率の上乗せは、稲垣議員はどう思っておられるのか知りませんが、私はこれはやるべきではないと思っています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 次、進ませていただきます。平成28年度の野洲市長選挙において、選挙公約として都市計画税の導入については上げられなかったと思います。市長選挙の前には、自治会との懇談を含めて、都市計画税は導入しないと議事録でも私、見ておりますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 増税の議論は、基本的には病院で増税かどうかという認識で私は答えていました。全ての記憶はないんですが、いずれにしても、先ほどから申し上げますように、ここ2年、国8が進んだり、湖南幹線、目途が立ってきて、今の都市計画区域の見直しの議論の中で、率直に言って、今、提案をさせてもらって、市民の皆さんに判断を委ねることは、少なくともやっておかないといけないのではないかなというふうに思

ったから、提案しているわけです。

だから、前の選挙のときに言ってなかったかといったら、都市計画税は、はっきり私は言っていません、それは。それは、誰かにも言いましたように、1期目でもそうです。ころころ変わるじゃなしに、説明責任を果たした上で、あとは市民の皆さんと議員の皆さんが、私が言っていないからという反対もあるかしらんけども、それは余り積極的な反対ではないですね。野洲の現状と、野洲のこれからを判断いただいて、賛否をいただきたいと思います。私が言ったから、言わなかったからとか、山仲が好きだからとか嫌いだからというのは、健全な政策判断ではないと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。多分、駅前自治会との懇談会だったと思うんです。議事録も含めて、僕、ちょっと見返してはいたんですが、このときにはっきりと導入しないということは、議事録上、市長は述べられていて、なので、純粹に今回、提案されるということは、政策変更ということで理解してよろしいでしょうか。別にそれがだめだと言っているわけではなくて、変更ということで理解したいんですが、どうですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） だから、正直に申し上げたように、1カ月半ぐらい前までは、都市計画税の概念は全くなかったんです。だから、都市計画税を当分の間は、私は野洲市はかけないで賄えるかなと思ったんですが、ここの総合的な判断からすると、都市計画税を今、提案すべきと。否決されたら否決されたで、1回確認ができるかなと思っていますから、そこで政策変更。今、国の状況とか社会状況とか市民生活とか、プラス、マイナスいろいろ考えて、そして異常なことではなくて、長浜から米原も含めて、大津まで制度化されているのであるから、責任を持ってと。

この間、いろんな議員の方とお話ししていると、もちろん賛成の議員の方からですけども、議員提案もできたらいいのになとかいうご提案もあるので、何も議員提案でしていただいてもいいわけですよ。自分たちの報酬だけ、ああいうだけの提案じゃなしに。私は、次の選挙、出るか出んかわからんけども、あしたからでも増税市長やと言われる覚悟も含めて、胸を張って言っているわけですよ。反対するのは簡単ですよ。何も私に合わせてというよりは、稲垣さん、提案したらいいじゃないですか。

○10番（稲垣誠亮君） 何をですか。

○市長（山仲善彰君） 都市計画税を。稲垣さん、反問できないからだけど、これ、本当

に生産的でない議論をしているんですよ。私が提案権がある。条例ですから、提案権ありますから、何も議員さんも提案していただいたらいいと思いますよ。反対だったら反対でやってもらったら、こんなところで出すなら出せとか、そんな話は意味がないし、まだ財源でもない、都市計画税の受益を受けておられないとか、これは禅問答の話ですよ。

以上、お答えになっていると思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私、これ、都市計画税については、私も反対ありきでは決して述べていないんです。もし導入するのであれば、同等の事業計画、都市計画の事業計画が必要であるということを、私は述べております。

では、8番、次、行きます。都市計画税の導入を検討し、実質的な増税を課す可能性がある以上、市民理解を得るため、今回の人事院勧告に基づく議第117号の特別職条例改正の上程は、議第118号の一般職員と比べ、政治的判断を含む余地があり、市民感情を配慮し、上程を再検討してはどうかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、議員がそれによって賛成されるというのであれば、取り引きじゃないですけども、下げてもいいと思いますよ。ただ、財政難ではないですし、職員含めて人事院の勧告に従った報酬なり、給与なりの運営をしていますから、ですから、厳しいときでもやっていますし、今、野洲市は、皆さん方に説明した上でですけど、ご認識いただいているかどうか知りませんが、調整手当がないので気の毒だし、職員が確保できないので、あえて上乘せもしています。私の分だけ減らせとおっしゃるんだったら、喜んで何も減らしますけども、それをやったら、失政とか、財政難で減らすということになりますから、そのご提案もすごく後ろ向きの提案です。だから、お金が欲しくて、私、言いません。いただけるものはいただきたいとは思いますが、何もその程度でいいのであれば、私はご提案で、稲垣さんが、それをやったら、あえてこんなところでそんな細かいことを言うておられるんだから、それによって賛成するとおっしゃるんだったら、ひっこめますけど。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） やはり市民感情、やはり今回生活が、年間の課税をされて苦しくなる方もいる以上、これ、上程時期とかを再検討してもいいかとは思ったんです。やはり特別職に関しては、人事院勧告に必ずしも、他市を見ていると、従っておられる場合

でも、場合だけでもありませんので、お伺いいたしました。

では、次、行きます。今回の導入検討に至った背景は、市民病院整備事業への一般会計からの繰入金によって相対的に減少する投資的経費、政策的経費を確保しなければならないことも、全体の一因であると思慮いたしますが、この点、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 基本的には全く発想は別です。ただお金に色はついていませんから、体力の造成にはなりません。でも、都市計画税を認めていただかなければ、病院はやめるとか、進まないというものではないです。ただ、本当に結構ショックなんですけども、ここまですがりつかれるかなということで、さっき資産調査がどうのおっしゃったときに答えましたように、事務レベル、私も入ってかなりの仕事をしています。なのに、監査請求は起こされてもいいんですよ。正当であればどんどん。でも、いわゆる風評被害というのは本当に恐ろしいです。説明して回れない。だから、監査請求が出ている要因ということをおっしゃられる方も結構いるんです。市民の方もおられるし、特に医療関係者、そしてこれから野洲病院で働こうという方もおられる。訴訟まで起こされて、幾ら説明しても、これは厳しいです。もうそんな都市計画税と連動するつもりは全くないです。本当に純真にごまかしもなしに、これからの野洲のまちで提案していますが、今日は本当に、あした、土・日で仕事もありますけども、病院事業をここまでやられるのかと。これはここで賛成いただいている議員もおられるし、まちで出会ったら、いつやと。岩井議員も、昨日も質問で生きているうちにできているんやろうかなということなんですけども、裁判を抱えながら、私はもしか起こっているのであれば、今、議員がおっしゃったんだから、確かだと思っと思うんですが、帰ったらもうちょっと情報が入ると思いますけども、また職員が仕事に忙殺されるし、私も関わらんとはいけません。そこまでして病院をつくるのか。いろんなところに、これは問題ないんですよと言いに回らんとだめなんです。これは、ぜひ共に共有していただきたい。脅かすわけではないんですが、1つの大きな判断をしないといけないのではないかなと思います。こんだけ厳しい中で監査請求、連続、かつ裁判まで起こすと。マッチをすっていたら燃え上がりますよ。消しにいかないかんの。というふうに思っています。

だから、都市計画税は病院とは連動していません。体力のないまちなんです。頑張っているけども、これ以上伸びようと思ったら、何回も申し上げるように、そこが市会議員さんが同じように見れていると、私、思っていますけど、何人かの議員さんは、さっき言

ったように、議員が提案すべき問題でもあるよねとおっしゃっていただきました、野洲の展望を考えたら。野洲市だけが率先して都市計画税を提案しているんだったら、これは何とか、あるいは給料を減らしてですけども、並みの制度ですよ。並みの制度で、何でこんなエネルギーを使わなあかんのかな。不思議ですね。都市計画税、設定されているまちなにも、反対党派の方もおられますけども、ぜひ2月。1月、2月、ご議論いただいて、3月は提案したいなと思っていますので、判断いただければと思います。

都市計画税以外に病院は稲垣さんの情報を聞くと、厳しくなっていると思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、先ほど市長から指摘されたので申し上げておくと、この住民監査請求の私、本当に関係ないんですよ。一味とか何かそんな表現がありましたけど、一味でもありませんので、全く第三者として質問しているので、そのあたりは誤解のないようお願いしたいと思います。

また、議員報酬の話もそこで改定の話もふれられましたが、私はその発議は今回、賛成議員には入っていませんので、その点も誤解されては困るので、ちょっと申し上げておきます。

また、今回、質問終わりますけども、執行部からすると、大変厳しい質問をしていると思いますし、嫌な思いを、嫌がられていることはあるかもしれませんが、やはり私の本意としては、全く問題ないんだよとはね返していただけるぐらいで、政策の精度を高めていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、12月10日は午前9時より本会議を再開し、本日に続き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでございました。（午後5時10分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年12月7日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 東 郷 克 己

署 名 議 員 山 崎 敦 志